

第百十八回国会 参議院文教委員会會議録第六号

平成二年六月二十一日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月十三日

辞任 木暮 山人君

補欠選任 木宮 和彦君

小西 博行君

橋本孝一郎君

六月十四日

辞任 木宮 和彦君

補欠選任 本村 和喜君

橋本孝一郎君

小西 博行君

六月十五日

辞任 本村 和喜君

補欠選任 木宮 和彦君

六月十八日

辞任 森 暢子君

補欠選任 八百板 正君

六月十九日

辞任 八百板 正君

補欠選任 森 暢子君

出席者は左のとおり。

委員長 柳川 覺治君

石井 道子君

理事 石井 智治君

田沢 智治君

委員 粕谷 照美君

山本 正和君

委員 井上 裕君

石井 一二君

木宮 和彦君

世耕 政隆君

森山 眞弓君

会田 長栄君

局長 長栄君

第六部 文教委員会會議録第六号 平成二年六月二十一日【参議院】

事務局側		説明員	
常任委員会専門員	菊池 守君	厚生大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長	辻 哲夫君
厚生省健康政策局看護課長	矢野 正子君	厚生省健康政策局看護課長	矢野 正子君
文部省体育局長	前畑 安宏君	文部省学術国際局長	川村 恒明君
文部省高等教育局長	坂元 弘直君	文部省高等教育局長	野崎 弘君
文部省初等中等教育局長	倉地 克次君	文部省初等中等教育局長	菱村 幸彦君
文部大臣官房総務審議官	佐藤 次郎君	文部大臣官房総務審議官	横瀬 庄次君
文部省生涯学習局長	横瀬 庄次君	文部省生涯学習局長	横瀬 庄次君
文部省初等中等教育局長	菱村 幸彦君	文部省初等中等教育局長	菱村 幸彦君
文部省高等教育局長	倉地 克次君	文部省高等教育局長	倉地 克次君
文部省学術国際局長	川村 恒明君	文部省学術国際局長	川村 恒明君
文部省体育局長	前畑 安宏君	文部省体育局長	前畑 安宏君
文部大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長	辻 哲夫君	文部大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長	辻 哲夫君
厚生省健康政策局看護課長	矢野 正子君	厚生省健康政策局看護課長	矢野 正子君

農林水産省農蚕園芸局普及教育課長 鈴木 信毅君
通商産業省産業政策局サービス産業官 桑田 始君
労働省職業能力開発局能力開発課長 小島 迪彦君

本日の会議に付した案件

○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○学校教育法の一部を改正する法律案(山本正和君外一名発議)

○学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(小林正君外一名発議)

○女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(森暢子君外一名発議)

○委員長(柳川覺治君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十三日、木暮山人君が委員を辞任され、その補欠として木宮和彦君が選任されました。

○委員長(柳川覺治君) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。保利文部大臣。

○國務大臣(保利耕輔君) このたび、政府から提出いたしました生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国際化、情報化、高齢化など大きな変化の中に

あつて、二十一世紀に向かい、我が国が創造的で活力のある社会を築いていくには、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、国民の多様化、高度化した学習に対する需要に対応し、生涯にわたる学習が円滑に行われるよう、国及び地方公共団体を通じて生涯学習の振興のための体制の整備を図ることが必要となつております。

今回の法律案は、中央教育審議会の答申の提言を受け、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図るために、国及び地方公共団体を通じて必要な措置を定めることをその内容としたしております。今回の法律案の概要は、次のとおりでございます。

第一は、生涯学習の振興に資するための都道府県の体制の整備についてであります。今日、生涯学習の振興を図るためには、都道府県における学校教育及び社会教育に関する学習並びに文化活動の機会について、(一)これらの機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること、(二)住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと、(三)地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと、(四)住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと、(五)地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと、などの事業を推進するための体制を整備することが求められてきております。このため、都道府県の教育委員会は、これらの事業を相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとし、これら体制の整備に関し、文部大臣が望ましい基準を策定することとしたしております。

第二は、地域生涯学習振興基本構想についてであります。都道府県は、交通条件及び社会的自然的条件等から見て生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができるとし、必要な事項を定めることとしておきます。さらに、基本構想の円滑な実施を促進するための文部大臣及び通商産業大臣の必要の援助について定めるとともに、民間事業者の能力の活用のために、民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の業務を行う基金を設け、基金に対する負担金について損金算入の特例の適用があるものとしておきます。

第三は、生涯学習審議会についてであります。生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備のために、文部省に生涯学習審議会を置くこととしておきます。生涯学習審議会は、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十七日以内の委員で組織することとし、この法律及び社会教育法の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、学校教育、社会教育及び文化の振興に関し、生涯学習に資するための施策に関する重要事項及び社会教育一般等に関する事項を調査審議することとしておきます。さらに、生涯学習に資するための施策に関する重要事項に関し必要と認める事項を文部大臣または関係行政機関の長に建議し、関係行政機関の長に対し、資料の提出、その他必要な協力を求めることができることとしておきます。

また、都道府県に、都道府県生涯学習審議会を条例で置くことができるとし、都道府県の教育委員会または知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議するとともに、これらの事項に関し必要と認める事項を都道府県の教育委員会または知事に建議することができることとしておきます。

なお、市町村については、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとするとしておきます。

第四に、関係法律の改正等所要の規定の整備を行うこととしておきます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(柳川寛治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山本正和君 この生涯学習の大変長い前名の法律案でございますが、やっぱり生涯学習という言葉が出ますので、国民各界各層でも、いろんな何といましようか、疑問といましようか、また問題意識といましようか、そういうものがかなり出ております。衆議院でもいろんな議論があったようでございますけれども、まず私は生涯学習という言葉ですね、このことについて大臣はどういうふうな受けとめ方をされておられるか、そういうことをお聞きしておきたいと思っております。

○国務大臣(保利耕輔君) 生涯学習という言葉は大変広い意味を含んでいるように思います。人間がこの世に生をうけて、まずお母さん、お父さんからの家庭教育がある。さらに学校へ進むようになってからは学校教育がある。並行して家庭教育も行われておるわけですが、さらに卒業した後、あるいは卒業する前からもあるかもしれないが、いわゆるいろいろな文化活動があります。さらに社会教育というような分野があります。そうした一連の教育を受けていく、そういうものを生涯を通じて受けるということが生涯学習であるというふうに私は考えておりますけれども、その意味するところはまた非常にいろいろな意味がございまして、生涯学習をすることによって人間の能力と、さらに人格を高めていく。そして、そうした高められた能力あるいは磨かれた人格と、いろいろなものが正しく社会に評価をされていかなければならない、こういう社会をつくり上げていくということが生涯学習の一つの目的でもあるうかと思っております。

生涯学習の言葉の定義そのものは、生涯学習とは、基本的には国民一人一人が生涯にわたって行う学習活動のことである。これはやや字引的な定義になろうかと思いますが、その言葉の裏にありますが背景、そして理念というものは、今私が申し上げたようなことであろうかと、このように考えております。

○山本正和君 私も高等学校の教員として長い間教育の仕事をやってまいりました。そういう意味から、教育という概念、それから学習という概念、これはかなりいろんな立場によってこの概念の違いというものが議論もよくされるわけです。そして、生涯ということ、この文字をそのまま読みますと、これは生きている限り、生ある限り、こういうのが生涯と言ってもいいんですね。生涯学習、これは生涯教育である。ですから文部省の中に生涯学習局というものを設置した。そういう意味からいいますと、単に法律的な意味で法律用語としていろいろと解釈するということ以外に、生涯学習というその概念が一般国民といましようか、あるいは普遍的に人間に対して与える意味というものは、これは非常に大きな深いものである、こういうことを私は思うんですね。

ですから、今の大臣のお話を聞いておりますと、大臣はいろいろとお考えがあつて言っていることはよくわかるわけですが、専門的な立場で、局長、これはどういふふうに考えておられるのか、一過事務当局としての見解をこの際聞い

ておきたいと思っております。

○国務大臣(保利耕輔君) 先ほどの私の答弁の中でちょっと抜けていたことがございますので、恐縮ですが補足をさせていただきますと思います。学習という中には、自発性というものがやはりあるうかと思っております。そのことを申し上げるのをちょっと忘れておりました。

それから、今のお話に関連をいたしますと、私自身、教育と学習というのはいさ言葉のニュアンスが違ふなと思っております。これは衆議院の方でもお答えを申し上げたところでございますが、その下に者という字をつけてみると一層よくわかるのではないかと、教育者あるいは学習者。これは教育者は教える者であり、さらに学習者は学び習う者である。やや与える方と受ける方という感じがするのではないかと、私はこのように感じております。

○政府委員(横瀬庄次君) 私からこの法案において用いられている文言の意味につきまして私どもの考え方を申し上げますが、まず生涯学習という言葉でございますが、この法律において用いられているあり方につきましては、私どもは基本的には国民一人一人が生涯にわたって行う学習活動のことであるというふうに考えております。これは先ほど大臣が申し上げたとおりでございます。こういうような意味での生涯学習という用語は広く一般的に用いられるところでございまして、立法技術上も、特にこの法案についてそういう定義規定を設けるという必要はないというふうに考えまして、特に定義規定は設けなかったわけでもございます。

また、反対の意味でございすけれども、生涯学習というものが、先ほど大臣から申しましたように、自発的に学習を行うという形でこれから実体が形成されていく。まだ我が国の場合、生涯学習ということについてはほんの緒にいたばかりでございますので、これから実体が形成されていくというふうなことでございすので、国がある程度法律で固定した定義を行いますと、それは今

後そういう本来自由であるべき個人の学習活動について制約をかけるものというふうな受け取られるおそれもあるということから、特に定義は置かなかったということでございます。

それから、生涯学習と生涯教育の違いでございますけれども、これは最初にこの違いについて我が国で触れましたのは昭和五十六年の中教審答申でございます。このときの題名は「生涯教育について」ということでございます。

それで、このときに中教審が初めて生涯学習という言葉を用いたことになりました。この意味といたしまして、「人々は、自己の充実・啓蒙や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じて、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。その意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」、こういうことでございます。

そして、「この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。」というふうなことをいまして、この中教審では、学習者の立場から生涯学習、そしてこの学習者に対して学習環境を整備していく、そういう立場から生涯教育というように使い方をしております。私どもの理解としてはそういうことでございます。

○山本正和君 教員になる場合に、教育学をかなりみんな勉強しておられるわけですね。そして、教育学の観点からさまざまな議論をしていて、そして子供の指導に当たる。ですから、そのときに教育学というものの十分な自分の理解というものがあるのとなんかによって、例えば教科の学習をするについても、いろいろと教師と生徒の関係というものが変わった様子が生まれてくる。

これは外国では、いわゆる我が国の文部省に相当する教育行政、その専門家の人は教育学をかなり深く履修しているわけですね。そして、その教育学の履修の上に教育行政というものが行われるという国がかなりあるわけですね。私は文部省の中で役所の皆さんが教育学を勉強していないとは言いませんけれども、もう少し専門的に教育学の観点から言葉を使うについても、もっと厳密な使い方があっていいんじゃないかということをちょっと思ったものですから、今大臣と局長にお伺いしたわけです。

私どもが子供と接しているのと生きていくという中で、子供自身が持っている力、それを引き出す作用、生きていくとする子供の力を引き出すとするその営みを教育というふうに私どもは普通考えるんですね。引き出す、あるいは耕すと言ってもいいんですけれども、そういうふうなことをよく言う。

学習というのは、これは人間が本来的に持っている生きていく力ですね。生きていくとすれば、いやでも応でも毎日毎日いろんな経験を積み重ねます。毎日毎日の知識を吸収していきましますね。そういう中で、自分自身が赤ちゃんとしてこの世に生をうけてから、そしていよいよ生を終わるまで、その間の自分の人生の総蓄積、その過程における営みを学習と称する。これは私どもはそういうふうな言いわけですね。だから、子供に接する場合には、子供は、我々が教えようとしている事柄と外れていようと外れていまいと、それは学習の中の一つの過程である。教育というのは、その中で伸びていくとすると力というものを引き出してやったり、あるいはいろんな形で力を加えたり、さまざまなことがあって行われる営みが教育なんですね。

生涯学習という言葉を使うのは大変そういう意味では難しい要素があるだろうと思う。ですから、ユネスコとか国際機関でも、この生涯学習という言葉を使うのについて、各国の言葉が全部違いますから、いろんな意味でこれについては議論が生まれている、こういうことだというふうな

私は思うんですね。ですから、生涯学習という言葉を用いて文部省としてお使いになるときは、教育的な観点からの意味づけ、これはもう十分にお考えになっているというふうなことは承知しておきたいんですけれども、そういう立場に立つて生涯学習という言葉をお使いになっていると、こういうことでよろしいでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 生涯学習という言葉の意味につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。そして、これはその後臨教審におきまして、それから今般一月三十日の「生涯学習の基盤整備について」の答申におきまして中教審におきまして、その過程におきましてその意味、理念等につきましている議論が行われておりますので、私どももそれに沿って承知をしている次第でございます。

今般の一月三十日の中教審の答申の中で、生涯学習の考え方について特に三点ほど留意すべき事項を挙げておりますけれども、その最後の項目、第三項目に、生涯学習は、学校や社会の中で意図的な、あるいは組織的な学習活動として行われているものだけではなくて、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション、ボランティア活動というふうなものの中でも行われるもの、ということが特に触れてございまして、いわゆる教育として与えるものが意図的に行われているもの以外に、学習というのは、もう少し広い対象といえますか、みずから自発的に、相手が特に意図的に行うものでなくても、そこから学んでいく場合があるということをごで特に強調しておりますので、そんな考え方で私どもも理解しておりますのでございまして。

○山本正和君 日本国憲法それから教育基本法、こういう中で国の役割あるいは公共団体の役割として教育についてはさまざまな規定がございまして、すなわち、憲法なり教育基本法なりというところの国の役割という中で、教育というものをやっぱ国がいろいろとやっつけていかなきゃいけない、これは当然あつてしかるべきなんです。と

ところが、学習というものの対して、これは国といえどもなかなか介入できない。こうあるべきだとか、こういうふうな形をしようとかいふことは、国としてはなかなか言い得ないものだろう、こう思うんです。

これは教育学というか、自分自身が、例えば学校の教師じゃなくてもいいんです、自分の子供に接してもそうだと私は思うんですよ。要するに教育ということとは、これは他から与える作用ですから、いろいろな形に出てまいりますし、それに対しては国がいろいろとかかわらざるを得ない、これはあると思うんですね。学習という部分はそうじゃない。例えばその国の国家意思と全然離れた形で人間が生きていても、その人間は学習しているということが言える。ですから、学習という問題を議論するときに、そういう意味で非常に難しい、場合によっては哲学的な内容を含めた議論がなければいけない、こういうことを私は思うんですね。

そこで、文部省が言う生涯学習というのは、私は狭い意味の、要するに人間が生きていく限りいろんなものを学び習おうとしていくという営みですね。それに対して国が教育の分野でかわろうとする分野をこでは狭い意味で生涯学習というふうに言っている、こういうふうな理解せざるを得ないんですけれども、そこはどうですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 生涯学習という言葉そのものは学習者に立った言葉でございます。これは行政的な方向を示すものじゃありませんが、生涯学習の振興の理念ということになりますと、これが行政的な方向を示すことになるわけでございます。

文部省といたしまして、生涯学習振興の理念というもののについてどう考えているかということをおっしゃると、基本的には、人々が生涯の各時期において自発的意思に基づいて適時適切に学習を行うことができる、かつその成果が適正に評価されるような社会を目指すことであるというふうに考え

ております。したがって本法案は、生涯学習の基盤を整備することが当面する重要な課題であるという認識に立ちまして、生涯学習の振興の推進体制の整備等々につきまして御提案を申し上げているわけでございます。

要するに人々が生涯学習を行うのについて、その環境を整備するといえますか、そういう全体の推進体制の仕掛けをつくっていくというのが国及び地方公共団体の仕事であって、あくまでもそれについては、国民の学習に関する自発的意思を尊重するようにというのが法案の第二条にも特に明記してございますけれども、そういう配慮事項を十分考えつつ、どういうふうな生涯学習社会が構成されていくか、それについてのいわば条件整備といえますか、環境整備といえますか、基盤の整備というふうなものをどう考えていくかというのが公の任務である、そんなふうに考えております。

○山本正和君 ちょっと話が組み合っていないんですよ。私はこう思うんです。教育という営み、これは国なりあるいは公共団体なり、あるいは親なりあるいは先に人生を生うけた者、これは後から生まれた者に対して、あるいは国民全体に対して、いろいろな意味での教育という営みは、これはあるべき姿とか何とかということが議論されるし、イメージもされ得るものだというふうに思うんです。

ところが、人間がその生涯、学習という営みをするということについては、あるべき姿とか、こういう方向に持っていくとかいうふうなことは本来不可能だと思う。しかし、その生涯学習をしようとするに對して、それを援助する、あるいは生涯学習をするに對して、それにさまざまな手助けをするといえましょうか機会を与えようとか、そういうことは可能だけれども、あるべき姿というものを想定して、生涯学習というのはこんなものだと想定しておいて、それはこういうふうにいふんだということによって、これをつくる、あれをつくる、こうするんだということは不

可能だろうと私は思うんですね。

これは十六省庁の間で大変議論があったとか何とかいふふうなことを私は聞きますけれども、要するに人間が生きていけば、日本の国の中に生きておればさまざまな活動をします。活動をすれば、国が行政機関をいろいろ配置しているように、それから大蔵省からあるのは公正取引委員会から、いろいろな機関がありますよね。人間が生きていくときには、それらの機関にいやが応でもかわらざるを得ないんですね。かわらざるを得ない中で本人がどんな学習をしていくんです。そのことを教育という分野から、これはこうである、ああであるというふうにしてまとめようとしても、これは不可能なんです。

ですから、例えば労働省は労働者の技術教育、労働者教育、あるいは通産省なら通産省は中小企業の経営者に対するさまざまな教育、これはそれぞれの中でやるわけですよ。各省庁には、それぞれ人間が生きていく中で勉強していく、学んでいくことに對していろいろな条件を与えていくということがそこで生まれるんですね。では、その生まれるものが何とされるかという、それもやっぱり生涯学習なんですよ。その生涯学習というものをやはりどうにかもって来ようとするというのを発想するならば、これは到底不可能である、できるはずがない。

だから、今度の法案が生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備と、こういうふうな難しい大変長い文章になっている理由は、すなわち生涯学習の本質からいって、簡単に生涯学習の振興のための法律、こういうふうになかなか出にくい。せめてこういう表現ならば生涯学習という言葉を使ってもいいんじゃないかという大変苦しい中から生まれた法律案というふうに私は読み取って質問しているんですけれども、そういうふうな受け取ってよろしいか。

○政府委員(横瀬庄次君) 生涯学習というものについては、まさに先生がおっしゃいますように国民が自発的に行うものであって、それはそのまま

尊重していく、そして機会の整備等々を図っていくことによって国民の生涯学習を支援するということに、そういう学習の機会というものをどういうふうにつくっていくかというのをどういうふうにするか、これは国民の学習ニーズにある、学習需要そのものにあるという立場でございます。

したがって、国民の生涯学習の方向というものをはっきり決めていくとか地方公共団体が決めていくということじゃ決してなくて、それは国民の自発的意思に基づいて、それぞれがどういう学習ニーズを持っているか、どういう学習をしたいかというのを基礎に置いて、その学習機会の整備あるいは先生が今おっしゃいました支援体制というふうなものをつくっていく。つくっていくその全体の方向をどういうふうな押さえていくとか、あるいは国民と学習機関の間をどうつないでいくとか、あるいは学習機関同士がどういうふうに連携していくかというふうなことは、これは生涯学習という観点からの行政がどうしても必要になってまいりますので、そういう基盤をつくらうというのがこの法律の考え方でございます。

したがって、大体、今先生がおっしゃった趣旨に基づいて、私もそういう方向で推進体制を整備する必要性を理解しているものでございます。

○山本正和君 私は三重県で退職教職員互助会の理事長をしております。私はことし六十三になりますけれども、八十何歳の人まで全部互助会の会員としてさまざまな会合を持っております。すると、幾つになっても人間は学びたい、生きている限り学びたいという要求があるんですね。退職された教職員の一人一人にとっては、自分が生きていて、それで例えば孫と会うこと、あるいは朝新聞を読むこと、一緒に会合へ出ていふような話をすること、後輩が訪ねてきて学校時代の話をいろいろすること、そういうようにその人たちがそれぞれずっと生きていく中で、自分自身のまだまだ見識が足りなかった、もっと学ばないやいけないことがたくさんあった、もっと学びたい

ということを書いておられる。そういう人たちが学びたいという意欲を持っているとのこと。

まあ今のはお年寄りの場合ですけども、今度は赤ちゃんが生まれてどんどん成長していく、成長していく中で、本当に子供は好奇心に満ちて、熱いものにもさわってみるとか、そういう人間が生きていく活動ですね。それで職業生活に入ります。例えば今病院の看護婦さんは大変な激しい労働の中で、十分な機会も与えられない中で一生懸命働いている。そこで看護婦という仕事をしながら、さまざまな自分の知識を身につけていく。またそれと同時に個人として、恋愛もし結婚もし子供も産むんですね。その中で人間として成長していく。

そういうふうな、人間が生きている限り、生きているということに伴って、自分が学びたい、習熟したい、そしてそのためにいろいろなものを自分で要求する、その営み全体が生涯学習だというふうに私は思うんですね。

そういう生涯学習に對してこの法律の意図するものは、できるだけそういう生涯学習をしようと思う人に対してチャンスを与えてあげよう、あるいは何とか生涯学習し得る条件を与えてあげよう、こういうものがこの法案の根底であるはずなんだろうというふうに私は思うんですね。もう一遍聞きますが、それでいいですね。

○政府委員(横瀬庄次君) この法案で三つの政策を盛り込んでお願いをしておるわけでございますが、この生涯学習というもののについては、まず個々の国民はみずからの意思に従って自発的に学習をしていく、一人一人が生涯にわたって学習活動を行っていく、これが生涯学習。これに對して、学習の機会というものが現実にはいろいろあるわけでございます。学校教育、社会教育、文化活動その他文部省以外の省庁でも行っている施策あるいは企業の中でも、社会の中にはいろいろと学習機会があるわけでございますが、その学習機会について、一つは全体の学習機会の方向づけといえますか、学習者が自発的に活動していくとき

に、その学習者の学習ニーズというのはどちらの方向にあるかということについての一つの重点とありますが、そういうものを考えていく必要がある。それから、この生涯学習というもののともとの考え方の中に水平的統合という言葉がありまだけれども、学習の機会同士でいろんな連携協力をしていった方が学習者の要求に合っていくことが多いということから、その学習機会同士の連携協力をさせるということ。

それから、今先生がおっしゃいましたように、そういう学習機会とそれからその学習者の間を結びつけて、最も学習者にとって望ましい学習機会にアクセスできるようにしてあげるといふようなこと。そういうような働きといたうものを、まず一つは、都道府県の教育委員会が行いますこの法案の第三条関係の教育委員会の生涯学習推進事業体制といいますが、そういう形で、情報の提供でありますとか、あるいは地域の中での学習機会同士の連携協力の促進でありますとか、あるいは指導者、助言者の研修でありますとか、そういうようなことを地域の中でやっていくという体制をつくろうというのの一つ。

それから、従来余り行われておりませんでした総合的な学習機会の提供といふものの機会をつくろうということ。

それから第三番目に、生涯学習審議会あるいは都道府県の生涯学習審議会あるいは市町村の連携協力体制といふものをつくって、そこで先ほど申しました国民の学習需要といふものがどちらの方向に向いているのか、これからの進め方をどうするのか、あるいはそれぞれの学習機会同士の連携協力体制をこれからどうやっていくのかといふような一つの方向づけといいますが、そういう調査審議機関をつくる。

この三つのことによりまして、我が国の生涯学習推進対策、最初の法律でございしますが、まず当面実現すべき基盤といたしまして、そういう体制を整えていったらどうかといふふうに考えたのがこの今回の法案でございします。

○山本正和君 どうもかみ合わないですすね。この法律の中で具体的に今やろうとすることは何ですかというところは、今局長のおっしゃったとおりなんです。今の大体三つの問題を中心にしてこの法案では用意しておりますことなんでしょう。ところが、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備という概念は、この三つだけじゃないでしょう、本当からいえば、この三つは、整備のうちのこれとこれとこれをとにかく当面やりたい、こういうふうな法案の内容でしよう。

ですから、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備という概念からいえば、その概念のうちこれは一部である、その一部のところを今局長さんは一生懸命説明しているんだけれども、私は生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備とは何かということを知りたい。それから、ちよつとそこを今聞いています。全部一〇〇%ですか。生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備は、それではこの法案によって全部できましか。私は一部だろつと思つて聞いておるんだけれども、これで全部ですか。そこはどうですか。

○国務大臣(保利耕輔君) 先生の御指摘いたしておることは私はよくわかります。学習といふ概念は自発的なものであつて、そしてある意味で言いますと、個人の自由といふものがその裏にやつぱりあるかと思ひます。例えば、博物館に行くとか、あるいは図書館に行つて本を読もうとか、あるいは映画館に行つていい映画を見ようとか、あるいは自分は水泳ができないから水泳を習おうとか、あるいは旅行してみたいとかといふようなものがすべてやつぱり個人の自発的な気持ちであり、そのどれかを選択するかといふのは個人の自由には属すると思うのでございします。そういう意味で、生涯学習はこうあらねばならないとか、あるいはこういう方向でいくべきだとかといふことを規定するものではなくて、その選択はやはり個人の自由で属すべきものだと思つておるわけ

でございます。

そういう意味で、今先生の御質問を承つておりまして、この法案との関連ではいかがかというお話でございしますが、これはまさにその一部の、できるだけそういう生涯学習をしようといふ自発的意思を満たすための一つの手段を提供してあげよう、場を提供しよう。それも、しかしこの法律で準備する場というのは、先生御指摘のように全部ではない。まず、とにかく中教審でも言つておりますとおり、できるものからやりなさい、こういう御指示でございしますので、いろいろ各省とも調整をさせていただいた上で、こういう法案を準備させていただいたわけでありま。

以上でございしますので、先生からお話のありましたように、全部かと言われれば、私は今のところは残念ながら全部ではなかつた、しかしそれは各省庁との連携のもとにやがて総合的なものにしていかねばならない、そういうふうに感じております。

○山本正和君 まずそのところが今の大臣の御答弁でかなりはつきりしたと私は思ふんです。この法案に対する一つの国民の間にある疑問の出发点は、この生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律、こういう非常に長い法律は、生涯学習といふ名前を使つての法律としては初めての法律になるわけですね。だから、一体国は生涯学習といふものをどう考えているんだといふことについての非常に大きな懸念が生まれてきておる、そこからさまざまな問題が出てくる、これを私は指摘したかったので、まずこのことをお尋ねしたわけ。

今の大臣のお話で、生涯学習とは本来個人が、それ

ぞれ生きとし生けるものが生きていく中においてさまざまな活動をしていく、その中でいろいろな要求を持つていく、生きるためにさまざまなものを学びたいといふ要求を持つていく、そういう生涯学習といふものに對して、この法案ではせめてこれだけのことをまず提供しようかと、こういう内容である、こういうふうに大臣はおっしゃつたと思うのですけれども、もう一遍繰り返しますが、それでよろしうございしますか。

○国務大臣(保利耕輔君) そのとおりで結構でございます。

○山本正和君 それで十分明確になりましたから、今度は法案の中身に入りまして、少し確認をしておきたいと思ふんです。

まず、法律案そのものよりも審議のために出したいただきました生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案の要綱というのがありましか、政府の方から出していただきましたね。その要綱で、「第一 目的」、「第二 施策における配慮等」、「第三 生涯学習の振興に資するための都道府県の体制の整備等」、こういうふうな三つと第一、第二、第三、第四と出ておりますね、これは今お手元でございしますか。この方が法案よりもわかりやすいと思ふので、どうですか、あります。

○政府委員(横瀬庄次君) よろしうございします。それをお使いになつて結構でございます。

○山本正和君 あります。

第二のところで、「国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たつては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、これは一番大切な部分です。そして、その次の「職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって」と、こうなつています。ですから、この部分は外す、こういうことですね。要するに今度考えている生涯学習の振興のための施策の整備、この中では、「職業能力の開発及び向上、社会福

社等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策、これは別ですね、外しますよ、こうなっているんだけれども、これでいいですか。法文上もそういうふうになってきているんだけれども。

○政府委員(横瀬庄次君) 今先生が御指摘になりました部分でございますが、むしろそういう解釈でなくて、その後「別に講じられる施策と相まって」というふうになっていますね。この「相まって、効果的にこれを行うよう努める」という方が、どうするかというこの法律の方向は、こちらの方にあります。

ちょっと御説明いたしますが、まず、この第二條の最初のところでございますが、国及び地方公共団体は、「この法律に規定する生涯学習の振興のための施策」というふうに限定しているわけでございます。この法律に規定する施策と申しますのは、おおむね大きく分けて三つのことでございまして、先ほどから大臣が申しましたように、国民の生涯学習のための施策というのはこれ以外にも数多くあるわけでございます。ですから、その法案による施策とは別の法体系による生涯学習に資するための施策があるということを確認いたしました、それはこの三つ以外にたくさんあるということを確認いたしました。その代表的な例といたしまして職業能力の開発と向上、社会福祉というものを挙げさせていただきます。

○山本正和君 もうちょっと簡単にやってください。

○政府委員(横瀬庄次君) はい。それとの間の連携ということを配慮事項として強調したということでございます。

○山本正和君 それでは条文でいきますよ。第二條をちょっと読んでください。「この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、」そこにはつが打ってある。そして、「職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別

に講じられる施策と相まって、」別に講じられる施策と相まって」となっているんです。だから、これは別に講ずるわけですね。

別にだれが講ずるかといったら、私はどうもこの文章を読むと、労働省関係と厚生省関係は外しますと、労働省がさまざまな施策をやります、厚生省がさまざまな施策をやります、その施策というものを、それは今講じられている、それと我が方が今からこれをやろうとしていますと、これと「相まって」と、こうなってくれば、要するにそこの方の施策の責任者は役所で言えば労働省であり厚生省である、というふうになる。これはここで別に講ずるわけですね。こっちは別に講じられる。我が方はこう考えている。

しかし、「相まって」ですから、これは一応もちろん協議やなんかするでしょう。しかし、施策の責任者は少なくともこれを見ると文部省じゃなくなるんですよ。ここで言う審議会でもなければ、この基本構想の概念から外れてくるというふうに読めるんだけれども、それで間違いでないでしょう。そう読まなければ、また厚生省や労働省がばんばん言ってくるよ、ちょっとそれを確認しておきます。

○政府委員(横瀬庄次君) この法律に規定してあります生涯学習に対する施策、具体的に言えば先ほどの三つでございます。それは別だというのはそのとおりでございます。ですから、それと相まってやっていくというところでございまして、それから、労働省や厚生省の施策は生涯学習ということからは外れているわけではないけれども、本法の施策とは別の法体系によって行う、先ほどの施策に関してはでございますが、ということでございます。

○山本正和君 余り難しく議論していくとかえってわかりにくくなりますから、簡単にわかりやすく言えば、この法案に基づいて今からさまざまなことをやるわけですね。文部省の役割も明示されている、それから審議会の役割も明示されている、都道府県の役割も明示されている、それぞれがい

ろんなことをやっていかなければいけないわけですね。

この法律が通ればそういうことでやっていくんだけれども、しかし、その法律と別個にはかの——今私が例に出したのは厚生省であり労働省ですけども、実はあと自治省もある。警察は警察で生涯学習をやっていますと言いますよ。国土庁は国土庁で生涯学習をやっていますと言いますよ。本来生涯学習というのは私が言いましたように、本来人間が生きていく限り行い人間の営みなんですから、さまざまなある。そのあることに対応してそれぞれの省庁がいろいろ行う、あるいは民間が勝手に、個人でもいろいろやるわけです。企業もやっている。

そういうふうに行ういろいろあるんですけども、ここで特に引っ張り出して「職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策」と言っているのは、これは要するにこの法案で考えているところのさまざまな施策というものは、当然関連はするけれども、相談はするけれども、講じる主体はこの法律ではないんですよ。そこだけは明確にしておいてください。

○政府委員(横瀬庄次君) 大体そのとおりでございます。この法律に決められている施策とは別の法体系で行われるものということでございます。

○山本正和君 それで大分すっきりしてきたんですけども、その次に私がこれを読んでいて心配したのは都道府県なんですよ。「第三条及び第四条関係」と書いてあるんですよ。要項の方では、法律の方がかえって政府の方は答えやすいかな。第三条の「一」第三号、「地域の事情に即した学習の方法の開発を行うこと」、こういうのがありますね。この「学習」というのも生涯学習の概念ですよ。これはいいですね。となると、「地域の事情に即した学習」というのは、さまざまな問題がありましかつても、その開発をではだれがやるんだと言ったら、ここに「都道府県の教育委員会」と書いてあるんですよ。ところが、教育委員会

以外に知事部局にはさまざまな部局があるわけですよ。それぞれのものがそれぞれやっぱり、その県なら県の県民生活のあらゆる分野にわたっている行政を行っている。となると、それぞれの場所での生涯学習がやられているわけですね。ところが、そこでこれを特段に取り上げて「地域の事情に即した学習の方法の開発」となりまして、さまざまなことが地域で行われている、それを要するに都道府県の教育委員会は一括して、例えば民生部がやっている、農林部がやっている、商工労働部がやっている、そういういろいろなものがやられているやつを、地域として見た場合には都道府県教育委員会がこれについてはその開発を行う、こういうふうに取り上げるんですけども、それでいいですか。

○政府委員(横瀬庄次君) これは第三条の第一号のところに、「学校教育及び社会教育に係る学習」とございまして、その下に括弧して、「以下この項において「学習」という意味でございまして、その学習という意味でございまして、法律的に申し上げれば、地域の事情に即した学習」という意味は、地域の事情に即した学校教育及び社会教育に係る学習という意味になります。ですから、法律上の効果といたしましては、都道府県教育委員会が行います所掌事務は学校教育及び社会教育でございますので、教育委員会の所掌事務の中の部分に限るということになるわけでございます。

○山本正和君 そうすると、この文章と中身とが違ってくるんですよ。普通読みますと、今度は法律案の方を見て下さいよ。法律案第三條第三号、「地域の事情に即した学習の方法の開発を行うこと」と、これについては第三條の本文で「都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。」と。実施の権限は教育委員会ですね、ここからいくと。で

私はこれは、本当は私個人

部長会議では発言権も弱いんですよ。

品が出てくるんじゃないか。

というなら、違ってくるはずなんです。

いますから、あなたのところは私の言うことを

○政府委員(横瀬庄)

いるつもりでございます。

な気持ちでございます。

又の中でこれはきちつとやれるんですよね。

歌いたいというのも生涯学習、極端に言ったら酒

よ。

記します。

ですけども、時間がありません。

度はここに書いてあるのは教育委員会でもなけ

都

はいかですか。

口まれることになります。

たいというふうに思います。

すると、要するに従来の教育委員会が責任を持つ

てやっていかなきゃいけない社会教育だとか文化活動、それが都道府県の下に直轄してしまふ、あるいは直轄しなくても都道府県の下に教育委員会は位置づけられる。都道府県が、あるいは労働部があつて、例えば民生部があつて、あるいは労働部があつて、こういうふうな格好で、これを全部統括するのが都道府県と、こうなつておる。ところが、教育基本法なり憲法から流れてくる教育の行政の体系というものは、都道府県から独立した教育行政についての最高の責任は都道府県教育委員会である、こうなつておるはずなんです。下じゃないはず。

国家行政組織法では内閣総理大臣のもとに文部大臣があります。しかし、都道府県では都道府県知事と教育委員会は別なんです。議会で並ぶときも、大体知事はこっち側に並んで、都道府県教育長はそっちに並んで、真ん中に議長がおるんです。ですから、都道府県教育委員会というものが知事の下にこれは隷属しておるのかと、こういうふうな文章からいくと読み取れてしまふんだけれど、そうじゃないなら、決してそんなことありません、教育委員会はその県の教育行政の最高責任者としての立場は明確でございますと、このところをひとつはつきりきょうの段階で答弁できますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 教育に関する事務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によつて教育委員会の所掌になつておるわけでございます。そのことはこの法案によつて何ら変動を及ぼすものではございません。ここに書いてございます都道府県と申しますのも、これは教育委員会も知事も含めた概念でございます。都道府県の中で、教育及び文化に関する事務につきましては、これは当然その教育委員会が所掌する、こういう前提でございます。

○山本正和君 この局長はそういうふうに行政的なお答えしかできないと思います。大臣の方から政治的な意味でちょっと私お聞きしておきたいんですけれども、要するに地域生涯学習振興基

本構想というものを策定するについて、この第五条以下の規定があるわけですね。そして、この第五条以下の規定の中には、教育委員会という言葉はただの一つも出てこないんですね。そして、その教育委員会の明らかに権限に属すべきものである社会教育とか文化活動という言葉は出てくるんです。

ですから、この第五条でこういうふうな表現になつておるけれども、これは大臣から明確にお答えしておいていただければ誤解を招かないという意味で私は言うんですけれども、第五条の地域生涯学習振興基本構想においても、従来から言われてきておる教育委員会制度ですね、あるいは教育基本法、地教行法、こういう教育委員会が持つておる本来の権限、教育についてのその県の行政の最高責任者としての権限、これに関する事柄については、教育委員会の議を経なければこの基本構想というものは成立しない、こういうことで確認してよろしうございませうか。

○国務大臣(保利耕輔君) 教育委員会の立場につきましては先生御指摘のとおりだと思います。そして、私なりにこの第五条を見て考えておりますが、これは「都道府県」が文部大臣あるいは通産大臣の「承認を申請することができる」というところに主文があつたかと思ひます。したがって、申請者が都道府県であるということでありまして、その中においてどういふふうな議論がなされるかというのは、教育委員会の立場を尊重しつつ、いろいろな意見が総合されて申請が行われるものと、私はそのように解釈をいたしております。

○山本正和君 じゃ、今のひとつの大臣の御答弁を十分、この法案を仮に実行に移すについても、解釈するについても、いろんな形で周知徹底していただくように要請をしておきます。

それから、その次に大変国民が奇異の念を感じているのは、生涯教育の問題というのはあらゆる分野にかかわる、しかしながら生涯学習振興基本構想について、仮に文部大臣だけならまだ話はわ

かるんですね、生涯学習というものを教育という観点からとらまへようとしているなということはおはわかる。突然通産大臣だけがぼつと挙がつてくる。なぜ自治大臣は挙がらないんだ、なぜ労働大臣は挙がらない、なぜ厚生大臣は挙がらない、こういうことになつてくるんですね、そういう意味で、なぜ通産大臣が文部大臣と同じような形で「文部大臣及び通産大臣」となつて、こういうふうになつてくるのか。その理由をちょっとまず——これは衆議院である程度議論していただきます、理由はもうきょうはやめます、時間がありますから、理由はいらないでいただきます。おりますね。

次に移る前に、通産省がこの法律において果たし得る役割ですね、これをちょっと通産省の方から説明を先に聞いておきたいと思ひます。

○説明員(桑田始君) 地域生涯学習振興基本構想は、公的施設が行います生涯学習機会の提供を一層推進するということと、民間事業者の能力も活用して、スポーツとか文化活動などの多様な生涯学習の機会を提供するということを目的とされております。

通産省としましては、民間事業者の方々その創意工夫で人々の学習需要に柔軟に対応されて、いろいろな学習機会を提供されているということにかんがみまして、こうした民間の事業者の能力が効果的に活用されれば、生涯学習の機会がさらに厚みとか深みを持つことになるんじゃないかということで、文部省と協力しながら取り組んでまいりたいということでございます。文部省は教育文化の振興の観点から、私どもは民間事業者の能力を活用するという観点から取り組まさせていただきます。

こうした観点から、本構想におきましては、この構想推進のための支援業務を行います民法法人を設けることとされておりますし、私ども通産省といたしまして、この構想の円滑な実施のために、地域におきます民間事業者の組織で全国で約

三千三百カ所余りの市町村におきます地域コミュニティの核である商工会議所、商工会にも必要な協力をお願いいたしまして、地域に密着した生涯学習の機会を提供できるようなおことを支援してまいりたいというふうに思つておりますし、さらには既存の税制、中小公庫等の財政投融資の積極的な活用ということも努めてまいりたいというふうに思つております。

○山本正和君 通産省どうもありがとうございます。じゃ通産省結構です。

私は、この法案の体裁の中で、結局今の説明にあるように、通産省大臣という言葉が出てくるのは、民間活力をこの中に入れていきたいという文章に伴つて通産省大臣というのが入つて来たと思ふんですね。ところが、そういうことからいいますと、例えば勤労者教育ということで言えば本当は労働省の問題が出てくる。それから、地方自治体が本来持つておる地方自治体そのものの生涯教育の権能というのはいくらもありません。そういうことから言えば自治省も出てくる。マスメディアで言つたら今度は郵政省も出てくる。緑の教育ということになると今度は農水省も出てくる。それから海だとか自然環境となると環境庁も出てくる。ですから、生涯学習という概念は大変広くて、非常にさまざまな問題を抱えていると思ふんですね。

したがって、本日文部省がここに提起されている、きょうも大臣からありました趣旨説明の内容等をお聞きしておつても、生涯学習という概念については、今からいふとちょっとやめていかなきゃいけないさまざまな課題がある、大変幅広い内容を包含している。しかし、当面生涯学習がさまざまなに行われている部分について、とにかくやり得るものは何かということでの、緊急避難という言葉は余りよくないですけれども、とにかく今から何かやっていかなきゃいけないことについては議論もしななきゃいけないだらう。そうすると審議会も要るだらう。

あるいはこれも誤解かもしれませんが、よく言

九

ふりに私は理解をしておりますし、またそのように進めてまいりたいと思っております。

○会田長栄君 私が率直に聞きたいのは、要するに文部省が生涯教育というものを最重要課題として取り組んだときに、関係省庁との協議も綿密にできないままこの法案を提起してきたというのは、余りにも重要な課題であるだけに、急ぎ過ぎたのではないかと、もっと慎重に内部連携をして協力をして仕上げるべき法案ではなかったのかということをお聞きしたいわけです。大臣の所見を伺います。

○国務大臣(保利耕輔君) 十分に審議をし、そして事前調整を行って法案を出せというお話は、私自身もよくわかるわけでありまして、

私もそういったしましては、中教審の答申の中で、生涯学習に関する基盤の整備をできるだけ急ぐべきであるというもう一つの御要請もありましたものですから、各省庁との協議を経てこのような形の法案を出させていただいたわけでございます。したがって、今後生涯学習という概念あるいはいろいろな施策について、なお論議を進めていかなければならないということは、私自身も強く感じております。法案を提出させていただいた背景はそういうことであります。

○会田長栄君 実は、この生涯教育の考え方というのは、三十五年前にユネスコを中心として国際的に宣言をされた問題でありますから、一刻も早く整備をしなければならないという気持ちはわかります。しかし、どうしてもここで答え願いたいのは、なぜこれほど重要な生涯学習の振興という問題に対して法律を策定するのに、理念、そして目標、それから関係省庁との連携を含めまして生涯教育の振興策や具体的な方針というのも提起できなかったのか、こう思う次第であります。この点についてお答え願います。

○政府委員(横瀬庄次君) 今御質問の生涯学習というところについての定義をなぜしなかったのかというところにつきましては、先ほど山本先生にもお答えいたしましたけれども、まず、その生涯学習

という文言につきまして、この法律について用いられている関係から申しますと、私どもは基本的には国民一人一人が生涯にわたって行う学習活動のことであるというふうに考えているわけでございます。このような意味での生涯学習という用語は広く一般に用いられているところでもございまして、また、立法技術上も本法案の場合に、特にその定義規定を設ける必要はないというふうに考えられたというところでございまして、

それからもう一つは、生涯学習というものはこれから我が国においては本格的に振興が盛まるわけでございます。国民が自主的に学習を行うという形で実体が形成されていくというものでございまして、国がそこで法律で定義規定を置くというふうなことになります。本来自由であるべき個人の学習活動に対して制約をかけるという受け取られるおそれもあるということから、あえて定義を行わなかったというのが生涯学習についてでございます。

それから、生涯学習の振興の理念というものにつきましては、基本的には私どもは、人々が生涯の各時期において自発的な意思に基づいて適時適切に学習を行うことができ、かつその成果が適正に評価されるような社会を目指すということになるというふうな考えをしております。

それで本法案は、先ほど大臣から申し上げておりますように、生涯学習の基盤を整備することが当面する最も重要な課題であるという認識に立ちまして、生涯学習の推進体制の整備といういわば最小限度の施策を規定するという方向で臨んだものでございます。これからこの生涯学習は、この基盤の上で国民の自発的な学習が行われていく中で実体が形成されていくわけでございます。生涯学習の振興の理念という形でも規定はしなかったというのがその背景でございます。

ただ、第二条におきまして、国及び地方公共団体がこの法律に規定する施策を行うに当たり、特に留意しなければならない事項といたしまして、「学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう

配慮する」ということを明らかにいたしました。学習者の視点に立った理念に基づいて生涯学習の振興が行われるようにということを確認いたしましたものでございます。

○会田長栄君 次に移ります。

生涯学習への移行に伴って国民が要望していることについてのアンケート調査というのは数多く行われております。そういう中であって、国民の大多数がこれが生涯学習の課題であるというふうなことで提起されていることを把握していれば、お答え願いたいと思っております。

○政府委員(横瀬庄次君) 生涯学習に対する国民の要請というのは三つほどございまして、一つは自由時間の増大でありますとか、所得水準の向上あるいは高齢化、高学歴化というような社会の変化を反映いたしまして、非常に学習自体あるいは学習に生きがいを求める、あるいは学習に充足感を求めるというふうな、そういう要請が高まっているというところでございまして、非常にその変化が急激に進んでいるために、それに対する対応が早急に必要であるというふうなことがいろいろな調査の上でも出てきているかと思っております。

それからもう一つは、いわゆるリカレント教育ということに関連してございまして、最近の科学技術の進展というに伴いまして、いわゆる職業上あるいは生活上の知識、技術というものが急激に陳腐化してしまふ。したがって、絶えずそれについて知識、技術を更新していく必要があるというふうなことに對する要請でございまして、そういういわば職業上あるいは生活上の知識、技術の追求ということに對する生涯学習の要請というのが二番目の要請でございまして、

それから三番目に、いわゆる学歴社会、学校に對する過度の偏重といえますが、また学校の自己完結的な考え方に対する反省ということから、学歴社会というものを是正しなければいけない。そのためには、いつでも、どういう時点で学習ができて、かつその学習の成果について適正に評価されるような、そういう社会が目指されなければ

ならない。そういう意味からの生涯学習の要請でございます。

こういったようなことが、国民の間から起こっている我が国における生涯学習に対する要請であらうというふうに理解しております。

○会田長栄君 勤労国民の要望というものを要約すれば今説明されたようなことでありますが、私どもが把握しているのは、何といたしても学歴偏重社会の是正の問題が第一である。第二の問題は有給教育休暇制度の確立の問題である。第三の問題は完全週休二日制と学校五日制の確立の問題であります。第四は学習機会の地域格差の是正だという御意見が出ております。第五に女性の生涯学習の機会を保障する保育体制の確立、こういう声も実に大きい、こう把握しているところでございます。

したがって、この学歴偏重社会の是正、有給教育休暇制度の確立あるいは完全週休二日制・学校五日制の問題あるいは学習機会の地域格差の是正の問題あるいは女性の生涯学習の機会を保障する保育体制の問題などを含めまして、関連する各省庁が現状としてどのようになっているか、お伺いいたします。

○政府委員(横瀬庄次君) 有給教育休暇制度の問題あるいは週休二日制の問題等々につきましては、関係省庁と、このような生涯学習の振興につきまして法案をお願いいたしまして、そしてそれについての基盤整備を図る、こういうような時期、機会におきまして、これまでも十分連携をしてきたつもりでございまして、いよいよその点についての重要性が増してきたということ、これから一層その連携協力に努めていきたいというふうに私どもとしては考えております。

それから、学習機会の地域間格差の問題につきましては、私どもも、これは教育の公共性を見地从りから学習機会の地域間格差ということが生じないように努めてきておりますし、公民館等あるいは公立文教施設の計画的な整備あるいは社会教育主事の派遣への補助等々、地域間格差についての解

消施設をいろいろと講じてきているところがございますけれども、文化、スポーツその他多様な学習機会について、どうしても大都市に集中しがちでございます。地域間の格差というものがどうしても否定はできない部分があるというふうな認識をしております。したがってこれからは、今回の法案をお願いしております機会を一つのきっかけといたしまして、これらの従来の施策をいよいよ充実させなければならぬというふうに考えております。

また今回の法案におきましても、例えば都道府県の教育委員会が学習についての情報を収集、提供するというような体制に努めるとか、あるいは地域生涯学習振興基本構想等につきましても、大都市以外の地域においても民間事業者の行いやす学習機会を含めた総合的な学習の機会の提供について促進をしようというふうなことでございまして、これ自体地域間格差の是正のためにとらうとする施策の一つでございますけれども、そういったようなことも含めて地域間格差の是正に留意をしていかなければならないというふうに思っております。

○会田長栄君 それでは関連をして、厚生省、労働省、農水省にお伺いいたします。

○説明員(辻哲夫君) 私も厚生省として生涯学習に関連いたします施策の状況について御説明申し上げます。

長寿社会対策大綱におきましても生涯教育の振興ということが位置づけられておりまして、私もその振興というものは極めて重要な課題だと考えておりまして、それに関連することといたしまして、厚生省といたしましては、従来から、例えば老人を対象とした老人クラブ活動とか、あるいは高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、あるいはボランティア活動の推進、あるいは母親を対象とした保健所で行う母親学級あるいは児童の健全育成に資するための映画や演劇の推薦といったような関連する事項をさまざま施策として所管させていたしております。

これらの施策は、いわば社会福祉の向上等を図るという観点から行っております。今回の法案の第二条に規定されておりますように、この法案に基づき生涯学習の振興のための施策と、今申しました社会福祉の向上等といった観点から行う施策が、それぞれ所管に基づきまして推進される中で、相まって効果的に行えるように、私どももいたしまして積極的に文部省と連携させていたしたいと考えております。

○説明員(小島通彦君) 週休二日制の問題につきましましては、私所管外でございますけれども、労働省では週休二日制の普及等について一生懸命努力しているところでございます。

それから、私の所管でございますが、労働省では生涯職業能力開発ということで施策を進めております。これは、法律も職業能力開発促進法という法律がございまして、労働者の生活の向上あるいは職業生活の安定を図るためにいろいろな能力を向上しようというところでやっているものでございます。

具体的な内容といたしましては、いろいろ職業訓練校を初めとする施設を設けるとか、あるいは企業に対してその従業員に対する能力開発を大いにやっていただく、あるいは労働者個人に対して、いろいろ大いにやっていただくというところで、いろいろな助成措置等を講じておるところでございます。

先ほどの有給教育訓練休暇というものの、その中の一つといたしまして、有給教育訓練休暇制度を設けました企業に対しては、助成措置を講ずるといようなことで進めているところでございます。

○説明員(鈴木信毅君) 農林水産省の関連する施策について御説明申し上げます。

農林水産省におきましては、農林水産業の振興あるいは農山漁家の福祉の向上といった観点から、農林漁業者の能力の開発、向上といったことを含めまして生涯学習の振興に資する各般の施策を実施しているところでございます。

例えば農林水産業に関する普及事業というのがございますが、その中で、農業者に対して普及員が技術、経営等の指導を行う。あるいは各県に農業者大学校というのがございますが、農村青年の実践的な研修教育を行う。あるいは農村青少年の就業促進のためのいろいろな指導を行う、さらにまた農村婦人の学習活動の助長であるとか、あるいは高齢者の方々の知識、技術等を生かした活動の助長とか、いろいろ農林漁業者のニーズに応じましてそれぞれいろいろな対策を講じているところでございます。

このような農林漁業あるいは農山漁家の福祉の向上を図るという意味で、生涯学習の振興は非常に重要なことではないかと私も考えております。そういう意味で、農林水産省としても、関係省庁とよく連携して、これからは強力に推進してまいりたい、そんなふうに考えているわけでございます。

○会田長栄君 今お答えいただきましたが、厚生省、労働省、農水省、聞いています。生涯教育はまことに重要であります。これから関係省庁と相提携して強く進めていきたいということを申されました。

だとすれば、なぜ今度の法案提出に際して、ただいま提案されている法律案の中に主役として登場しなかったのか、その最大の課題は何であったのか、お聞きしたいと思っております。これは今お答えいただきました関係省庁の方にお伺いいたします。

○説明員(辻哲夫君) 私も先ほど御説明いたしましたことは、社会福祉の向上等といった厚生省の任務に基づく所掌として行わせていただいております。したがって、文部省の任務あるいは所掌として行われます生涯学習というものとそれと所掌が異なりますので、私どももいたしましては、私どもの所掌に基づき行わせていただく施策と積極的に連携することによって生涯学習に資するように努めてまいりたいと考えております。

○説明員(小島通彦君) 労働省といたしましては、この法案を協議にかけましていろいろ詰めた

わけでございます。その結果、この法案に盛り込んでございます内容は、一般の国民に対する生涯学習の振興のための施策及び推進体制の整備あるいは地域における生涯学習に係る機会の整備を図るということでございます。我々労働省でやっておりますのは、現に働いている労働者あるいはこれから職業につこうという方々等いわゆる労働者のための施設ということで、しかも現実にはいろいろな施設を設けたり、助成措置を講じたりしてございます。そういう面で観点が違う、内容的に重ならないということでございますので、一応そういう面で主管といたしますが、中に入っていることがないわけでございます。

ただ、これから労働省がいろいろ施策を進めてまいります点でいろいろ関係ございますし、特にこれからホワイトカラー層の能力開発を進めるとかいう面におきまして非常に関係がございます。そういう面では文部省とよく連携をとって、お互いに協力し合ってやっていくのが本当ではないかというふうに考えております。

○説明員(鈴木信毅君) 農林水産省におきましても、先ほど御説明申し上げましたように、農林水産業の振興あるいは農山漁家の福祉の向上といった農水省の任務、所掌の面から大いに進めたいというところで考えているところでございます。ただ、先ほども他の両省からございましたように、非常に関連するところが多々ございますので、よく連携をとって進めてまいりたい、そのように思っております。

○会田長栄君 それでは次に、総理府が平成元年三月に実施した生涯教育振興策について世論調査をしました。この世論調査をした結果が発表されているのは御承知だと思います。

一例を挙げると、生涯学習の振興策は何といても第一位は公民館などによる講座の充実だという結果が出ております。第二位は公立の社会教育文化施設を充実させることだという要望が出ております。これは今日まで社会教育の分野で各市町村、自治体が果たしてきた役割の非常に成果があ

らわれつつあることの証左であります。同時に、その期待が大きくなってきていることも事実であります。

こういう関連から申し上げますと、今度の法案の過程と成立した場合に、今日までの社会教育に地域住民が期待しているものとの間に考え方のギャップが出てくるのではないかと気がしてなりません。そのようなことについての所見があったら聞かせていただきます。

○政府委員(横瀬庄次君) 本法案に盛り込まれております施策のうちで、第三条に規定いたします生涯学習推進のための事業体制、それから第五条以下に規定しております地域生涯学習振興基本構想につきましては、いずれも都道府県を主体とする施策でございますけれども、これは例えば一番最初の生涯学習推進事業体制につきましては、学習情報を提供するでありますとか、あるいは管内の機関や団体の連携促進をするというように、ある程度対象地域が広域でない事業効果が上がらない事業でありますとか、あるいは各種の研修あるいは調査研究などのように、実施主体にある程度相当の専門的な人材が確保されなければ事業が困難であるというようなものが内容になっておりまして、そうした事業の性格上、都道府県段階の事業とすることが適切であると考えたわけでございます。

それから地域生涯学習振興基本構想につきましても、いわば日常生活圏を単位に生涯学習機会の総合的な提供が行われるということをねらいとした制度でございますので、単一の市町村域を超えた事業内容になるということから事業主体を都道府県にしたということでございます。そういう意味で、内容から見ましてそれぞれ都道府県段階の事業とすることが適切であるというふうに考えたものでございまして、市町村の役割を軽視したということでは決してないわけでございます。

それで、今おっしゃられましたように、生涯学習の振興において学習者に最も身近な立場にありますのは市町村でございまして、その市町村が最

も重要な役割を果たすことは、それはもう例えば義務教育とかあるいは公民館の実施主体が市町村になっていくところから見ても当然のことでございます。したがって、今の二つ挙げました施策につきましても、それぞれ市町村との連携を十分図るような趣旨の内容を規定してございまして、そうした趣旨に立ちまして、都道府県がこの法律に基づく施策を行う場合は、当然その市町村との連携を十分に視野に置いて実施しなければならぬというものは当然でございます。そのような方向でまた十分指導もしてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○会田長栄君 それでは次に移ります。民間事業者のどのような事業が生涯学習の振興策の範囲に入るのでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(横瀬庄次君) 本法案の第五条から第九条までの地域生涯学習振興基本構想につきましては、先生御指摘のように民間事業者の能力を活用するという大きな眼目にしてございまして、その場合の民間事業者、これは当然住民に学習機会を提供する事業者ということ想定しているわけでございます。

具体的には、例えば例でございましてけれども、カルチャーセンターあるいはミュージックスクール、劇場、それから公演のプロデュース業、それから劇団、オーケストラ、それからスポーツの練習場、その他動物園とか植物園というようなものも考えられるというふうに思っております。大体そんなような具体的なイメージを想定いたしましてこの構想について計画したものでございまして、

○会田長栄君 それでは、民間教育事業の活用について文部省が留意すべき点は一体何であると押さえていますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 民間事業者の能力を活用するという点によって、いわゆる民間の創意工夫といえますが、非常に弾力的な考え方によりまして、住民の学習需要に非常に柔軟に適時適切に対応する、そういうノーハウについて、それを

活用しようという趣旨でございますので、教育、文化、スポーツに関するそういう振興について熱意のある民間事業者というものを当然想定しなければいけないというふうに考えております。

それから、民間事業者の場合には、適正な料金ということが当然考えられるわけでございまして、住民がその機会についていろいろと活用する場合に、それが不当に高いものになるといようなことにならないように、いろいろとこれと十分に留意をしなければいけないというふうに考えております。

大都市に集中しがちな高度、多様な学習機会を地方において整備しようということでございますので、そういった諸点について十分に留意を、この構想が具体化するに当たりましては、承認等の際に十分な指導をするということが必要であると考えております。

○会田長栄君 これは、後期中等教育の多様化の問題が議論されて、各都道府県が専門学校や専修学校を認可する、こういう傾向に今もなっております。しかし、この中で、総務庁から勧告が出ていて、どうも看板倒れの学校がある、設置基準に適合しないような学校は改めさせなければいけないというような勧告も出ている状況に実はあります。しかし、それ以降も御承知のとおりなかなかその看板だけの専修学校、専門学校というものが多くなっている、父母や子供たちが大変悩んでいることも事実であり、被害を受けていることも事実であります。

今度の民間事業者の活用は、なるほど先ほど答弁されたように、能力を活用するとか、あるいは住民の負担を軽減していくとか、いいことを答えていたいただきましたが、今最も心配しているのは、民間事業者の活用と相まって、いわゆる学習者の経済的負担というのが出てくるのではないのかという問題と、民間事業者の利益誘導のいわゆる生涯学習の場になるのではないかと懸念というのが非常に大きいわけであります。この点につきまして、そういう心配は御無用で

ございましてというのであれば、ひとつその見解をお聞かせいただきたい。

○政府委員(横瀬庄次君) この地域生涯学習振興基本構想制度は、大都市に集中しております民間事業者の事業というものを、ぜひそれ以外の地域にも振興ができるようにというところで、そういう機会が与えられるようにというふうなわけでございまして、この制度を考えたわけでございまして、したがってこれについては、都道府県あるいは市町村がこの構想に参画するということが、それからこの地域については、いわゆる基金法人でございまして、民間事業者の活動についてそれを援助、振興するようないくつかの民法法人を設置いたしまして、これは都道府県、市町村も共同で出資をするいわゆる第三セクターのような形でつくられる法人ができるということ。そういうように都道府県、市町村及びそういう法人のいわば支援によって民間事業者の事業というものが行われるという形になりますので、そういう意味では、民間事業者に対する一つの援助といえますが、それから主務大臣の文部、通産両大臣のいろいろな意味での援助規定というもののこの法案の中に規定されておりますので、そういったことからこの事業が盛り上げられるということで、不当な料金でなければいけないような、そういう事業にはならないというふうに考えているのが一つでございます。

それから、これはやはり承認制度というものを一応とっているわけでございまして、承認基準というものがつくられるわけでございまして、そういう点の中で、この民間事業者の不当な行動といえますが、そういうおそれのないように、そういう指導を十分にしていくなかで承認あるいは承認基準の策定ということに留意していかねばならないというふうに考えているところでございまして、

○会田長栄君 民間事業者の、指定する業者と指定しない業者があるとおっしゃったんですか、今のお答えの中で。

○政府委員(横瀬庄次君) この地域構想の中に入
ってまいります民間事業者というのは、当然特定
されるわけでございますので、その特定される段
階で、都道府県あるいは市町村の十分な関与とい
いますか、そういうことによつて不当なことが行
われないように留意をするということでございます。

○会田長栄君 それではもう一つ確かめておきま
す。

指定された民間事業者の利潤追求の場としないとい
うことは、文部省の基本的考え方であると受け
とめて結構でございますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 民間事業者の能力の活
用ということで、通常でしたらば全く自然な状態
ではなかなか事業がでないようなところに、都
道府県あるいは市町村あるいは支援法人というよ
うな形で、あるいは主務大臣の援助というよう
な形でそれを実現しようとするわけでございます
ので、利潤追求というように目的で、そういう主
観的な目的でこの中に入ってくるということは考
えられないことだというふうに考えております。

○会田長栄君 私が先ほど申し上げたのは、後期
中等教育の多様化と関連をして、専門学校、専修
学校というのが大変全国的に設立されました。
しかし、看板倒れで、入学してみたら全く子供の期
待や親の期待に反するような学校がたくさん出
てまいりました。そのために総務庁から勧告も出
ています。しかし、一向になかなか改まらないとい
うことでございますから、今度の場合も、民間業
者を活用すると言っても、やはり企業であります
から、利潤追求というのはどうしたって出てくる
のではないかと危惧の念を持っているわけであり
まして、文部省が今お答えいただいたように、利
潤追求の弊害というものについては極力そういう
ことのないようにしていく考えであるということ
をお聞きしましたから、それで結構でございます
が、大変留意をしなければならぬ問題であるとい
うことは私は意見として持っています。

それでは次に移ります。

民間教育振興協会というものとこの法律と関連
をいたしまして質問いたします。

実は昨年十二月八日、民間教育振興協会の代表
と、この民間教育振興協会の社団法人化をめぐり
まして文部省が主管課長会議をやりました、社団
法人化することです。予備折衝もパス、第二次審査も
パス、そして四月十六日に設立総会が開かれたと
いうことを私は聞いております。このことに関連
をして、文部大臣、御承知ですか。

○国務大臣(保利耕輔君) 民間教育振興協会があ
り、さらに雑誌といいますが、等を出してござい
ますことは承知をいたしております。

しかしながら、設立総会その他については、私
は存じておりません。

○会田長栄君 もちろん私はそのことを知ってい
るだろうと思いましたが、これと関連をいたしま
して、この民間教育振興協会が社団法人化を認可
される以前に、既に総会の席上において事業計画
方針というのを決定しておりますね。それも御承
知でしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 私は、民間教育振興協
会がことしの四月にそういう設立総会を開いたと
いうことは承知しております。それで、そういう
設立総会というようなものを開いた場合には、通
常、事業計画とかそういうものは当然決めること
でもあります。それから認可申請をする場合に
は、その前に設立総会を開くというのが通常の例
でございます。

○会田長栄君 私はその手続上のことはわかりま
す。しかしこの総会の事業計画で決定されている
ことは、この今提起されている生涯教育の振興の
ための基盤整備に関する法律、この法律と関連を
いたしまして、既に民間教育振興協会が事業計画
として文部省から承認を了解されたものとして、
文部省社会教育諸団体と民間教育振興協会が一体
となって生涯教育を進めるような内容を決定して
いるやに聞いているんです。そういうことはござ
いせんか。

○政府委員(横瀬庄次君) 私はそういった事実
については存じません。

○会田長栄君 知らない——知らないんではやむ
を得ません。

それではその次にお聞きいたします。

これは私、現物がありますから。そのように記
述されております。よくよく見てみたら、生涯教
育に熱心だった元文部大臣の中島さんが会長をや
っているということもわかりました。したがいま
して私がここで問題にしたいのは、今、生涯学習
の振興のための施策の推進体制等の整備に関する
法律案というものが六月二十日に文部大臣から本
会議で趣旨説明があつて、今その議案が付託され
て文教委員会に審議をしておる。

そういう審議の過程の以前に、既に今日まで文
部省との間に何回かの折衝をして、社団法人化も
これでよし、パスだと。しかし待ちなさいよ、今
生涯教育に関する法案が国会に提起されている
という文書までつけているわけでありまして、し
かし、率直に言ひまして、その事業計画を見ます
と、既にこの民間教育振興協会が文部省から許可
を受けることが一〇〇%確実なような宣伝をしな
がらやっているといることについては、私は国会
軽視ではないかと思うから聞いています。予
備折衝は結構であります。しかし、国会審議のさ
なかに、一団体がそういうことを確実に表現をし
て、事業計画として成立されたものとして決めて
いるということについては、私はこれは簡単にわ
かりましたとは言えないという意見を持ってお
ります。

したがいまして、この件につきまして、法案審
議の最中でありまして、ぜひその事実を調
査して、私が指摘したような状況であれば、これ
は法案審議に關係してまいりますから、ぜひ見解
を明らかにした上で対応してもらいたい、こう思
います。いかがでございますか。

○政府委員(横瀬庄次君) 民間教育振興協会につ
きましては、ただいま先生がお話しのように、公
益法人としての設立の許可申請が出されていると
ころでございますので、それについては文部省内の
関係局間におきまして慎重に検討しているところ

でございます。

それで、今お話しのようなことにつきまして
は、私もその内容については十分承知をしており
ません。そういうことも含めまして、十分に慎重
に調査をして検討したいというふうに思う次第で
ございます。

○会田長栄君 私は知りません。あるいはこれか
ら調査してみますと、こういうことでございま
すけれども、委員長、一番気になるのは、今せっ
かく生涯学習という大事な問題の法案が提起され
て、ここで成立させるかあるいはどうするか、大
変審議の最中なんでしょう。したがって、既
に民間教育振興協会がみずからの総会で、さも先
取りをして文部省と事業計画を決めたようなこと
があるとすれば、これはゆゆしき問題だと私は思
うから尋ねているんですよ。あつてならないこと
なんですか。どうでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 私、その内容について
よくわかりませんが、ただ、今先生がお話し
やるように文部省と何らかの形で相談をした上で
やったというようなことでは絶対ないというふう
に思います。しかし、その点については、事実を
私は存じませんので、十分に調査をさせていただ
きまして、慎重に対処させていただきたいとい
うふうに思います。

○会田長栄君 絶対ないということを信じて私の
質問は終わりますから、どうぞ後で誤解されるよ
うなことのないように指導、助言方をよろしくお
願いしていただきますし、調査もよろしくお願
いして、私の質問は終わります。

○委員長(柳川覺治君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時開会

○委員長(柳川覺治君) ただいまから文教委員会
を再開いたします。

策の推進体制等の整備に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○小林正君 最初に山本委員、会田委員から御質問がございまして、若干重複する部分もあろうかと思いますが、できるだけニュアンスを変えて御質問したいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

初めに、法案策定に至る経過と、結果としてでき上がった法案との関係についてお尋ねしたいと思います。

五月十一日付の各紙は、「理念欠く生涯学習法案」とか「生涯学習「民活」で推進」などの見出しでこの法案について報じております。臨教審第二次、そして最終答申に基づき本年一月中旬教審答申が出された経過からいいますと、受験競争の過熱など学歴社会の弊害是正、学校中心の考え方からの脱却を図るため、生涯学習体系への移行が大切だとの認識からスタートしたのではなかったかと思えます。

衆議院の文教委員会において横瀬局長は、国民一人一人が充実した人生を目指して生涯にわたって学習活動を行うものだとして理解している、この考えは既に一般国民に定着しており、この解釈に立って提案している生涯学習振興法案を運用していけば支障が生じないと考え、特に生涯学習の定義はうたわなかった、こういう答弁をされております。

昭和六十三年九月に発表されました総理府の生涯学習に関する世論調査によりますと、生涯学習に対する意識調査の項のうち、「生涯学習、生涯教育」の言葉の周知度については、聞いたことがあると答えた者が五八％、ないと答えた者が四二％となっております。調査時点よりは今のほうが進んでいるとは思いますが、一般にはなじんでいないと言いたい状況じゃないかと思えます。

私は、この法案が生涯学習に関する初めての法律であることからしても、まず経過を踏まえた教育法としての理念、哲学が示されなければならな

かったんじゃないかというふうに思いますし、きちんとした定義づけがされなければ混乱の原因ともなるのではないかと懸念するわけでありま

そこでお伺いしますが、これまでの経過及び総理府調査の結果からすれば、なお国民的合意形成を図るための時間的なゆとりと、より総合的なものにするための調整と、もろもろの制約をどうするかといった課題もあり、この時点での提案は生煮え、時期尚早と言わざるを得ません。本院としては慎重審議すべきものと思えます。文部省として引き続き検討していくという考え方はございませんでしょうか、まずその点についてお伺いいたします。

○政府委員(横瀬庄次君) この法案につきましては、今先生がおっしゃいましたように、臨教審の答申以来、その具体化について、生涯学習局が一昨年の七月に発出したとして以来検討してきたわけですが、その具体化につきましまして昨年四月の中央教育審議会にお諮りをいたしました、本年一月三十日に「生涯学習の基盤整備について」という答申をいただいたわけでございます。

この答申に提言されております五つの事項のうち、三つの事項につきましまして法律で実現すべきものと考えまして、この答申にもございましてように、当面これはぜひ早急に我が国の国及び地方公共団体を通じての推進体制等の整備のために必要なものというふうに考えて御提案を申し上げたものでございます。当面可能なものについてぜひとも早急に実現をさせていただきまして、その上で、国民の生涯学習がいろいろな形で形成をされていきますその段階で、またいろいろと検討していきたいというふうに考えておまして、当面ぜひこの基盤整備についてお願いをしたい、こういう趣旨でございます。

○小林正君 先ほど山本委員の御質問に対するお答えでも、それから衆議院段階での局長の御答弁等を考えてみましても、私はやっぱり初めてつくると、そして文部省として新設法案としては六十一

年以來の新しい法律提案だというふうに思いますけれども、そういう生涯学習法案として、生涯学習というものを最も中心的に扱う文部省の立場から、これについて一体どういう基本的なスタンス、立場で提起しているのかという、そのことがやはり国民の理解を得られないというような状況は、大変不幸な事態だと言わざるを得ないわけでありま

したがって、やはり理念、哲学というものについて文部省が何か出すべきだ。生涯学習というのは望洋として何か国境のないようなもので、それに形をつけることは立ち入った考え方だと言わんばかりの先ほどの御答弁だったというふうに思われます。しかし、文部省として責任を持って示す生涯学習とは何なのかということについては、やっぱり言わざるを得ないんじゃないかというふうに思うわけですが、それが欠けているというのは、やはり私としては非常に残念だと言わざるを得ません。

それから、経過的に言いますと、一月に答申が出されて、閣議決定が五月十一日、それから衆議院で趣旨説明が行われて、今日までの経過考えますと、非常に短い審議時間ということも事実で、非常に駆け足でこの法案が参議院に上ってきて、二十六日会期末が決定をしている今日の状況を考えてみると、非常にこれでいいのかな、まだ相当生煮えだし、きょうの審議の中でのやりとりでも、まだかなりの疑問点を残しながらの状況があるというふうに思うわけですが、そういう点を考えますと、やはりこれはもう少し慎重審議をしていくべきではないかな、このように思います。

今、衆議院段階でやっております消費税廃止、見直しの両論を見て、この間の経過を見てみましても、やはり意思決定のプロセスというものが大事にされない形の中で、何かせっかちに事を決めていった場合に、必ず後でそのことのリアクションが起きてくる一つの事例だと思ふわけですが、そういう点を考えますと、きょうの海部首相の答弁なり、きょうの文部大臣の御答弁等を伺ってみま

しても、先導的という趣旨だとは思いますが、けれども、そのことを私たちとして懸念するのは、これがボタンのかけ違いになつては大変なことになるということであります。

文部省から提起されますさまざまな法案は、今までの経過で極めて不幸な過去がございまして、対決法的に国民教育の重要な課題についてそれが国会の場で修羅場になったという経過も多いわけですが、生涯学習といったような概念が国民全体から期待をされる中で、これが手続的な問題、そして内容的に生煮えの状況の中で出されることによって、賛成、反対に分かれていく、国論を二分するような形にしていこうということについては、やはり行政当局としては最大の配慮を払って避けていくべきではないか、このように思うわけでありま

○国務大臣(保利耕輔君) 先ほど山本委員の御質問にお答えを申し上げたところでございまして、この法案は生煮えであるということにつきましましては、私どもは政府の中でいろいろと討議をいたしまして、そしてこの法案へこぎつて提出をさせていただいたものでございまして、政府部内におきましては十分論議をいたしたところでございまして、そのように御了解をいただきたいと思

そこで、この法案は五月十一日というときに提出をさせていただいたわけですが、その背景にありますが、やはり生涯学習と申しますか、社会教育と申しますか、国民が勉強したいというニーズが非常に高まってきているということが背景にございまして、そして、同時に中央教育審議会から、できるだけ早くそうした生涯学習をやっていく基盤の整備を行うべきであるという御答申をいただき、それをできるだけ早く具現化していかなければならないという一つの御要請もありましたものですから、私ども慎重に政府部内ではいろいろと論議をいたしまして、こうした法案にまとめ上げ、御提出を申し上げた次第でござい

す。

先ほどの山本委員のお話では、とりあえず出したのではないかというお話がございました、私もそれをそのとおりですと申し上げましたが、私どもの方では先導的という言葉を使っておりますが、そういった性格は否めないものだと思います。

今後、この生涯学習という問題について十分御議論をしていただかなければなりません、そのためには各方面の専門家にもぜひお集まりをいただかなければならない。そういう意味で、この法案の一つの重要な柱として生涯学習に関する審議会を設けるというように規定をしておりますところでございます。そういった趣旨をお酌み取りをいただきますようにお願い申し上げます。

○小林正君 最初に臨教審が首相の直属の諮問機関として設置をされて、そして生涯学習という用語が使われるようになりましたね。そして、それが最終答申でもうたわれて、これはだから政府全体として取り組むという中で臨教審がそういう答申を出したわけですが、それを受けとめたのが中教審で、文部省が主体になって、こうなっております、きのうの本会議で森委員が質問をされておりましたけれども、やはり審議会等の設置についても、生涯学習の概念が非常に広いということからすれば、もう少し幅の広いものにした方がより国民の多様なニーズにこたえ得る条件が整うのではないかと、私どもとしては期待をしておりました。

先ほどの山本委員の、それぞれの方からの引き算をやつていきますと、じゃ一体文部省としては何をやるのかという、かなりスリムになってしまつて、言葉として竜頭蛇尾という言葉がいいのか、大山鳴動してネズミ一匹と言つた方がいいのか、わかりませんが、そういうようなものになつてしまふのではないかと懸念が一つ。それからもう一つは、果たしてそんならどうか。というのは、社会教育の立場の皆さん、市町村の皆さん等の御意見を承っておりますと、ネズミ一匹どころの騒ぎではなくて、今後大変重大な影響をもたらすという危機感を持つていらつしやる方々もおります。だから、竜頭蛇尾なんという表現では済まされないという気もしているわけですから、臨教審、中教審、文部省主体というふうなつていった生涯学習のこの流れについて、文部大臣としてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(保利耕輔君) 生涯学習というのは非常に広い考え方でございますので、各省いろいろ教育的な事業をやっております。そうしたことで、国民の生涯学習全体をとらえるという立場からは、臨教審のベースでこれを振興していくべきであるという御結論は出されたと思ひます。

ただ、教育というふうな形で私ども文部省がいろいろ行政を預からせていただいているわけですが、やはり文部省が中心となつていろいろ取りまとめをしていくのがいいのではないかと、それがこの法案に結びついてきておる。したがつて、文部大臣のもとに審議会をつくるという流れになってきている、私はそういうふうな了解をいたしております。

ただ、ここで申し上げておかなければならないことは、その審議会ができたからこれは文部省の管轄下の仕事だけの審議会にする、そういうことではなくて、もっと幅広い形で専門家を集めて、そして各省にまたがる問題についても幅広く御議論をいただく場としての審議会にしていかなければならない、そうするつもりでございます。

○小林正君 それでは少し視点を変えて御質問していただきたいというふうに思ひます。

第一条「目的」に関して、今指摘したように教育法としては当然のことながら憲法の精神にのっとった教育基本法との関連が明記されなければならぬというふうに思ひます。社会教育法第一条にも、「教育基本法の精神に則り、」と明記されておりますが、法案ではいきなり「国民が生涯にわたつて学習する機会があらねく求められている

状況」という、いわゆる状況からスタートしている。八五年のユネスコの学習権宣言の立場から、やはり国民の学習権保障という位置づけをするべきだというふうに思ひますが、これを通して読んでみて、これが果たして教育法なのかという教育学者の御指摘もあるわけですが、まず第一に、この法律案と教育基本法との関係をどのようにお考えなのか、承りたいと思ひます。

○政府委員(横瀬庄次君) 本法案におきます生涯学習の振興のための施策というものは、学校教育、社会教育、文化活動というものにおきます学習を中心に行われるものでございますので、それらにつきましては当然に教育基本法に基づいて行われるべきものだというふうに私どもは考えております。

教育基本法の第二条の前段のところの、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」という趣旨は、教育が国民の生涯にわたつて、学校だけでなくあらゆる場所において行われるべきことを示しておりますが、生涯学習の振興を図ることを目的とした本法案の実施に当たりましては、こういうような教育基本法の精神を尊重していくべきことは当然でありまして、そのような認識をしてございします。

○小林正君 教育学者の中では、これは整備的な性格を持つていふ。したがつて本来生涯学習基本法あるいは振興法、こういうふうなものと提議をされるというふうに私どもも考えておつたんですけれども、これが整備法という形で出されてきている。それが一体なぜそうなつたんだらうかというところをいろいろ検討してみまして、一つは、第一条「目的」のところ、教育基本法のこと、触れられていない。今局長の御答弁では、第二条を踏まえてというお話もございましたけれども、当然のことながら、それが社会教育法第一条に明記されているような形で、生涯学習という大変大きな名前をつけているわけですから、うたわれてしかるべきではなかったのかという気がするんです。

今の御答弁を承つてみましても、これが基本法あるいは振興法ということであれば、当然教育基本法との関係が明確に出てくる。しかし整備の法律だ、こういうことになつてくると、その部分にあって定義や理念をうたわなかつたのは、基本法との整合性なり、それに立ち入らないということへの配慮からなのかといったような指摘もされてくるわけなんです。その辺のところはいかがでしようか。

○政府委員(横瀬庄次君) 生涯学習の振興といひますか、生涯学習の学習の機会と申しますのは、先ほど申しましたように具体的に学校教育とか社会教育とか文化活動等において提供されているわけでございます。その振興に関しては、これは当然教育基本法が基礎としておりますか、に基づいて行われる、踏まえて行われる、そういう関係にございします。

ところで、生涯学習の一つの基盤としての行政的な機能といたしまして、この生涯学習の振興のための推進体制というもの、機能を考へてみますと、それは生涯学習の観点からの学校教育とか社会教育、それぞれの学習機会を提供している分野に対して、生涯学習の振興の観点からいろいろ重点を考へたり、あるいは方向づけを考へたり、国民の学習需要に即してどういうふうなところ、力を入れるべきかというふうなことを考へたりする、そういう機能、それから生涯学習の奨励とかあるいは学習者が最も適した学習機会にアクセスすることができるよう、そういう学習情報の提供を行うようなこと、そういう学習者に対する支援機能というふうなものが、生涯学習の推進をするという観点からは必要になつてくるわけでございます。その基盤としてどういうふうなことにあつたらいいのかという観点から基盤について審議をし、具体的に提言をしたのが今回の中教審の基盤整備の答申であつたというふうに考へるわけでございます。

したがひまして、教育基本法というものは、個々

の教育の機会の中に当然踏まえて行われるべきだ、その上に、支援体制としてどういう基盤をつくって推進していくかというふうに考えていく、そういう構造になっていると私は理解をしております。御提案を申し上げている次第でございます。

○小林正君 だから、今のような御答弁であれば、当然のこととして第一条「目的」のところ、今後生涯学習の振興の歩む道筋というものを、教育基本法にのっとってということがなぞ入ってはいけなかったのか。そこまでおっしゃるんだったら、入れてしかるべきじゃないでしょうか。私は、あらゆる教育法というのは全部教育基本法に淵源していると思いますので、それとの関係はどうですか。

○政府委員(横瀬庄次君) これは、立法の際の立法技術上の問題といえますが、そう言ってしまうとまた少し問題を変えてしまうかもしれませんけれども、実際の法律の例を見ますと、文部省の教育について制定されている法律はたくさんございまして、その中で教育基本法というものを挙げています。先ほどの社会教育法と教例でございますけれども、全部ではないわけでございます。

したがって、先ほど申しましたように、この背景として、学習の機会というのがあり、それについて教育基本法が定めているけれども、そのさらに基盤を定めるという目的の法律であるということもあって、すべてがすべて教育基本法を引いているということではないということもありまして、こういう法文になったというふうに考えております。その教育基本法を踏まえて個々の学習機会が振興されるというのは、これは当然であるという認識のもとでございます。

○小林正君 この問題を余り深く追及するつもりもないんですけども、社会教育法の第一条でそれが述べられておまして、そして文部省は社会教育局を生涯学習局として、これを筆頭局にしたということですね。ということからすると、社会教育法、かつての言ってみれば成人教育の分野まで含んだそうしたことを行っている法律の中

に、教育法として、第一条に教育基本法にのっとりということが明定されているのであれば、社会教育局がなくなると生涯学習局ができて、今度生涯学習法案がそこから提起をされたら、私は社会教育法との関連も後で伺いたいとは思っていますけれども、生涯学習の法律の第一条に、今後の課題も含めてその道筋を、教育基本法にのっとりとなぜうたえないのか。今の御説明では、当然第二条に基づいてというお話があるわけですから、当然そのことがあつてしかるべきじゃないんではないかという点を御指摘をしておきたいと思えます。

そして次に、第二条において「学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに」、このように述べているわけですね。この「配慮」という表現が、法体系上、教育基本法に発するいわゆる基本的な権利として、生涯にわたる学習権を保障するためというふうにすべきだというふうに思っているんですけども、このことについて御答弁いただきたいと思つています。配慮ではなく保障ではないのか、配慮事項なのかどうかということですね。

○政府委員(横瀬庄次君) 今お挙げになりました学習権という言葉は、まだ我が国においては、権利の内容というのか、そういうものについての特定も大変難しいことでもございますし、権利という意味で使われるということがまだ普遍的には行われておりませんので、それについてはそれを使用することは困難なことでございます。

今の国民の自発的意思を尊重するということについての配慮ということでございますが、これは、第二条全体がいわばこの法律全体を考えていく際についての総則になっておまして、それについて、全体の中でどういうふうな重点をかけていくかということについて規定しているところでございます。それを配慮という言葉、これは全体を強制的に規制するということではございませんけれども、しかもその法律の総則で規定するということについての重みをかけているという意味で

使われております。こういう配慮事項を規定するという例もいろんな法律の用例の中で使われていることではございますが、それに倣った意味もございまして、私も私どもとしては全体の施策に対するウェイトをいたしまして、配慮するという言葉が適当であるというふうに考えた次第でございます。

○小林正君 学習権ということではなくても、憲法、教育基本法で言えば、国民がひとしく教育を受ける権利というふうなものが法上明定されているわけですから、教育を受ける権利、つまり学習者の立場からすれば、まさに学習権ですよ。そして、ユネスコの学習権宣言もそのような立場からこれを述べているわけですから、我が国としてそのことについて、まだそういう言葉を使うのにはなじまないという段階ではないんじゃないか、こういうふうには思います。したがって、この点も本来的にこれは配慮ではなく保障というものでなければ、これから積極的に自発的にみずから学習していくということを促す上でのうなかなという懸念を持つところでございます。

それから、二条の後段の部分については、また後の質問の項目で触れたいというふうに思います。

次に三条関係で、社会教育法五条の市町村の事務として従来市町村主義が貫かれてきた社会教育の経緯と今度の法案の都道府県の事務との関係について、市町村段階における社会教育関係者は強い懸念を持っておりますので、この関係についてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(横瀬庄次君) 社会教育法は第五条と第六条とございまして、第五条の方が市町村教育委員会についての事務を定めたものでございまして、それと、第六条の方には都道府県教育委員会の事務として市町村の教育委員会と共通なものと、それから都道府県教育委員会に固有なものとを決めているわけでございます。私も私どもとしては、社会教育法こういう考え方というのは、より身近な事務について市町村がまず実施

するのが適切であるということはもちろんでございますけれども、同時に、全体の市町村の上にあつていいますか、市町村よりも広い立場にあつてそれを連絡調整するべき都道府県の事務というものも相まって、両方で社会教育の事務を行うことを規定しているというふうに私どもとしては社会教育法について考えております。

ところで、私どもの今度の法案の事業でございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、第三条の事業、生涯学習を推進する事務の体制をとるといふ、そういう都道府県教育委員会の事業、それから第五条から第九条までの地域生涯学習振興基本構想、これらにつきましては、確かに都道府県が中心になっての事務になっておりますけれども、これにつきましては、先ほど申しましたように、一定の広さが事業の効果的な運営のために必要であるということ、あるいは実施主体がある程度の専門的な人材を確保していなければやりにくいというふうなこと、あるいは地域生涯学習振興構想につきましては、その対象領域がある程度の規模を有するものであることを前提としている、こういうような事業の性格上、都道府県でやった方が適切であるという意味で、本法案の二つの事業については、そういう立場で都道府県にしているわけではございません。

それで、それぞれの法案の各条項におきまして、関係市町村と十分協議連携協力をしてこういう事業を果たすべきことを明定してございまして、それから法案の第十二条には市町村における生涯学習の基盤整備につきまして連携協力体制の整備ということが決まっておりますように、この基盤整備についての特定のこの二つの事業がたまたま都道府県であるということを除きましては、市町村についても十分配慮をして市町村との連携を前提にしてこの事業が進められるようにというふうなシステムをとっているわけであることをどうか御理解いただきたいと思います。

○小林正君 社会教育でいわゆる成人教育として進められてきた経緯を考えてみますと、非常に

地域生活圏といいますが、そういう身近なところで学習できるという学習者側に立った条件整備というものが、結果として市町村主義という形で積み上げられてきた、こういうふうな思ひです。ところが今回の法案の性格からいって、都道府県というより、広域的なところからとらえた地域の見方というふうなことから、このことが市町村が非常に軽視をされているような印象を持って受けとめられている要因だというふうな思ひです。けれども、私はやっぱり学習者の立場に立ったときに、これは文部行政全般について前回の六月一日の文教委員会でも申し上げたけれども、基本的にやはり地域生活圏の中からその問題について積み上げていくいわゆるボトムアップ方式の中でこれはとらえられるべきではないのか。

文部行政はともすればトップダウン方式であり過ぎたのではないかとこの御指摘をいただきましたけれども、今回の法案の組み立て自身も、そういう意味で言うともっと市町村にウェイトを置いた形での対応というものがやはり今日の大事じやないかなという気がするわけです。そういう意味におきまして、都道府県に審議会を置くとか、それからこの構想の中の一定の位置づけがあることを否定するわけじゃありませんけれども、市町村の位置づけというのを、もっとそうした視点に立ててやっていく必要があるんじゃないか。そのことが欠けているがゆえに、第一線の社会教育関係者等から、この法案についていろいろな指摘がされているわけです。そのことについてもう一度御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(横瀬庄次君) この法案に盛り込まれております基盤整備に関する施策についての趣旨は先ほども申し上げたとおりでございますが、市町村におきまして特に社会教育の振興について、これからの生涯学習時代におきましてさらに振興に尽力し、その拡大を図っていくということについての必要性はいよいよ増していくわけでございますので、この際、こういう法案を御審議いただいている機会におきまして、ぜひ市町村におきま

す社会教育の振興について今後とも力を入れていきたいということをお願いしたいと思います。

○小林正君 次に第四条関係なんですけれども、第四条に関しては、法案策定の経過からいいますと、「望ましい基準」というものについて、これは衆議院の段階でもこの第四条は削除すべきではないかという質問もされているわけでありまして、私が仄聞するところによりますと、これは日本教育新聞その他でも、中教審の答申が求めているのは、生涯学習センターの設立というものがこの部分に本来位置づいていた。したがって、この望ましい基準というものは、センターの基準、言ってみればハードの基準だったのではないかとこの指摘がされております。ハードが消えてソフト面での基準になったということになりますと、具体的な中身の問題になるわけですから大変問題だと思ひわけです。そういうことだと思ひますが、その点についてはいかがでしょう。

○政府委員(横瀬庄次君) これは第四条の規定にございまして、「文部大臣は」「都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に望ましい基準を定める」というふうになっています。この「望ましい基準」にかかりましては、「体制の整備」ということに関係するものでございまして、今おっしゃいましたソフトといいますが、中の事業の内容というふうなことになるのかと思ひますが、そうではなくて、これは体制ということになりますので、体制というのは施設あるいは組織、機構というものを含むわけでございます。

それで、私どもとしては、先ほどの御指摘のように、中教審答申の段階では生涯学習推進センターという固有の名称のついた施設を一つの標準として考えていたわけでございますが、これは地方に対する行政改革といいますが、国の関与をできるだけでなくそうということから、具体的な固有名称の生涯学習センターという名称について明記ができなかったということがございまして、それで第三条の規定は、都道府県教育委員会が「相互

に連携させつつ推進するために必要な体制の整備」という形であらわしているわけでございます。

したがって、この都道府県の事業の最も典型的な姿というのは、やはり生涯学習推進センターというふうな一つの施設をつくりまして、これらの第三条の第一号から第六号までの各号に掲げた事業について集中的に処理をする、そういうことを一応標準的には考えていきたいというふうなことを考へてございまして、

この望ましい基準というのは、それに関する望ましい基準ということでございまして、あくまでも都道府県の教育委員会を拘束するものではなく、都道府県がこれから整備しようとする際の内容的な参考にするためのものであるという気持ちで、体制についての内部組織でありますとか、あるいは職員の資質の向上に関するものでありますとか、そういうような内容を予定しているものでございまして、ただし、これにつきましては第四条の第二項にございまして、あらかじめ生涯学習審議会の意見を聞いて定めるということになりましたので、ただいま申し上げましたのは私どもの予想といいますが、私ども事務的に考へていることとございまして、そういうことでぜひ都道府県の参考的な基準にしようということをお願いしておるものでございまして、

○小林正君 時間が余りありませんから。行革でセンターが消えたということのようでありましても、やはりこれが中教審の大きな目玉であったということからいいますと、問題であらうというふうな思ひます。

次に、五条から九条に関しては四全総関連法と文言と構成がほぼ重なっているという指摘がされております。これは、昨年国土庁から出された「地域からみた生涯学習」という本がございまして、これ立派な本なんです、これに生涯学習関係が非常に網羅的に、国土庁大都市圏整備局編ということが出ておりまして、この中では実に明快に四全総と生涯学習を関連づけているわけでありまして、生涯学習のすべてがこの本には網羅されております。生涯学習に対する各省庁の関心の高さといたしまして、それをあらわしていると思ひます。

この法案の中心をなす五条・九条が、一部から四全総実施法の生涯学習版だと言われるゆえんというのややはりこういうところにあるんじゃないかというふうに思ひわけでございます。果たしてこの法案が教育法なのかという違和感といいますか、あるいは四全総関連法とのアナロジー、類似性というところから教育法らしからぬという印象を与えているんじゃないかというふうに思ひわけでございます。そういう点で、この法案と四全総との関連についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(横瀬庄次君) いわゆる四全総が多極分散型国土の実現を目指して策定された国土計画法であるということでございますが、その中に確かに生涯学習社会の実現ということも一つの重要な課題として置かれているわけでございまして、それはいわば地域づくりといいますが、地域の活性化あるいは地域振興という立場からの一つの方策として示されているというふうに私どもは理解しております。

それに対して本法案の基本構想と申しますのは、これは法案の中にございまして、地域の住民に多様な学習機会を総合的に提供することによりまして住民の学習に資することを目的とするということでございまして、今申し上げました四全総の方の地域自体の活性化あるいは地域振興というふうな、そういう目的を持ったものではないということでございます。

それから、もう一つ四全総関係と違ひますのは、本法案の方は、これは今申しました多様な学習機会の提供という、そういう事業を対象とした法案でございまして、いわゆる施設、ハード面についての整備については対象としていないという

点で、その点につきましても、この四全総関係の地域振興立法とは対象を異にしている。したがって、目的、対象を異にしているものだということ、御理解をいただきたいと思ひます。

○小林正君 この問題についても、やはりいわずにリゾット法とアナロジーの問題も指摘をされております。そういったような類似性が指摘をされるような法案になっているということ、そのことの背景にあるものは一つだという視点からそういう指摘がされているということをお聞きしたいと思ひます。

これは、先ほど山本委員からも御質問がございましたが、生涯学習基本構想の作成主体が都道府県になっておまして、このことについての教育委員会との関係がどうなるのか、そして教育行政の独自性の否定にこれがつながらないのかどうかという点も指摘をされております。このことについてもお伺いをしたいと思います。さらに特定地域を指定することによって大都市や過疎地域はこの構想から除外されることになって、教育基本法第二条の精神とそぐわないのではないかと指摘もありますが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) この基本構想の上におきます都道府県の解釈につきましては、先ほど午前中の御質問の中で大臣からもいろいろ御答弁申し上げたわけですが、申請者としての都道府県という立場で書いてございまして、その機関としての知事とかあるいは教育委員会というふうになっているわけではございませんで、教育委員会の所管事項については教育委員会が責任を持つということについては、何らかの法律によってそういう建前、そういう制度を否定するものではない、変更するものではないということをご理解いただきたいと思います。そういう所掌事務の中でそれぞれ振興基本構想についての事務が行われる、そういうことでございます。

つというふうに限るというふうなつもりで想定されているのはございまして、広い県とか、あるいは人口の多い県では複数つくるということを予想してございまして、私どもとしては最終的には全国をあまねくカバーすることができるようなるに持つていきたいというのが目標でございます。基本構想の中で第五条の第四項第一号のところに書いてございまして、中核となる市町村は交通が便利であることが必要であるということになっております。したがって、過疎地域からでもできるだけこういうところに通いやすいような、そういう場所に特定地区が設定されるようにしてほしいということでございます。そういう点について十分考慮された上でこの基本構想が策定され、承認申請されるということをお願いしているわけでございます。

もともとこの基本構想は、教育や文化の多様な機会というものを一極に集中することなしに、逆にできるだけ地方、大都市以外の地域にも拡散するようにという方向での一つの方策として策定されたものでございまして、そのような方向で運用されることを強く期待しており、また必要があればいろいろ指導していきたいというふうに思ひます。

○小林正君 時間が余りありませんので簡潔に御答弁をいただきたいと思ひます。

次に、先ほどの第二条の後段の部分に関してですけれども、中教審答申の中で、生涯学習の基盤整備の必要のうち、第三項において、「特に今後は、産業構造や就業構造などの急激な変化に対応して勤労者の生涯学習の必要性が高まっていることから、その職業能力開発や多様な学習を促進することが重要な課題となると考えられる。このため、各企業等における教育・訓練を充実することや労働時間の短縮、有給教育・訓練休暇制度の普及などにより、勤労者が学習活動に参加しやすい諸条件を整備することが望まれる。」と、こう述べているわけがあります。私はこれは極めて重要な指摘だというふうに思ひます。

先日、連合——日本労働組合総連合会が平成二、三年度の「政策・制度要求と提言」を決定しているわけですが、教育政策のうち、「勤労者の生涯学習と文化の創造」の項で「生涯学習推進のための『三者構成委員会』の設置」というのを提起をしております。この中で、「社会経済の変化の中で、勤労者の一生を通じて学習システムを形成するため、政(文部省、労働省、通産省、厚生省等)・労・使の『三者構成委員会』を設置すること。」ということが述べられているわけであり

このことについて文部大臣として、これを実現するためのイニシアチブをとるお考えがあるかどうか、文部大臣からお伺いします。

○国務大臣(保利耕輔君) 生涯学習の視点に立ちました整合性のある施策を推進していきまうために生涯学習審議会というのを設置することとしたしておるわけでございます。その場で、いわゆるリカレント教育のあり方についても御審議をいただくということにいたしております。

御提案の三者構成委員会でございますが、これも職業人のいわゆるリカレント教育の推進のためのものと承知をいたしておるわけでございます。

この法案で御提案申し上げております生涯学習審議会は、リカレント教育のあり方等についても今申し上げましたとおり審議をしていただく予定でございます。したがって、同じようなことをやっていく機関として審議会を設けさせていただくというのがこの法案の趣旨でございますから、御提案の趣旨に沿ったような形の審議会になっていくのではないかと、私はそのように期待をいたしております。

○小林正君 さらに連合はこの提言の四項で「有給教育訓練休暇の制度化」ということで、「ILO第一四〇号条約(一九七四年第五十九回ILO総会採択、有給教育訓練条約)を早期に批准し、有給教育訓練休暇を制度化すること。」という提起もしているところでございます。

労働省の昭和六十一年の民間教育訓練実態調査に

よりますと、有給訓練休暇の付与の状況は、常用労働者三十人以上の事業所数の八〇程度と低い結果になっております。五年間の経過がありますから、この数字がどこまでいっているかちょっと把握をしておりませんけれども、そういう状況であります。

また、さきの総理府の調査では、学習活動を行わない理由として、六七％が仕事や家事が忙しくて時間がとれないことを挙げています。

私は、生涯学習振興に当たって、その基盤整備のうち、学習する側の問題解決が大変大きな課題だと思ひます。第二条後段で、「別に講じられる施策と相まって、」つまり、それとは一線を画すという姿勢なのかどうか。先ほど山本委員の御質問でのお答えもございましたけれども、その辺について生涯学習を中心的に進める文部省としてどうお考えか、これは文部大臣にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(横瀬庄次君) 有給教育訓練休暇というものが、職業人としての資質向上、あるいはその職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇として大変大きな役割を果たしているというふうに認識しております。

先ほどの第二条の「別に講じられる施策」とございまして、それはその施策の中にこの労働省の施策が入るということではございまして、したがって、この規定によって、それと相まって効果的に行われるという配慮事項が加わるわけでございますが、労働省におきましてはこの有給教育訓練休暇制度の定着と促進を図るためのいろいろな助成を行っているというのには先ほど委員が御指摘のとおりでございます。今後、生涯学習の施策を円滑に実施していく上に、特にリカレント教育を推進していく上には大変重要な条件でございますので、この法律の規定、第二条にございまして、今後、労働省とも連絡連携を一層強めて進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○小林正君 時間がなくなりましたので、最後に、文部省の生涯学習に対する基本的な立場とい

うものを余り広角的に広げないで、むしろ文部省の守備範囲の中で、しかも国民全体にいわゆる生涯学習——学習というのはいくつある力をつけること、そして生きるための技術と知識を得ながら、生きる目的である生きがいというものが与えられるようなものとして主体的に学習をしていくんだということを保障していくための文部省の施策であってほしい、こういうふうに思います。

そういう点からしますと、今御答弁にありましたリカレント教育ですね、これを相当重点的に、今後、文部省所管のそれぞれの学校もあるわけでありまして、そうしたことを十分活用して、基本的に生涯学習というものが公共性・非営利性という大きな原則のもとに実施されますように強く要請いたしまして、私の質問を終わります。

○西岡瑠璃子君 私は、昨年十二月に当時の石橋文部大臣に対して生涯学習振興法案につきまして目的と背景をお尋ねいたしました。

きょうは午前中、そして先ほどまで各委員の皆様方が総論の部分についてお尋ねをされましたので、私はただいまから具体的に生涯学習の基盤となるべき体制整備に関して質問をさせていただきますと思います。

本法案では、都道府県の生涯学習推進体制の整備や地域基本構想の作成、生涯学習審議会の設置などについて規定をされています。お伺いしたいのは、大学が生涯学習に関して果たすべき役割については大きなものがあると思うのですけれども、少なくとも私はマイナーだとは思いたくはないのですけれども、これが触れられていないのです。大学の自治との関係もあるためと思うのですけれども、その理由についてまず最初に伺っておきたいと思っています。

○政府委員(横瀬庄次君) この法案は、先ほどから申し上げておりますように、中央教育審議会の一月三十日の答申「生涯学習の基盤整備について」をもとにいたしまして策定したものでございます。この中央教育審議会の生涯学習の基盤整備の答申におきましては、地域における生涯学習推

進の中心的機関として「大学・短大等の生涯学習センターについて」の提言がございます。大学・短大におきましては、今後、生涯学習機関としての役割を視野に入れて、体系的、継続的な講座の実施、あるいは大学・短大等における学習機会に関する情報の提供、学習相談、あるいは社会人を対象とした取り組みをより積極的に進める体制というふうなことの生涯学習センターを開設することを期待するというふうな述べておられます。

ただ、これにつきましては、ただいま委員が述べになりましたように、あくまでも大学・短大等の自主的な判断によって開設するということが必要でございますし、それから今後の地域社会との密接な連携というふうなことにございしても、その場合に大学・短大の自主性が十分尊重される必要があるというところは重ねて述べられておりまして、そういった意味で、大学、短大それぞれの自主性を尊重するというところから、ある程度画一的に法定化するというのをしなかつたというのは、その理由によるものでございます。

○西岡瑠璃子君 大学の施設設備等物的な条件、そして教員など人的条件、いずれを見ましても、大学は生涯学習施設としては最高のものを持っていると思われまして、その教育機能や施設を社会に完全に還元、開放して地域のニーズにこたえていかなければならないと考えるわけでございします。

そこで、私は大学における社会人の受け入れの状況をお伺いしたいと存じます。

昨年四月に筑波大学で専ら夜間に授業を行う社会人向けの修士課程の大学院が誕生しています。教育研究科カウンスリング専攻と経営・政策科学研究科経営システム科学専攻の二つで行われておりますけれども、非常に好評で応募者も定員を十数倍も超すほど押し寄せたと聞いております。さらに今年度は、経営・政策科学研究科企業法学専攻も開設されたということでございます。

社会人が大学院で研究能力を高めることが有意義なことは今さら言うまでもありませんけれども

も、受け入れる大学側、教える教員の側にとりまして、社会の第一線で活躍をしている人たちの知識、技術、教養などに接することができ、一種の知的刺激となり、大学院の教育研究のレベルアップに資すると思われまして、大学院の社会人入学の重要性、意義について文部大臣の御見解をお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(保利耕輔君) 先生御指摘のとおり、従来から社会人の大学への受け入れについては努力をまいりております。また、今後ともこの努力は積み重ねていかなければならないと思っております。私どもも社会人受け入れの体制を整えるべくいろいろと努力を重ねてまいりたい、このように思っているわけでございます。

具体的に現在、大学がどのような形で受け入れしているかの状況については、委員からも御指摘がございましたけれども、さらに詳細について高等教育局長から説明をさせていただきます。

○政府委員(坂元弘直君) 社会人を大学に受け入れる体制と仕組みといたしましては、夜間学部あるいは通信教育を行う学部などのほかに、さらに国立大学における昼夜開講制の実施、あるいは放送大学の設置等の施策を推進してきているほか、入学試験段階で社会人を別枠に選抜するという方法、あるいは大学院レベルにおきましても、今先生が御指摘のとおり施策を講じてきておるわけでございます。

ちなみに、各大学の入学選抜において、社会人に対して入学上の特別な配慮を行っておる数字を平成元年度のレベルで申し上げますと、学部段階で実施大学が九十三、学部数百三十九学部で、入学者数が約二千二百二十一人というふうになっております。ちなみに、この数字を昭和六十年と比較いたしますと、昭和六十年の段階では五十一大学七十六学部、入学者三千三百九十人というところでございまして、御承知のとおりにちょうど十八歳人口が伸びてくる過程ではありますけれども、社会人に対して別枠で入学者選抜を行うという数字も着実に伸びてきているところでございます。

短大レベルで申し上げますと、短大も六十年では五十校でございましたが、元年度は百十二校というところで、二倍以上の別枠の選抜をしているところでございます。

それから大学院レベルにつきましては、実施大学、研究科数は五十三大学、六十三研究科でございます。入学者数は千八百二十七人でございます。

それから昼夜開講制等、学部、大学院ともにいろいろ工夫を凝らしてきているわけでございします。私どもとしては、今後ともこれらの施策を充実していきたいというふうに考えておりますが、特に平成五年度以降になりますと十八歳人口が急減いたしますので、相当社会人枠を別枠で各大学がセッティングしまして、社会人を受け入れるというところに力を注いでいくんではないかというふうに思っております。

ただ問題は、先ほどほかの先生からも御質問がありました。社会人が大学でリカレント教育を受けるその条件、社会的な条件整備の方もまた重要な課題であろうと思っております。いずれにしても、方向としては、私どもとしても努力はいたしますし、社会人の受け入れの枠というものは今後ふえていくだろうというふうに私も予想いたしております。

○西岡瑠璃子君 社会人が入学しやすいように選抜方法においても、研究計画書の提出、面接、小論文などの工夫がなされていると聞いております。

合格者のうち、社会人とそうでない方の比率はどの程度になっておりますでしょうか。さらに、合格者の年齢構成、男女比率についてもお聞きしたいと思います。

○政府委員(坂元弘直君) 合格者総数で申し上げますと、短大それから大学を含めまして約七十七万人でございます。七十七万人の中の、平成元年度レベルで申し上げますと、大学で二千二百二十一名、短大レベルで千八百数十名、合計約四千四百数十名でございます。パーセンテージでいうと極めて低い

と言わざるを得ないんではないかと思っております。

○西岡瑠璃子君 筑波大学で夜間の修士課程を設けて二年目に入ったわけでありましてけれども、大学側、学生側それぞれにおきまして、いろいろな問題点あるいは解決すべき課題などが浮き彫りになってきているのではないかと考えられます。大学院への社会人の積極的な受け入れの立場から、どのような指摘が行われているか明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(坂元弘直君) 先生御指摘のように、平成元年度からスタートいたしました二年目に入ったところでございます。まだ具体的に私どもの方に夜間の大学院が持つ問題点等についてのいろいろな情報、まことに恐縮でございますが、入ってまいりませんが、私どもとしては、筑波大学の大学院の教育研究の実施の状況を十分見守っていききたい、必要な改善については改善を加えてまいりたいというふうに考えております。

○西岡瑠璃子君 大学側、教員側、学生側にアンケート調査などを行ってみたいかがどうでしょうか。実態調査を行ったことがありませんか。

○政府委員(坂元弘直君) 今も申し上げましたとおり、スタートしてまだ一年の実績はつきませんので、先生の御指摘のようなことにつきましては、もう少し何年かの推移を見てから私どもも十分調査をして、改善策あるいは改善すべき点がありましたらば対応してまいりたいというふうに考えております。先生の御提言は十分私も頭に置いて、これからの筑波大学の夜間の大学院の教育状況の推移を見守ってまいりたいというふうに考えております。

○西岡瑠璃子君 今後前向きに御検討いただくというふうな受けとめさせていただくわけでございますけれども、筑波大学大学院のバイオニアとしての役割に注目をいたしますとともに、その労に報いるために調査を行うべきではないかと私は考えます。調査結果が今後の大学院における社会人の受け入れの拡充にも資すると思われましますし、

他の大学の大学院の参考にもなると思うので、ぜひ実施をしていただきたいと思っております。

筑波大学のように専ら夜間において教育を行う修士課程は、国立大学ではほかに例がないということから、拡充がぜひとも必要だと考えますが、今後、拡充のための何か具体策をお考えでしょうか。

○政府委員(坂元弘直君) 国立大学で専ら夜間だけを行うという大学院大学としては筑波大学しかございませんが、昼夜開講制という形で夜間に学生を受け入れて大学院教育を行っておる大学もかなりございます。国立大学で申し上げますと、三十二大学、三十研究科、百二十九専攻が昼夜開講制という形で夜間に授業を行ったり昼間に授業を行ったりいたしております。このうち、専ら夜間だけ授業を行っておるという大学院も幾つかございます。

そういう意味では、私どもとしましては、一応、こういう形で昼夜開講制という昼間と夜間の授業を併設するというやり方と、それから筑波大学のような専ら夜間だけの大学院を実施するという二つの方法があるかと思いますが、専ら夜間だけの大学院ということになりますと、どうしても立地条件が勤務者を相当たくさん抱えておるといふ立地条件には限りがあるわけでありまして、私どもも今後とも専ら夜間に行う筑波大学方式、あるいは昼夜開講制両方含めまして、拡充には努力してまいりたいというふうに考えております。

○西岡瑠璃子君 四月二十八日の日本経済新聞によりますと、筑波大学の大学院でも社会人の受け入れによって経費が相当かさんでいるようでございます。すなわち、多様な学生に適切に対応するため、数学や電算関係の講座で準備コースを設置するなど、入学前や夏休みの期間を利用いたしまして基礎学力のレベルアップを図る必要があるというところ。また本来の授業におきましても、社会人学生の興味に応じて多様な科目、プログラムを用意するためということでございます。どの程度一般の大学よりも経費がかかるのかを明らかにし

ていただきたいと思います。

○政府委員(坂元弘直君) ちょっと数字は私ども詳細には現在ここに持ってきておりませんが、そういう一般の大学より経費が必要となるということにもかんがみまして、私ども教育研究特別経費という経費を予算化いたしております。その経費の配分に当たっては、昼夜開講制に伴う経費増につきましては、各大学の要望に応じて配慮しているところでございます。

○西岡瑠璃子君 不明ということでございますけれども、私は、これはやはり正確に調査をすべきものだと思っております。大学院が社会人を受け入れるとこのように経費がかかるというわけでございますから、積算校費等で十分な配慮が必要だと思われまします。今後の拡充策といったものをもう少し具体的に伺わせていただきたいと思います。

○政府委員(坂元弘直君) 具体的な、どの大学にどういうものをというところは、それぞれ国立大学自身が、第一次的にはこういう試みを行いたいというところを学内でコンセンサスを得て、それから私どもの方を通じて大蔵省に概算要求をするという、そういう運びになるものでございます。具体的にはどの大学でこういう構想があるというところは、ちょっとここでは言う段階ではないわけでございますが、私どもとしましては、先ほど来御説明しておりますとおり、大学で十分構想を練って私どもの方にそういう要望があったものについては、積極的にこれを取り上げまして具体化していききたいというふうに考えております。

それから、社会人をさらにいろいろな形で大学に受け入れるという方法といたしまして、現在大学審議会でも審議をいたしておりますが、一つは、例えば大学をたん出でまた大学の学部に入っていく場合には、三年次に入る学士入学という制度がございます。そういう意味で、三年次に編入学定員を大幅に設定できるような大学設置基準の改正が必要ではないかということ。あるいは社会人の方々の中にも、全科履修ではなくて、

一部の科目だけぜひとりたい、あるいは数個の科目だけぜひとりたいという社会人もいらっしゃるわけでございますので、履修形態を弾力化して、一部の科目あるいはコースで科目を受けるといような学生も正規の学生の一つの形態として受け入れる方途についても検討いたしております。

それから短期大学あるいは高等専門学校卒業生で、社会に出て、さらに今申し上げましたような学部に入ってまいりまして、一部の科目だけとる、あるいはコースの科目だけとって、ある一定のまとまりがあった場合にそれを学士、学部卒業生として認定するという仕組みなどについても現在検討しております。

したがって、先ほど申し上げましたとおり、夜間、昼夜開講制あるいは夜間大学院の充実、あるいは社会人の受け入れ枠の拡充ということのほかに、新たに弾力的な履修形態についても現在その方策について御審議いただいておりますので、その結論が出ましたら、私ども適切にそれに対応して制度化してまいりたいというふうに考えております。

○西岡瑠璃子君 筑波大学の大学院のように、専ら夜間において教育を行う私立大学の修士課程を把握なさっていらっしゃいますか。

○政府委員(坂元弘直君) 青山学院大学が本年の四月から青山のあの地区で修士課程をスタートさせておりますし、それから法政大学が、これはもうちょっと前からございまして、人文科系の学部をスタートさせておるといふふうに承知いたしております。

○西岡瑠璃子君 専ら夜間において教育を行う大学院の場合、教員の負担過重、そして労働過重が心配されるわけですが、勤務体制、教員の組織、配置などがどういうふうになっているか、示していただきたいと思っております。国立、私立、いずれの場合もお願したいと思います。

○政府委員(坂元弘直君) 国立の場合は、ちょっと数字は持っておりませんが、専ら夜間の大学院を開設するというに伴う必要な教員数は予算

で措置をいたしております。私立大学の場合も、これも大学院設置基準に基づく教員の増を図りませんと大学の認可が受けられませんが、これも必要な教員の増を行った上で実施していると思えますが、ただ具体的に、昼間の先生も当然夜間の授業を持っておられると思いますが、どういうような勤務時間の割り振りをして、どういう形で勤務時間の管理をやっておられるのかという点の詳細については、ちょっとここに資料を持ってきておりませんので、その点についてはお答えできないこととおわびいたします。

○西岡瑠璃子君 夜間の大学院生のための教務事務、そして図書館利用、厚生関係などの体制はどうなっているのか、お聞きしたいと思えます。これも国立と私立大の場合を示していただきたいと思えます。

○政府委員(坂元弘直君) 図書館の利用につきましては、夜間大体何時ごろまで開設するかというのは、それぞれ大学によってまちまちでございます。七時あるいは八時ごろまで勤務時間の割り振りのあれで開設している大学もありますし、もう五時ぐらいで閉めてしまう大学もございます。ただ、夜遅くまでやっておられる大学につきましては、当然のこととして夜間の大学院生も利用できる。それから、夜間の大学院生でも正規の学生でございますので、当然のこととして、仮に昼間、余裕の時間があつて図書館を利用したいという場合には、これは利用できるようなっております。

○西岡瑠璃子君 それでは、私学の場合はどのような助成が現在行われているのか、国立大学の社会人積極的受け入れの施策に関連して、今後の拡充方法をお伺いしたいと思います。

○政府委員(野崎弘君) 私立大学、短期大学等におきます社会人の受け入れについてでございますけれども、社会人を特別の入学者選抜により受け入れておられるという場合には、従来から私立大学等経常費補助金の配分に当たりますので、その受け入れ数等を勘案しまして一般補助の上にさらに上乗せをしている特別補助という形

でこれを実施しているわけでございます。現在補助金の確定しております昭和六十三年度において申し上げますと、七十一の私立大学等に對しまして五千四百六十七万円の特別補助を行っております。なお、社会人が多く入っております特に夜間部に対しても今のような形の特別補助を行っております。これも六十三年度で申し上げますと、九十五件五億九千四百万ほどの補助金を出しております。

○西岡瑠璃子君 その額は社会人一人当たり約五万円ぐらいに相当するのでしょうか。

○政府委員(野崎弘君) 社会人の大学受け入れに關連いたしますと、受け入れ学生数によつていろいろランクをつけておられて、一人から九人までの場合が五十万、それから十人から十九人まで受け入れている場合には百万円というふうなことで、ランクをつけながら補助金を算定しております。

○西岡瑠璃子君 先ほど大学院設置基準十四条に基づいた昼夜開講等の大学院の数を国公立別にお伺いしたと思うんですが、大学院設置基準第十四条に基づいて教育方法の特例を行っている大学の教育態様もさまざまあると思われるわけですが、昼夜開講、土曜日開講など、どのように分類できるでしょうか、実態をお示しいただきたいと思えます。

○政府委員(坂元弘直君) ちょっと今先生御質問になりました土曜日とかどうとかという種分けは、実態はつかんではおりません。例えば修士課程ですと、修業年限二年のうち一年間を特例で夜間に行う、あるいは修業年限二年のうち全期間を夜間で行うというふうな種分けについては現在私どももつかんでおりますが、土曜日授業をするかしないかというのは、それぞれの大学によつて違つておりますので、ちょっとその土曜日の開設事情については、恐縮ですがつかんではおりません。

○西岡瑠璃子君 現在社会人で大学院に入学している人は、研究心が旺盛で、そして努力家であり、また近くに大学院があるとか、多くの条件でクリアできている人に限られているのだと思われ

るわけですが、午前中会田委員からも質問がございましたように、今後一層の拡充を図っていくためには、有給教育休暇制度の創設あるいは男女平等を視点に据えて女性のための保育施設の完備なども不可欠だと思つておられるけれども、今後関係省庁とも話し合つて制度化に努力をすべきではないかと思えます。

五月十八日の読売新聞によりますと、文部省はハイテク技術者などを大学院等で再教育するシステムを推進するため、調査研究協力者会議を設置し、その方途を検討すると出ております。そのメンバー、審議の状況、今後のスケジュールはどうなっているのでしょうか。

○政府委員(坂元弘直君) 突然の御質問です。で、メンバーについてはちょっと持つてきておりませんが、これは高等教育局、私のところで調査会を開かせていただいているんですが、十数人のうち大半、七割ぐらいが国公立の大学の関係者、それから三割ぐらいが民間の技術者あるいは人事担当者などでございます。

私も、今、特に最先端関係のリカレント教育を大学でやるとすれば、一体どういことが社会から要請されておられるのか、あるいは大学で持っている今の人的組織等が十分対応できるのかどうか、さらにはカリキュラムがどういものかというふうなことににつきまして御検討をお願いしているわけでございますが、私どもとしても、本年度中、来年の春ぐらいまでには一応のおまとめを取りまとめたいと思つておられることをお願いしているところでございます。

○西岡瑠璃子君 それでは東京大学で申し上げます、同大学の先端科学技術研究センターに新設する工学系研究科先端科学技術大専攻の構想を持っております。そこでは修士課程修了後に最短一年で博士号が取れるという社会人向けの短期修理工学系大学院を考えていると報道されております。その構想の内容と東大の準備状況、それに対する

る文部省の対応をお伺いしたいと思います。

○政府委員(坂元弘直君) 東大の先端研の構想につきましては、現在先端研自身でもいろいろと構想を練つておられるところでありまして、同時にその構想について私どもの方に事務的にいろいろと相談に来ておられるという段階でございます。したがつて、その構想が果たして今度の例えは概算要求時点までにまとまるのか、それとも構想の熟度が来年の夏ぐらいまで待たなきゃまとまらないのか、ちょっと今のところ予想がつかない段階でございます。

先端研と別に、東京大学では法学研究科がむしろ社会人を積極的に受け入れて、そしていわゆる研究者養成という意味での法律の大学院修士課程ではなくて、高度の法律知識を持った実践的なそういう法学研究科を設置して社会人の要望を受け入れたいという構想を持っておりまして、これも現在、法学研究科で私どもと一緒にその構想を熟させている、検討の最中でございます。

○西岡瑠璃子君 それじゃ次に、大学学部の人入学について少しお尋ねしたいと思えます。

社会人特別選抜を実施している大学数、学部数、受験者、入学者の数を、国公立別にその推移もあわせてお示しいただきたいと思えます。

○政府委員(坂元弘直君) 先ほどちょっとお答えいたしましたけれども、国立大学で申し上げますと、昭和六十年度が十一大学十一学部でございます。昭和六十一年度は百二十四人でございます。平成元年度では十九大学二十六学部で二百六十二人の入学者でございます。公立大学が六十年度は十一大学一学部で九人の入学者でございますが、平成元年度は八大学十学部で百三十人の入学者でございます。私立大学が六十年度三十九大学六十四学部で千二百五十七人の入学者でございますが、平成元年度は六十六大学百三十三学部で千七百二十九人の受け入れ数でございます。

〔委員長退席、理事田沢智治君着席〕

トータルで申し上げますと、昭和六十年度が五

十一大学七十六学部、千三百九十人、平成元年度は九十三大学百三十九学部、二千二百二十一人でございます。ちなみに、入学志願者につきましては、平成元年度だけで申し上げますと、三千八百六十五人の志願者がございました。そのうち合格者数は二千二百八十八人でございます。さらに、実際に入学手続をとった者が先ほど申し上げました二千二百二十一人で、百六十人ぐらゐの方は入学を辞退している、そういう数字でございます。

○西岡瑠璃子君 お聞きをいたしております、このような数で生涯学習を標榜するには余りにも少な過ぎる数字だと思われかけますが、文部大臣としてはどのように評価をされていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(保利耕輔君) 社会人が大学に行つて勉強するいわゆるリカレント教育がまだ十分行き渡っていないという段階でございますが、今後さらにこれが行き渡るように私たちは努力をしなければならない、このように感じております。率直に申し上げさせていただきます。

○西岡瑠璃子君 私立大学では平成元年度において、先ほど言われたように六十六大学百三十三学部が社会人特別選抜を実施しておりますし、千八百人近くも入学しているというところであります。国立と比べてこの数字をどのように評価されますか。

○政府委員(坂元弘直君) ちょうど国立が二百六十、私立が千七百でございます。これまた私どもの努力の足りないの言いわけする、イクスキューズする意味ではございませんが、ただ、学生数で単純に比較いたしますと、私立は国立の入学

者数の約四倍ぐらゐございます。もちろん単純に、ですから、そういう意味では千七百と二百六十人の比較はできないんですが、私どもとしましては、今後とも国立大学の社会人入学枠の設定の拡充については、各大学に指導をし、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、現在は、私立大学も先ほど御説明申し上げましたとおり、十八歳人口の増加の圧力が非常に大きいわけでございます。ただ、平成五年度

以降、この圧力が急速に七、八年間で減少するということになりまして、もっと端的に申し上げますと、より積極的に社会人の枠をセツトしなければならぬ経営上も問題があるだろうというようなこともございまして、私どもはさき先生が御指摘になったような社会的な条件も整備されなきゃならないと思ひます。雇用条件とか勤務条件とかそういういろいろなことを整備しなきゃいけないと思ひますが、同時に、傾向とすれば平成五年度以降間違いなく社会人入学はふえていくであろう、そう言っても差し支えないんじゃないかと思ひますが、私どもも積極的に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○西岡瑠璃子君 ちょっと時間が足りませんので、少し飛ばしてまいります。

先ほど冒頭のところで、昼夜開講制のことについて少しお聞きいたしました。現在、短期大学部の改組という形で設置しているわけですが、これも、今後その方向で行くのでしょうか。また、新たに昼夜開講制の学部設置のお考えがあらうのでしょうか。

○政府委員(坂元弘直君) 今のところ、国立でなお短期大学部を持つておる大学がございまして、それから夜間部を持つておる大学がございまして、まず第一段階としては、現在の国立大学の短期大学部を、大学の中のいろいろな検討結果をまつて、昼夜開講制に切りかえる、あるいは夜間部を持つておる大学について昼夜開講制に切りかえていく、そういう努力を続けていきたいというふう

に今の段階では考えております。それが終わった段階で、これまた各大学の検討結果にもよるわけですが、さらに新たに昼夜開講制というものが必要であるという大学の判断、それから私どもも、それとそのとおりだという大学の判断に納得できれば、検討をしていく課題であらうかというふうに考えております。

○西岡瑠璃子君 ここで、大学の公開講座のことについてお聞きしたいと思います。私の地元の国立高知大学におきましても公開講座は大変好評を博しておりますけれども、開設のたびに赤字が出て大学が補てんをしなければならぬような制度では、一層の拡充を望むべくもございせん。各大学が公開講座を開設した場合、国はどのような補助をなさっているのか。その仕組みと助成額をお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(横瀬庄次君) 国立の大学が公開講座を開講する場合には、国立学校特別会計予算の中で公開講座実施経費といたしまして、例えば平成二年度予算におきましては千二百二十八講座分三億七千四百円余りを計上しております。所要の経費を各大学に配分しているところでございます。これは平成元年度と比べますと、平成元年度が八百二十八講座分二億七千万円余りということでございます。前年度に比べまして平成二年度は、三百講座分一億四千万円余りの増額をしております。ございまして、最近大変、今先生おっしゃいましたように公開講座に対する受講熱というのが高まっておりますので、それを反映いたしましたしてそのような手当てをしているところでございます。

それから、私立大学等におきましては、従来から私立大学等の経常費補助金を配分する際の一般補助に上乗せする形で特別補助を実施しております。これが昭和六十三年度におきましては、百二十七の私立大学、短期大学に対して、対前年度二千八百万円増程度の一億五千四百四十万円の特別補助を行ったという実績になっております。今後とも社会の要請に対応した公開講座の増設等について十分配慮していきたいというふうに考えております。

○西岡瑠璃子君 私は、全額国庫負担を実現するべきだと考えます。そして、私立大学の場合も、公開講座の所要経費の二分の一以下の補助でしかありません。公開講座を行えば行かば私学の持ち出しが多くなるのでは、公開講座の抜本的拡充は望めないと思ひます。私学の苦しい財政状況ともあわせ考えると、公開講座に対する私学助成の一層の拡充が必要だと思われまふ。

最後に、全国でも高齢化が顕著に進む私の県、高知県におきましても、高知県生涯学習推進計画が本年三月に策定されております。これに対し、生涯学習の組織化のもとに自由な構想が阻害されることのないように、あくまでも主体は県民であることを認識しながら推進をしなければならぬというふうに思われかけます。いんや、文部、通産両大臣の定める承認基準に縛られることがあつてはならないということを最後に申し上げて、この項の質問を終わらせていただきます。次に移ります。

次に、国立スポーツ科学センターに関連して質問をしたいと思います。まず初めに、生涯スポーツの振興策について伺いたします。八五年に国立競技場と日本学校健康会が統合されますときに、国会におきまして国立総合体育研修センターの必要性について、当時の松永文部大臣、文部省関係者が統合の一つのメリットとして推進していくというのを答えて、約束をしておられました。それは体育の基礎的実践的研究でありますとか、さまざまな項目を並べておられるわけでありまふけれども、まさに生涯学習という見地からこの研究研修センターの必要性が十分あるのではないかと思われまふ。

また、それに先立ちまして、八一年に調査費が計上され、八二年に研究研修センター懇談会が設置され、八三年八月二十九日にその答申が出されたわけですが、そのときの内容とその後の経過を説明してください。

○政府委員(前畑安宏君) 今御指摘がございました最初の私どもが検討してまいりましたときの構想と申しますのは、いわば体育局の行政の全体にわたりますして、これをバックアップするような研究研修センターということで構想をいたしたわけでありまふ。

研究の内容につきましては、競技力の向上に関するもの、さらには生涯スポーツに関するもの、保健体育の教育に関するもの、またいろいろな施設設備、用具のあり方に関するもの、またスポーツ

安全に関するもの、こういったものをそのときどきのいわば行政的課題にこたえて研究をしていくという構えにいたしておりました。

また、研修の内容につきましても、学校体育、社会体育、さらにはいわゆる学校保健の分野、また学校給食の分野という幅広い職員の方の研修をやるというようなことで、先ほど申し上げましたように、文部省体育局の行政全般をバックアップするようなものとして構想したわけでありました。したがって、その設置主体につきましても、これを国の機関またこれに準ずるものとして構想をしてまいっておったわけでありました。

しかしながら、その後、そういったふうなかなり幅広い構想でありましたがために、御指摘ございましたように五十六年から調査費がつけられまして、六十二年までいろんな調査をやつてまいりましたが、はかばかしい進展を見ないままでありました。

この間、御案内と思いますが、六十一年の九月にソウルにおけるアジア大会が行われて、我が国が余りにはかばかしい成績を上げ得なかったということもありまして、総理の臨時教育審議会における第三次答申であるとか、あるいは日本体育協会がナショナルトレーニングセンター構想を発表したり、また、六十三年の三月には、総理のところに置かれました懇談会で主として競技スポーツに的を絞ったそういった研究センターを設置すべきではないかという提言も行われたわけでありました。

そこで、いわば文部省主体で検討してまいりましたそういった構想を、そういった幅広い各般の方々の御意見を承りながら新たに構想の再検討を行いまして、現在私どもが持っております構想は、主として競技スポーツに的を絞って、科学的なトレーニングであるとか、あるいはスポーツに関する医科学の研究であるとか、そういったものを主体とした施設を建設をいたしたいということで、現在基本設計に間もなく着手をしよう、という段階に至っているわけでございます。

○西岡瑠璃子君 今伺いますと、国立スポーツ科学センターの事業内容というのが、文部省監督下の日本体育協会、日体協あるいは競技団体を統括している日本オリンピック委員会、JOCの事業である選手強化に近いわけですね。明らかに日本体育・学校健康センターの目的とは相違するではありませんか。

ですから、私が今言いたいのは、国立スポーツ科学センター設置の経緯及び内容はどうなつてきたのかということとです。つまり、東京教育大跡地に予定していたはずが、この北区にある国立西が丘競技場に設置するという方針になぜ突然変わったかということなんです。それをお聞きしたいと思います。

○政府委員(前畑安宏君) 日本体育・学校健康センターの法律によりまして、このセンターは、体育の振興を図るためにその設置する体育施設の適切なかつ効率的な運営を行うという目的の一つに入っております。また、その事業内容といたしまして、その設置する体育施設及び附属施設を運営し、これを利用いたしまして体育の振興のため必要な業務を行うというのが業務内容に規定をいたしておりますので、決してそれから外れるものではないというふうなことを考えております。

なお、土地のことについてお尋ねがございましたが、御指摘のように、当初は渋谷区西原にございまして東京教育大学の体育学部の跡地というものを想定しておりましたが、そのときには先ほど申し上げたように国の機関というものを主体に置いて、文部省の体育局の行政と裏腹になるような国の機関というものを想定いたしておりましたが、その後の行財政改革等の客観的な情勢を踏まえて考えますと、なかなか国の機関を新たにつくるということが困難であるということから、日本体育・学校健康センターの施設にするということに構想を改めたわけでございます。

そうなりますと、これも御案内かと思いますが、現在の日本体育・学校健康センターは、安全部、給食部、そして本部が別々のところにもござ

いますし、また競技場施設につきましても霞ヶ丘、そして代々木、さらに西が丘というふうに分散をして、かなりその管理運営に問題があるわけですね、本部の統合庁舎の建設ということも具体的検討課題になっております。そういう状況からいたしますと、さらに新しいプランチをつくるということについて一つの問題がある。

それから、いま一つはその土地の状況でございますが、これも御案内かと思いますが、現在の時点では考えますと、進入路が極めて狭隘であるとか、あるいは用地の中に大きな段差があるとかいうことで、実際上着手するにはかなり問題があるということもございまして。

さらに、これは国の会計のシステムであります。日本体育・学校健康センターでそこに施設をつくるということになりますと、その土地を国の一般会計——現在その土地を持っておりますのは特別会計でございますので、一般会計でその用地を取得するということになります。公示価格で二百五十億、時価で四百億と言われておりました。これを具体的に現在の概算要求のシステムからいたしますと、四百億に達する土地を取得するということは大変困難な課題でありますので、先ほど先生御指摘になりましたが、現に日本体育・学校健康センターが所有しております土地に建設をするというところに変更いたしました次第であります。

○西岡瑠璃子君 時間がありませんので、私申し上げるんですけれども、今伺いますと、頂点に立つ一握りのスポーツマンを対象にした科学センターになぜならなければならないのですか。もっと広く国民のための研究研修センターとして、もっと言わせていただくと実践的な国民の生涯スポーツをより一層振興する場として今必要じゃないかということとです。

土地の利活用という観点からすれば、スポーツ施設が不足している東京都内の体育施設をあえてつぶしてまで設置するよりも、渋谷区西原の遊休地を利用する方が理にかなっていると思われま

す。一たんできています施設設備を廃止することは経済的にも損失が大きいはありませんか。教育大跡地の渋谷区西原の土地は、八〇年の国有財産中央審議会でのその土地の使用についての基本構想を一応決定しております。八二年二月の国有財産関東地方審議会において、研究研修センターへの土地利用についての答申を受けて、決定していたものではなかったかということとです。

現に、今いる利用者に対する配慮を棚上げにして、民間施設ならまだしも、公共施設が初めの趣旨を簡単に変更して地域住民から取り上げるのは私は許せないことだと思っております。こういったものを朝令暮改と言います。朝令暮改もいいところだと思

います。どうしてもだめなら、代替施設を考えるべきだし、とにかく今回のこの案は何としても再考してほしいということを私は強く申し上げておきたいと思ひます。

○政府委員(前畑安宏君) 御指摘ございましたけれども、私どももここで研究をしようとしておりますことは、もちろん中心には現在の競技力向上というところに焦点を置いて、これをスポーツ医学、スポーツ科学というものを結集して研究をしたい、トレーニングをしたいと考えておりますが、その研究の成果というものはもちろん生涯スポーツの関係の方々にも及ぶわけでございます。

なお、ちょっと申し上げさせていだきま

す。西が丘を取得いたしましたことを完成させましたのが昭和四十七年でございます。ちょうど昭和四十四年の時点で私どもの調査がござい

モデルを提示したわけでございまして、ただいま申し上げましたような施設整備状況からいたしますと、これはもはや現在の時点で考えれば一つの役割を果たしたのではないかと。なお、二十年を経過いたしましたので、施設もかなり老朽化をいたしておりますので、さらに手を加える必要もあるというのが現在の状況であります。

○西岡瑠璃子君 最後に。

そのスポーツ科学センターは、私はナショナルトレーニングセンターと言えるのかどうかと思うわけですね。そういう大規模な非常に大きい意味の構想のナショナルトレーニングセンターとしてのスポーツ科学センターを、今まで長い間利用してきた住民を追い出してまでつくるといふならば、私はもっともと広大な土地、東京一極集中という観点に立たないで、もっと広いところへ持っていくばいいんじゃないかと思うのです。何としてもそれはやっていただかなくてはならないと思います。生涯スポーツ、生涯学習の観点にもとる今回の文部省の行為を私は非常に残念だと思えますし、何としても再考していただきたい、そのことを強くお願いしておきます。文部大臣、お考えをお聞かせください。

○政府委員(前畑安宏君) 国の施設を設置、経営いたしますときには、私どもは国としての行政目的ということを考えなければならぬと思っております。もとより、その施設ができるわけでございます。また、その施設ができますときには、この施設の設置者として予定いたしております日本体育・学校健康センター、さらには競技団体とも十分協議をいたしまして、その施設を使っていないときには地元開放するといふことは考えなければなりません。

その施設の中には、体育館であるとか、あるいはシンクロのプールであるとか、さらに柔道、ボクシング、レスリング、フェンシング、ウエートリフティング、体操といったような施設もつくることにいたしておられますので、今競技団体と話をしておられます段階では、施設の開放はもとより、そういうた施設を利用して地元の方々を糾合した

スポーツクラブ等も組織をできないか、そして一流の選手がそういったスポーツクラブにおいて指導に当たるといふようなことも十分考えたい、このように計画をいたしておるところであります。この点についての御理解を賜りたいと思います。

○西岡瑠璃子君　文部大臣、お考えをお聞かせください。

○國務大臣（保利耕輔君） 西が丘の問題につきま

しては、ただいま体育局長から御答弁を申し上げましたのが文部省としての立場でございます。これはぜひ御理解を賜りたいと思います。

〔理事田沢智治君退席、委員長着席〕

しかながら、生涯スポーツの振興につきま
ては、これは地方公共団体等を中心にしてしっ
かり取り組んでいただかなければなりません
が、文部省としても各種の補助金を出す等
いろいろな対策を講じまして、生涯スポーツの振興について
努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○西岡瑠璃子君　これで終わります。よろしくお

願ひいたします。

○針生雄吉君 生涯学習振興法案に関連して質問を行います。

十億あるいは十二億と言われる中国国民の敬愛を現在でも集めております卓越した指導者であつた周恩来総理の生涯学習に関する言葉に、生ある限り学び続けよ、老いても学び続けよ、またあるいは、学びゆくことこそ進歩の原動力であるといふ言葉がございます。

生涯学習、生涯教育の必要性につきましては、

一九六〇年代に欧米で主張された人間の向上につながる学ぶ欲求を最大限に保障しようという考え方、それにつながる考え方といたしまして、我が公明党といたしましても、教育は人間の生涯にわたる自己開発であるという考え方から、結党以来二十六年間にわたって一貫して生涯学習の重要さを指摘してきたところでございます。

近年、御承知のように人生八十年時代を迎え、
して、余暇時間の増大、転職をする機会の増加、

あるいは定年後の期間の延長、高齢化社会、高学歴社会化などの条件から、ますます生涯学習のニーズが高まってきているわけでございます。こういった流れというものは、民間のカルチャーセンターとか、ただいまお話のありました大学の各種公開講座の受講者数が毎年増加しているというようなことから明らかな流れであるわけであります。

ましては、自治レベルでの生涯学習推進セン

ター設置を促進する一方、だれでも学べる大学として放送大学の設置をいち早く提唱いたしました。放送大学は八五年に開校にこぎつきました。平成元年三月に第一回の卒業生を出し、ことしの平成二年の三月までには千二百七人の卒業生、教養学士を生んだわけでございます。

我が党といたしましては、八七年の七月には党

の教育改革推進本部が長寿社会に対応した、だけれどもいつでもどこでもどこからでもという、そういう環境整備を目指して十項目の具体的な提案を發表いたしました。また、それとともに、ばらばらな行政でいろいろな弊害がありましたそういう弊害を解消するために、ぜひ生涯教育推進法を制定するように求めているところでございました。

さらに、八九年一月の我が党の二十一世紀ト

タルプランでも、生涯学習社会の建設を七つの大きな改革の柱の一つとして位置づけ、推進を図ってきておるところでございます。その中におきまして我が党が一貫して主張してきましたことは、人間そのものに焦点を当てて、生命尊厳と自然の畏敬、そして生きることの大切さを踏まえた個性的でたくましい人格形成を図る人間教育を生涯学習の柱に置くということです。

今回、文部省も八八年七月の生涯学習局設置に

続きまして、このたびの生涯学習振興法案を国会に御提出になったわけでございますけれども、我が党が党といたしましても年来の主張が国民的合意を得たものと評価をするわけでございます。

とは申ししましても、生涯学習社会の建設は緒

ついたばかりでございます。この法案の内容ともどもに課題は山積しております。先ほど申しました国民に好評を博している放送大学にいたしましても、東京タワーからの電波の届く関東エリアのみでありますし、早期に全国ネットワークの必要性が求められておるというように、いろいろな問題点も山積しているわけでございます。

て、文部省の御当局からも回答のあったところで

て文部省の御担当局から御返答のめづかしいところがある。たゞ、
ごさいますけれども、例えば生涯教育にかかわる
省庁が文部省だけではなくて、厚生、農水、労
働、総務、環境と各省庁にまたがっている、その
ために効果的な推進に難しい面があるのではない
か、あるいは言葉は悪いですが、何でも縄張り争い
というものが起こってくるのではないかというよう
な心配もあるわけがございます。

こういう十六省庁にまたがるとも言われる施策

を総合的に講ずるといったただけでも、その責任官庁をはつきりさせる意味だけでも、生涯学習の理念あるいは定義づけが必要ではないか。そういう意味におきまして二十一世紀の教育改革を旨す基本法、そういうものをさらに国民的合意を得るために時間をかけて論議をすべきである、そういうふうに主張いたします。

午前中の質疑にもありましたとおり、その国民

的な合意を目指して審議会あるいは国会でも今後いろいろな論議が続けられるということでござりますので、その点はぜひとも忘れないようにしていただきたい。先ほどからもお話がありましたように、なぜそんなに急ぐのかというそういう素朴な疑問もあるわけでございまして、そういう疑問の裏に含まれている疑念というものに対する明確な結果というものも示していく必要がある、思います。

まず何といひましても、生涯学習体系への整備

につきましては、教育基本法の精神にのっとり行われるべきである、それは当然でございまして、この教育基本法の精神がどれだけ——もちろんで、この教育基本法の精神というものは日本国憲法の精神

神にのっとっておるわけでございますけれども、そういう観点から言えば、生涯教育の全国的な合意の上での実施というものが今回のこの法律のみによって達成されるものではないわけでありまして、繰り返すようにございますけれども、今後とも社会の進展を配慮して生涯学習を振興するための基本的な法整備に努めるべきことを第一番目に政府に求めるものであります。

教育基本法ということを申し上げましたけれども、その教育基本法に、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。」という第九条の一項がござります。これからの本格的な高齢化社会の到来を目前にいたしまして、もう既に高齢社会と言ってもいいわけでございますけれども、そういう時代におきましてお年寄りの生きがいをするかということが極めて大きな社会的課題となつてきておりますけれども、まさにこのお年寄りの生きがいという問題は生涯学習推進の一つの大きなテーマであるということは否定できないことであらうと思ひます。

また、生きがい論というものは、突き詰めていけば、そのお一人お一人の人生観の問題であり、生き死に、死生観あるいは生死観といひますか、そういうものにかかわる問題であります。生きる、死ぬ、すなわち生命活動、生活、ひいては生命観にかかわる問題でもあると思ひます。生涯学習の目的として、生きがいをしっかりととお与えをする、その生きがいを求めていくときにはどうしても、お年寄りのみならずであると思ひますけれども、その根底に生命について、またそれから演繹されます宗教についての確かな視点がなければならぬと思ひます。

私も昭和六十一年まで産婦人科の医者として、ごく当たり前の病院の勤務の医者をしておりましたけれども、生まれる人、亡くなる人、いろいろないらっしゃるわけでございますし、そういう方に接してきたわけでございますけれども、生まれるときのお子さんはまだ意識が余りきちんと確立さ

れていませんけれども、亡くなるときに、その人生のいざというときに学習の効果というものが出てくる。人生の総仕上げとしての最終段階である死というものを迎えたときに、その人がその生涯において自分の人生観、ひいて言えば宗教観というものをどう学習してきたかということが、そのいざというときに出てくるなということを痛感しております。

この老人の生きがいをするかということに關しまして、非常に難しい面もあると思ひますけれども、生涯教育の中でお年寄りに対する宗教教育、憲法の絡みもあるわけでございますけれども、どこまで可能なかということが今後の課題であると思ひます。例えば生きがいの学習は宗教の学習ということも避けるわけにはいかないわけでありまして、その援助が宗派的な宣伝であつてはならないわけでありまして、そういう点もござりますけれども、宗教教育の問題にかかわるさまざまな情報を用意して学習者に提供して、学習者自身がこれを自己選択して学習する生きがいを感得するそういう機会として利用するということとは必要であらう、そういう用意は必要ではないかなというふうにも思ひます。

こういう話が出たついでと申すと非常に申しわけないでござりますけれども、文部大臣に、生涯学習体系における宗教、生命観の位置づけ、そういうもの、あるいはもし差し支えなければ結構でございますけれども、大臣御自身の生命観、宗教観ということについて御教授を賜れば幸いと思ひます。

○国務大臣(保利耕輔君) うまくお答えができるかどうか、私自身正直申して自信がございません。しかし、私は今御引用になりました教育基本法の第九條の宗教に対する配慮、寛容の態度、そういうものはこれは大変基本的に大事なことでござります。また憲法におきましては信教の自由を保障しておるというこの日本の社会でありますから、そういう観点に立つてやはりこうした生涯学習についても進めていかなければならない

と思ひます。

その生死観あるいは人生観というものについてのお話でございますけれども、やはり人間は必ずいつかは命が絶えるときがあるわけでございますから、それに対してどういう準備をするかということは、人間としてどなたも皆多かれ少なかれ考へていらつしやることではないかと私自身も思ひます。

私は父親と母親がおりますが、両方のその宗教観というのは多少違つておつたところがあると思ひます。父親の宗教観の場合には、かなり宗教そのものを勉強いたしまして、そしてやはり自分自身は最終的には宗教によって救われていくんだという気持ちを持っておつたようでござります。それで晩年は、その精神の上に立つて仕事をしておつたということを、私は自身ではよくわかりませんけれども、人様からそのように伺つております。また著作等においてもそういったことがあらわれてるように思ひます。

ところが母親の場合には、どちらかというところ理的と言つてはなんですが、理の方がまさる人だつたように思ひます。したがひまして、亡くなる直前まで余り宗教のことについて口にしたことはござりませんでした。しかし、亡くなる寸前に、やはり宗教のことについて考へておつたという節がござります。

そうしたように、人によってさまざまな人生観あるいは宗教観というものは違つたものでござりますから、それを一概に規定して、これはこうでなければならぬというのを言つてはならぬというのが、これが信教の自由だとまた思ひます。

しかしながら、人間にかたして安らかな死を迎えるかというものは、人生にとっての一つの大きなテーマでありますし、私自身も、もうそろそろそれを考へる年代にもなつてきたように思ひます。そのようなつもりでまた仕事にも打ち込んでいかなきゃならぬと思つておりますが、そういう覚悟をしながら頑張つていかなきゃならぬと思つております。

お答えにもなりませんが、お許しをいただきまして、宗教関係は、高齢化社会をこれから迎えるわけですから、非常に大事なテーマの一つとして私どももよく研究をしていかなきゃならぬことだと思ひます。

○針生雄吉君 ありがとうございます。

大臣の御両親のお話が出たついでに、私の母は八十五歳でまだ生きております。その母は非常に樂觀的な人生観、宗教観を持っております。死ぬというところは、くたびれたら休んで次の日元気になるのと同じことだということで、くたびれるまで生きていまいしょうということで生きておりますけれども、その母が、当参議院の大先輩である市川房枝先生が御存命のときに、仙台という地方の都市におりましたけれども、そこでいろいろ市川先生の御薫陶を受けて、婦人問題について、あるいは地方自治について、憲法について、いわゆるそういうような勉強をしてまいりました。いわば彼女自身、母親自身の生涯教育のプロセスがそこにあつたと思ひます。その後、年をとりました、国際青年会関係、ユネスコ関係の仕事をお手伝いしたり、地域のボランティア活動をやつたり、あるいは墨絵をやつたりうけつ染をやつたり、そういう生涯学習的なことを繰り返しました。

戦争中は、もちろんそういう意味においては軍国主義的な教育、生涯学習をやつてきたであろうかもわかりませんが、そういういろいろな生涯学習をやつてきた人生の総仕上げとしてそういう宗教観に達したということは、我々息子どもとしても非常に安心をしてゐるわけでありまして、私も、そういう宗教観というもの、それぞれお一人お一人の立場による違いはあると思ひますけれども、やはりそれはお年寄りだから必要だといふのではなくて、お一人お一人の人生を通じてそういう宗教観、生命観についても学んでいくというのも生涯教育の非常に大きな柱ではないかなと思つたわけでございます。ありがとうございます。

た。

次に、生涯学習体系への移行のその目指す大きなねらいの一つとして、従来から言われておりますことは、ともすると強制的で画一的で閉鎖的だと言われる学校から脱皮して、一人一人の自発性、自主性と独立を重んずる学習体系への脱皮を図ることにあるということが言われておるわけであります。これは広くとらえますと、官僚主義と言われ政府の体質をぬぐい去る努力が求められるところであります。言うまでもなく、生涯学習の主役は国民大衆でありますので、国民不在の主導権争いなどというものがあつては、国民的課題であるところの生涯教育の発展が泣くわけであります。国民の自発的な学習の援助に徹するためには、各省庁間の協力が不可欠であるわけであります。その連帯、協力を図って効率的に推進できるような体制というものをつくるように努めるべきであると思ひます。

この各省庁間の協力ということにつきまして、国には生涯学習審議会が設置されるわけですが、それがそれとともに都道府県、地域生涯学習基本構想の承認に際するいろいろな問題というものが関連して出てくるわけですが、その連絡調整機関、そういう働きというものを文部省がどのような態度で取り組もうとしているか、その見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(横瀬庄次君) 今、先生御指摘のとおり、人々の行う学習というものは大變幅広いものがございまして、したがひまして、生涯学習の振興のための施策としてもいろいろ多種多様なものがございまして、事実多くの省庁がかかわっているわけでございます。六十三年度版の文教白書には、十一省庁四十六事業が関係事業として取り上げられていゝるというほどに多くの省庁がかかわっているわけでございます。

先ほど先生がお挙げになりましたように、文部省に生涯学習審議会を置く。文部省の任務は、学校教育、社会教育、学術及び文化の振興及び普及を図ることということになっております。したが

いまして、各省庁の生涯学習施策の調整を行うという権限そのものを有しているわけではございませんけれども、ただ、生涯学習の振興のためには、その学習の機会の提供の中心はやはり学校教育、社会教育、文化でございます。その振興について極めて重要でございます。そのためにその中心である文部省に生涯学習審議会を置くというところでございます。

この審議会は、法案の第十条にございますように、学校教育、社会教育、文化の振興について学習者の立場から生涯学習に資するための施策に関する重要事項を調査審議する。それと同時に、調査審議事項について特に関連性の強い事項があつた場合には、他省庁の所掌に属する事項につきましても議論する。必要があれば文部大臣のほか関係行政機関の長に建議できるということにしていくわけでございます。こういう審議会の活用によりまして、できるだけ文部省と各省庁の連携が密にいくように努力をしていきたいと思ひます。それからそのほか、それ以外のことににつきましても連携を十分に留意していく必要があるわけでございます。私どもといたしましてはこれを機会にいたしまして、いわゆる縦割り行政と言われる弊害が国民の行う学習に支障が生ずることを厳に慎むように、私どもとしては各省庁の連携を強めていきたいと思ひます。

それから、先ほどお挙げになりました生涯学習振興基本構想の円滑な実施につきましても、それぞれば案には規定がございすけれども、各省庁間の連携というものを十分に図って、先生が今お挙げになりましたような縦割り行政の批判ということを受けまいように、連携を密にしていきたいというところでございます。

○針生雄吉君 各省庁のまとめ役として、しっかりとその使命を果たしていただきたい。

次に、学校教育と、あるいは学校での学習と生涯学習との関連に關しまして質疑をしたいと思ひます。

学校教育との関連を棚上げして生涯学習を考え

るわけにはまいらないのは当然であると思ひます。教育改革論議の中から今回の生涯学習体系への移行という構想が打ち出されたわけでありませうけれども、そのもう一つの差し迫つた大きなねらいといふものは、無意味な受験競争や学歴偏重社会を是正しようという、そういうねらいがあつたわけであらう。十五や十八という若い若いうちから人生コースをあらかじめ決められてしまふような、そういう受験体制を打破しなければならぬ。学校教育というものは、あくまでも勉強のやり直しがきく緩やかで柔軟な教育というものがその中に含まれていていいのではないかと。つまり、後で身につけた学力や能力を職業社会でも正當に評価される世の中にする、それが生涯学習に課せられたもう一つの課題であるはずであります。

少し回りくどいことを申し上げましたけれども、要するに学校教育をどうするかということが生涯学習推進のなかめであると思ひます。落ちこぼれを防ぐという、そういうための施策も必要であると思ひます。先生と生徒との間で、その先生の手の温かみが、先生の体温が伝わるような、そういう人間的な教育が必要でありますし、そういう環境条件というものを整えていかなければならぬ。そして心の通つた人間的な触れ合いの中での教育というものが行われなければならぬ。

落ちこぼれということでは申し上げれば、高校生になつてもアルファベットを書けない生徒がいるんです。九九ができない高校生もいるという。そういう落ちこぼれの高校生の発生する原因としては、御本人の病氣による場合もあるでありまうけれども、やはり小学校、中学校において基礎学力をきちっと教えていなかった、あるいは教えることができなかった。四十人学級、四十五人学級、そういう人数の多いクラスでは、一斉指導といひますか、そういう画一的な指導が中心になるために、手が差し伸べられないという、そういう問題もありまうし、あるいは子供を囲む、生

徒さんを囲む人間関係が非常に希薄になつていゝるという核家族の問題であるとか、人と人とのつながりがないというような社会状況ということもあると思ひますけれども、そういう基礎的な素質の開発、あるいはそういうものをドリルをするというやうな、そういう教育環境をつくつていかなければならぬだろうというふうな思ひます。そういう学校教育が含んでおります問題点を是正するということ。

もう一点は、学校教育と生涯学習との関連の中で、学校教育の施設を生涯学習のために開放する。そういう行き方というものは、今までの社会教育の中にも当然あつたわけでありまうけれども、そのために先生方の、社会教育あるいは生涯学習のお手伝いをするためのマンパワーとしての援助要請に対する負担であるとか、あるいはその他施設の開放にたがはる学校教育へのしわ寄せというやうなものがあつてはいけなかつたと思ひます。特に中小都市、町村においては生涯学習の場としては、現在ある学校教育施設の利用しかないのが実情でございまして、夜間の利用、建物の立体化に伴ういろいろな諸経費の増加とか、あるいは社会教育指導員として学校の先生方は二重の活動を強いられることになるわけでありまうけれども、そのためには文教予算を拡大して教員の枠を拡大しなければならぬというやうな、そういう文教予算の充実ということも必要であらうと思ひます。

○政府委員(豊村幸彦君) 前半先生からいろいろ御指摘のありました点につきまして答弁を申し上げます。

まず、学校教育の問題は、御指摘がございまして、現在いろいろな課題を抱えていると存じます。例えば先生も御指摘になりましたけれども、受験競争の問題、特に受験過熱の中での子供たちの状況の問題、さらには学校に対する不適応

と申しますか、落ちこぼれとおっしゃいましたけれども、学校の授業についていけない子供たち、ないしははじめの子供たち、不適応を起こしている子供たちの問題、さらには偏差値輪切りと言われますような非常に画一化した、硬直化したような教育の状況の問題等、いろいろ確かにございます。私どもはこれらの課題に對しまして真剣に取り組んでいかなければならないと考えているわけでございます。

受験の問題等につきましては、これは選抜のあり方の問題もございまして、その選抜のあり方につきましては、高校選抜につきましては都道府県を中心とするような改革を図っていただいているところでございます。また、個性ある学校がそれぞれでございまして、その中から子供たちの本心に適性に合う学校を選んでいくというようなことも大事であらうと思っております。したがって、高校教育を、偏差値輪切りの序列化とよく言われますけれども、そうした状況ではなくて、それぞれの学校が個性のある高等学校になっていく、それを子供たちが自分の特性に応じて選択をしていくというようなことが大切であらうと思っております。今中央教育審議会が高校の改革の問題につきましている御審議をいただいておりますので、その答申がまとまりましたら、それに基づきまして高等学校教育の改革を図っていききたい、このように考えております。

また、これからの生涯学習社会を考えるに当たりますと、学校教育ではどうしたらいいかというお話でございますが、私も少しは、やはり生涯にわたってみずから学ぼうとする意欲や態度、能力、そういうものを育てることが学校教育の役割であるというふうに考えております。今回の新しい学習指導要領でもこの点は特に重視をしております。学校教育が生涯学習の基盤を養うという観点に立ちまして、まず学校では基礎・基本をしっかりと身につけさせよう。先ほどABCも書けない、九九もできない高校生の御指摘がございましたが、とにかく学校教育、とりわけ義務教

育においては基礎・基本をしっかり身につけさせるようにする。そしてもう一つは自己教育力と申しますか、みずから生涯にわたって学んでいく力というものを学校においてしっかりと養っていただきたい、このように考えているところでございます。

そのためには、体験的な学習とか問題解決的な学習というものの充実を図りまして、社会の変化に主体的に対応できるような教育を実現していきたいということで、今回の新しい学習指導要領が改訂されたわけでございます。私どもは、この新しい学習指導要領が学校の実践の場において定着していきまして、教育が変わっていくということを目指して努力してまいりたいと存じます。

○政府委員(横瀬庄次君) 後段の、地域に対する学校開放のことについて御答弁申し上げます。

生涯学習における学校の役割の一つといたしまして、学校における教育研究の成果あるいはその施設を開放するということは、地域における生涯学習にとって大変大事なことでございます。学校の図書館あるいは体育施設の開放、あるいは大学、短大、高専の公開講座、それから高等学校の開放講座というものが、こうした観点から地域と学校を直接結びつける、そして学校を単に青少年向けの教育機関としてとらえるだけじゃなくて、成人も含めた地域の人々の生涯学習のために最も身近な学習の場として、それから地域の中心的な場として積極的に活用するということが重要であるということでございます。

それで、現在の状況でございますけれども、例えば大学の図書館につきましては全大学の九五％で開放しておりますし、それから体育施設につきましても全大学の八〇％が開放しているというようなデータもございまして、それから、大学の公開講座の開設状況でございますけれども、これも、例えば全大学で言えば、四分の三に当たる大学で三十七万人という方々が受講したというようなデータになっております。このように、地域に対する学校開放というものは最近盛んに行っている

わけでございます。

そこで、それに対する職員の負担の軽減といえますか、あるいは助成についてのお尋ねでございますけれども、例えば文部省におきまして、学校体育施設の開放に当たっては、管理指導員に対する謝金を助成している。それから、大学等における公開講座については、先ほどお尋ねがございましたが、それについての助成あるいは負担をされているわけでございます。それから専修学校、高等学校の開放講座の開設につきましても、講師に対する謝金その他の助成措置を行っているというところでございまして、開放事業に携わる教員等の負担がふえないように、それから学校が地域における最も身近な学習の場として積極的に活用されるようにということで配慮をしているということでございます。

これにつきましては、さらに今後その情勢を見まして、大変増勢にあるという事情にかんがみまして、さらに拡充の努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○針生雄吉君 ありがとうございます。

一般論といたしまして、我が国の各家庭で支出している教育費、いろいろあると思っておりますけれども、その中で親が子供にかけているお金、教育のためにかけているお金というものは恐らく世界一であろうというふうに言われております。そういう各家庭の教育費が非常にたくさんある時代において、さらに生涯学習に際していろいろな金がかかるようになるという状況が出現したのであるというふうなところに多くの市民の方々は思っているわけでありまして、今回の振興法の中にも民間活力の活用ということがうたわれております。振興基本構想の策定に際しましては民活の利用というものが特記されておまして、先ほども議論がありましたように、地域進出の民間事業者への融資の円滑化、税制上の優遇化というものが盛り込まれているわけでありまして、こういう民活の参入に際しても、そういう民間活力のために混乱が生じたり、利用されっぱなしになるというようなこと

のないようにしていかなければならないと思うのであります。

もちろんパラエティーに富んで質の高い学習あるいはスポーツの機会を用意するという、そういう民間業者のよさまで否定する気はございませんけれども、そういう意味において、今まで自治体を中心になって社会教育を営々と築いてきたという歴史があるわけでございますけれども、その努力が報われないような、あるいは民間業者への肩がわりにつながりかねない、そういうようなことのないようにしていただきたい。

それとともに、そういった民間におんぶをすることなく公的な学びの場の確保に力を入れる必要があるのではないかと。先ほどのお話と同じになると思いますが、逆にならぬ力乱発あるいは逆に利用されるということのないようなそういう態度で運営をしていただきたいということをお願いいたします。それについての見解があらますればお願いいたします。

○政府委員(横瀬庄次君) ただいまのお話は、地域生涯学習振興基本構想に關してでございますが、民間事業者によりまして教育、スポーツ、文化事業というものがございまして、これはその創意工夫によりまして非常に魅力的な多様な学習機会を提供しているという実情がございまして、それを大都市部以外の地域においても多様な生涯学習機会の総合的な提供の中に含めて行うことができるような一つの有効な方策として制度化いたしましたのが本法案におきます地域生涯学習振興基本構想でございます。したがって、この方策によって生涯学習の振興を図る場合の原則とすることとばかり決まっております。つまり生涯学習の振興を原則として民間事業者任せよう、そういう趣旨では決まっております。一つの方策として制度化したということでございます。したがって、従来から国あるいは地方公共団体が社会教育等を通じて行ってきた生涯学習関連の施策の重要性というものは、今後ま

すまず重要になりこそすれ、この構想の制度化によつて変わっていくというものが決まっています。従来から行われてまいりました各種の公的な学習機会というものは、今後ますます振興されなければならぬということで、私どもの責務もますますふえていくことを痛感しておるところでございます。

それから、先ほど御答弁申しましたが、この地域生涯学習振興構想における民間事業者の提供される学習機会について、それが不当な支出増にならないように適正な価格の範囲内におさまるように、そういう指導につきましては、都道府県あるいは市町村の関与というものはこの中にあるわけでございますし、それから各種の援助措置、それから税制上の軽減措置というものもあるわけでございますので、そういった全体の中で適正な料金体系の中におさまるように、私どもとしては十分その辺についても留意をしていきたい、このように考えておるところでございます。

○針生雄吉君 私どもが心配することの一つは、その地域生涯学習振興地区として承認された地区の民間業者が、お墨つきをもちょうために、あるいは許可の獲得をめぐって何かうわさされるような政治家の癒着というようなことが起こってはいけません。と申しますのは、この法案が国民の皆様を示されてから私のところに二件ほど、こういうことがあってはいけないう、本当に期せずして同じ専修学校の開設、運営に關してあったことのようにございすけれども、そういう二件の国民の皆様の声が届けられました。

私も専修学校というのは余り認識がなかったんでございすけれども、手元のもので調べればすぐわかるわけでございますけれども、昭和五十年の学校教育法の一部改正によって各種学校から分離独立して誕生した。修業年限は一年以上、授業時間数が年間八百時間以上、常時四十名以上、そういうクラスを編制して、いろいろな分野の勉強をするということでございす。

その専修学校の実態というものが、現在非常に

専修学校はやりである。専修学校は金があるから。なぜ金があるかという、大学受験の基礎学力がないけれども金のある人が専修学校に集まっている。お金があるという言葉は非常に申しわけないですけれども、まあ一部の専修学校――全部がそうではないと思ひますけれども、入学金と前期授業料などを合わせると大体六十万円ぐらい一回で納めるんだそうです。それでも志願者があふれているという。つまり、余り試験が厳しくないのだから人気があるということ。

その経営の内容についても、ワンマン理事長さんがいて、施設とかスタッフが不足ぎみであつても、まあ頑張れということとでやられる。もちろん生徒さんのためでもない。経営手腕がすぐれているんだという見方もあるでしょうけれども、やはり教育を食ひ物にしている例の一つと言わざるを得ない。あるいは公的補助金の使い道も不透明であるというふうな、そういう話が私のところに参りました。

この専修学校にしても、多くの専修学校は、国民の多様な要望を満たすために各人のライフステージにおける職業とか実生活に役立たせよう、自主的、自発的な学習に対応できる教育機能を持つ制度、機関としてスタートし、期待されているわけでございますけれども、やはりそういう非常にもうかるというところから、専修学校の許可に關してとかくうわさがある。まあうわさだけではありませんので物を言うことは控えますけれども、時間があればもっと調べたいと思つたんですけれども、調べ始めると命がないぞなんて言われることもあるかも知れません。

もしそういうことがつながりがあるとすると、生涯学習振興法を何で急いでいるのかという国民の疑いの根拠といたしましては、何か急がなければならぬような癒着があるのではないかと、あるいは考案を持たざるを得なくなる。これは質疑通告にはなかつたんでありますけれども、もしそんなことはないんだ、あるいはそういうことのないようにしたいとか、そういう私の疑問、いや、

私の疑問と申しますのは国民の方々の疑問でございますので、そういう国民の皆様方の疑問に答へたいというお気持ちがあれば、ぜひ御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(横瀬庄次君) 専修学校の改善につきましては、昭和六十二年の一月に、いろいろと一部の専修学校の生徒募集広告の誇大とか、あるいは不適切な入学状況というふうなものが指摘されまして、それについて改善を図るということで、専修学校教育の改善に関する調査研究協力者会議というものを、これは六十二年の六月まで文部省に置いておいてございす。

その結論といたしまして、例えば広告表示の適正化を図るために専修学校が自主規制を行うとか、あるいは専修学校に關する適切な進路指導資料を作成するとかというふうないろいろな提言がなされました。特に、専修学校の自主規制については一番効果があるのではないかと、これで、これは専修学校の団体に對してしまつていろいろ指導いたしました。現在までのところ六ブロックにつきまして自主規制が制定されておりました。残り二ブロックは自主規制の制定に關して決着がなされたと見込みがあるわけでございます。ぜひとも専修学校の適切な運営とそれから進路指導あるいは広告規制ということについての適正化を、こういうことで図つてまいりたいというふうに思ひます。

それから、それに関連いたしました今回の地域生涯学習振興基本構想についてでございますが、これは民間事業者に對して補助金というふうなものを援助するというものではなくて、先ほど申しましたように税制上の優遇策、損金算入の特例というふうな特別措置によつてこういう事業を興しやすくしようということをやっているわけでございますが、そういういたしますと、実際にその軽減される民間事業者というのは、まず基金にその民間事業者が支出をいたしまして、そしてその損金算入の特例を受けるということになります。それから

民間事業者というのは、この場合この地区において実際に教育、スポーツ、文化についての事業を行うものでございすとか、そういう意味ではなっていないわけでございます。

したがって、官民の癒着といひますか、そういうふうなおそれというものはこの構想からはまず考えられないというふうに思ひますけれども、少なくともそういう懸念が起ることのないように十分留意をしていきたいというふうに思ひます。

○針生雄吉君 ありがとうございます。そういう懸念が生じないようにしていただきたいと思ひます。

次に、地方分権に基づく生涯学習というに關連いたしまして質問をいたしたいと思ひます。これまで多くの人々が心配してまいりましたのは、何らかの国家統制的なそういう力が働いて、せっかくできてきた住民本位の地方分権、地方自治を尊重したそういう生涯学習の流れというものが阻害されるのではないかと、これを心配する声が多いわけでございます。つまり、地方自治体が生涯学習を推進する主体者であり、あるいは支援の主体者であるという考え方を持っている自治体の関係者というものも多いわけですね。そういう張り切つていらっしゃる方が多いわけでございますが、そういう意味におきまして文部省その他の中央官庁は、管理的色彩を強めるといふことがないよう、監督をするというふうなそういう姿勢ではなく、自治体の自発的意思に任せるという、そういう基本的な態度をぜひ貫いていただきたいというふうに思ひます。

そういう流れというもののなかにおきまして、私も認識不足でございす余り認識しておらなかったわけでありすけれども、各地方自治体における知事部局と教育委員会部門との役割というものはどういふ関係にあるのか、そういうことについてわかりやすく解説的にひとつ教えていただきたいと思ひます。教育委員会の役割と知事部局の社

会教育の役割という点について、簡単に結構でございます。

○政府委員(横瀬庄次君) 都道府県におきまします知事部局と教育委員会、特に教育委員会の所掌事務につきまして、具体的に地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律がございまして、その中でその分担が決められているわけでございまして、教育に関する事務のうち、地方公共団体の長の所掌に属するものとしたしましては、大学に関すること、それから私立学校に関すること、それから教育財産を取得し、処分すること、それから教育委員会に関する契約を結ぶこと、それと予算に関することです。その五点につきまして長の職務権限ということになってございまして、それ以外の教育、文化、学術に関する事務につきましては教育委員会が執行するという、大体そういう仕分けになっているわけでございます。

○針生雄吉君 そういう役務分担というのがあるわけではございまいし、ある地方の知事部局に属する方が、こういう考えを持っていらっしゃるだけどもどうだろうかという、つまり知事部局としてそういうことができるかどうかというのを聞いてもらいたいという要望があったので教えていただきたいと思うんですけれども、ある地方都市の試みといたしまして、今まで全国ネットにはなっておりませんけれども、放送大学が非常に豊富な教授陣と豊富な内容で手軽に放送大学が利用できるような状況にある。そういうときにその地方都市といたしまして、その地方の各大学のいろいろな教授とか助教授のスタッフを利用いたしまして、利用と言うと申しわけないですけれども、御協力をいただいで、住民の方々が放送大学を聞きながら勉強して、そして、例えば放送大学の規定で言えば、四十二時間のうち何十単位とかスクーリングがありますね、そういったスクーリングを地域の大学の先生にお願いをして、そしてその地方の〇〇という市であれば、そのカリキュラムを卒業した人々に〇〇市のコミュニティ・カレッジ卒業というように、そういう御褒美を上げると

いうような、そういうシステムを知事部局として考えてやれる可能性はあるのかどうかということをお願いしたいという話がありました。そういう試みが可能なかどうかということ。

それから、冒頭にも触れましたけれども、放送大学がこれからのいよいよ全国ネットワーク、あるいは海外に行っている邦人子弟の教育の面でも活用できるんじゃないかという話もあります。しかし、いい面ばかりではなくて、放送大学に金をかけるよりは通信システムや夜間システムのような教育学習手段に金を投じた方が人材の育成という面においては教育効果があるのではないかといいような、そういう話も一部あるわけでございまして、その抱負といたしまして、そういう二つのことを含めまして当局の御意見をお伺いしたい。また、最後に大臣の所見も伺いたいと思

○政府委員(横瀬庄次君) ただいまの前段の方のお尋ねの件でございしますが、それは結局、放送大学の放送教材等を使いまして、それでその地域の社会教育に役立てよう、こういうことだと思

今のお尋ねの所掌の関係でございしますが、これはやはり社会教育ということになると思

それから、放送大学の全国的な拡充の問題でございしますが、御承知のように、現在のところは南関東地区と、それから群馬県、その他多少CATVの部分でございしますが、関東地域、大体その周辺に限られているわけでござい

るその放送圏といいますが放送領域とい

問題には二つございまして、一つは放送網をどういうふう

○国務大臣(保利耕輔君) 放送大学は、生涯学習体制の整備の点から大変大事な一つの要素だと思

○針生雄吉君 ありがとうございます。

冒頭の私の八十五歳の母親の話ではございませ

いずれの局面をとりましても、やはり学習をし

○高崎裕子君 きょうは、本案についての一回目

○政府委員(横瀬庄次君) ここでいう民間事業者

具体的には、例でございしますが、カルチャースセンター、卓球場、劇場、スイミングクラブ、パティン

れないというような了解がされていたところではないと思います。したがって、本来これを實際にやりますのは都道府県が主体となつて行われるわけですので、具体的に判断することではございません。文部省といたしましては、こういう法案のこの全体の趣旨にかながみまして、学習塾をこの施策、この事業の対象にするというところは一般的に言つて適切ではないというふうに考えております。

それから予備校につきましても同様でございます。主体といたしましては社会教育、文化というものをごの事業の対象としてということもございまして、予備校をこの構想の対象としては大変考えにくい話だというふうに考えております。

○高崎裕子君 商社、銀行についてはお答えになっておりませんが、含まれないというふうに伺つてよろしいですか。

○政府委員(横瀬庄次君) これも同様でございます。一般的に商社、銀行が対象にはならないというふうに考えております。

○高崎裕子君 そうすると、今二十兆円産業と言われる学習、文化、スポーツ分野、これに関連する事業であればすべて含まれるというふうに理解してよろしいわけですね。そして、商社、不動産業などが本来の業務と違つてこの文化、スポーツ分野等の事業をやる、あるいは別会社をつくる、系列会社で行うという場合はすべて含まれるというふうに理解してよろしいですね。

○政府委員(横瀬庄次君) この地域において教育、文化、スポーツ事業を行う民間事業者ということでございますので、そういったことに含まれるものについて対象になるということでございます。特別な場合がないと言ひ切るわけではございませんので、お挙げになった例につきましても、一応制度的には含まれるというふうに解釈してよろしいと思います。

○高崎裕子君 そこで、この基本構想は、「民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想」と、こう法文上規定されております。

これは民間事業者の参画は任意ではなく、民間事業者の参画を前提として行われるのではないのでしょうか。したがって、この法律でやろうとすれば、民間事業者の参画はこの基本構想にあつては義務ではないかというふうに思ふんですけれども、いかがですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 都道府県が住民に対して生涯学習の機会を総合的に提供する施策を行おうとするときに、その方法として公的事業によって行ふやり方と民間事業者も活用していくやり方の二つが基本的には考えられます。

それで、この法案は民間事業者の能力の活用ということをごの前提にいたしまして、そして法律的效果として、その民間事業者が基金に対しての支出をした場合に損金算入の特例を認めるという、そういう効果を挙げておりますので、これは今申し上げた民間事業者を活用する行き方の方に入るわけでございます。そういう意味でこの制度の前提が民間事業者の活用である。したがって、そういう意味では民間事業者の参画というものがこの制度の必要の要件と、こういうふうに理解しております。

○高崎裕子君 つまり、この法律でやろうとすれば必要なものであるということですが、民間事業者の能力活用は、今御答弁ありましたように法文上にも書かれてあるわけですか。

ところが、それに対して行政の任務ということについては全く書かれていないということ、基本構想において肝心の公共的役割がどう果たされるべきかということについて触れられていない。再三にわたつて教育基本法をベースにしておられるという答弁ですが、そういうものであるなら、条件整備についての行政の公的責任こそ明確にされるべきだと、そう考えるわけですか。

実際、社会教育法の第三条を見ますと、国及び地自治体の任務、条件整備に努めなければならないということが明記されているわけで、なぜこの法案についてはそれが無いのかということについてお尋ねいたします。

○政府委員(横瀬庄次君) この地域生涯学習振興基本構想は、たゞいまも少し御説明いたしましたように、社会教育、文化、その他生涯学習に資する学習機会の総合的な提供、そういうような総合的な、一つの種類だけではなくて総合的な学習機会というものの提供の機会といふことも地域を設計しよう、そういうことをねらいとして行つてございまして、ですから、これは単純に社会教育だけでもなければ文化だけでもない、そういう意味で総合的な提供ということになるわけでございます。

これは、そのうちで、今申し上げましたように民間事業者の能力を活用するという方策をこの中に、その多様な提供の中に民間事業者の行います事業を含めるといふ、そういう機会を提供する一の方策として特別に税制上の優遇策も含めて設定したというのがこの五条から九条までの規定の意味でございます。それは、その方策によって今後社会教育に取つてかわるとか、あるいは社会教育をやめてといふこと、制約をして、そしてこちらの方を先行する、そういうことでは決まてございせん。

社会教育の事業というものは、当然社会教育法にのつてこれから行つていく。またこれまで以上に私どもとしては、この機会に生涯学習時代という今後の状況を勘案して、これからますます発展させなければいけない。そういう社会教育の振興といふことは、これは全く、これまでどころじゃなく、これまで以上に、これまでに増して振興しなければいけない、そういう認識でございます。それとこの地域振興構想というものは全く別のことでございまして、むしろ、加えてこういう方策がとれる、そういう意味合いで御理解いただきたいというふうに思います。

○高崎裕子君 今私が質問したのは、社会教育を軽視しているのではないかと趣旨の質問ではなくて、社会教育法でも条件整備等国及び自治体の責務について当然のこととして規定がある。しかし、なぜこれについてはそれが無いのかといふことを私はお尋ねしているもので、総合的なものについて書かれているのでというお話ですが、それでは行政の責任がないという理由にはならないんで、生涯学習という、言つてみれば初めての法案をつくらうというときに、行政の責任が全く触れられていないということこそ問題で、それこそ法律あつてということ、拙速過ぎるということがこの点からも明らかになるわけで、なぜ行政の公的責任が明確にされていないのか、その点明快に答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(横瀬庄次君) この地域生涯学習基本構想の第八条のところに、都道府県並びに文部大臣、通産大臣の、あるいは第五項には文部、通産、それに関係行政機関の長、関係地方公共団体についての協力義務でありますとか、あるいは援助、指導についての規定というものが具体的に規定されておまして、そういう意味でこの基本構想の実施について行政側がいろいろな意味で援助、指導するということについての規定といひますか、制度になっているというふうに私は理解いたします。

○高崎裕子君 条件整備という場合には、物的なものや人的なもの、それについてどうするかということが明確になつて初めて条件整備の最低のものというふうに理解しているわけですから、その答弁では全く民活だけが強調されて行政の責任が考えられていないと言ひざるを得ないと思ひます。民活を強調するということによつて、これは国民の学習権を保障するための行政が果たすべき条件整備の責任はもう棚に上げられている、民活で肩がわりさせるんだという考え方の反映だと言ひざるを得ないと、そう思ふんです。

実際、この十年間の予算を見ても、臨調行革路線のもとで公立社会教育施設などの充実費というのは八〇年度の百六十七億円から七十九億円と大幅に削減もされている。それから公民館の建設を見ましても、四百四十館から百四十四館と大きく後退しているという事実があることを指摘して質問を続けたいと思ひます。

「民間事業者の能力を活用しつつ」とあえて法文上明記していますが、これによって民間事業者の立場を非常に強いものにしていくというところがわかれるわけです。この法案は、先ほど来出ていますけれども民間事業者の参画が前提条件である。だとすれば都道府県及び特定地区の指定を受けた自治体というのは、基本構想づくりに当たって、おのずと住民の意思よりは企業の意向を優先するというものにならないのか大変危惧されるところですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) この法案の第五条の第二項のところに基本構想に掲げる事項というのを定めることになっていますが、その中の三号のところに、いわゆる民間事業者についての規定があるわけでご覧いただけます。ここにございますように、「総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会」の種類のところに「民間事業者により提供されるものを含む」というふうになっておりまして、当然この基本構想の策定の前提には、民間事業者だけではなくて、その都道府県ないしは市町村が行うべき公的な生涯学習に関する機会の設定につきましても、これは当然その前提として置かれているわけでございます。

したがって、単に民間事業者のことだけでこの基本構想が設定されるわけでは決まてございませんで、それだからこそ都道府県が関係市町村と十分協議をして、そしてこれは当然住民の期待にこたえるという機会を提供するという観点に立つて策定するものであると私どもは考えております。

○高崎裕子君 私は決して根拠なくして懸念しているわけではないんですね。きょうは傍聴席にも社会教育にかかわる方々それから教育にかかわる方々がたくさん心配で見えなくなっているんですけれども、リゾート法をめぐる事態がまさにこのことを教えていると思うんです。

本法案の基本構想にかかわる規定というのは、リゾート法の法的仕組みと極めて類似をしているわけです。都道府県がリゾート基本構想を作成す

る、そしてそれは所管大臣の承認を受ける、その基本構想は特定地域を対象として、しかも民間事業者の能力を活用したものでなければならぬ。仕組みにおいてはほぼ同じ、そしてその規定上使われている言葉さえほとんど同じということで大変驚いているわけなんですけれども、このリゾート法に關して言う、特定地域を指定し生活導入を義務づける、基本構想を作成する、承認を受けるというその過程でどのような事態が生じたかについては、リゾート法のその開発の実態について研究されている佐藤誠さんが岩波新書の「リゾート列島」という本の中で書かれています。「特定地域の民生活度、承認されるか否かを決めるわけである。各県の企業誘致競争が一斉にスタートし、各市町村の受入れ競争熱は一気に盛り上がった。」

「企画担当者は一斉にリゾート企業参りをした。四七都道府県、三三〇もの自治体を押しのけ、あいつが突進するわけだから、ものすごい競り合い効果が生じ、水面下の暗闘・死闘が始まった。リゾートとは何か」など、誰も関心がないうし、そんな悠長なことを考えていたら、じきに飛ばされるので、突撃しながら考えよう、と、あえず用地を押さえ企業進出の水路をあけようというが実態であった。こう書かれています。

今、生涯学習ブームと言われるような状態がある中で、幾らそうではない、リゾート法と言葉は似ているけれども違いますというふうには否定されても、似たような企業誘致熱が生ずる可能性というものは十分あるわけで、その結果、教育基本法の精神など考えていたら、これは大変重大だということになった。これは大変重大だということふに思っています。そうならないという保証はどこにもないのではないのでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) この法案の地域生涯学習振興基本構想、第五条から第九条までに規定する制度につきまして、これは民間事業者の能力を活用するという理由は、これはスポーツ、文化あるいは教育の各分野においてさらに高度あるいは多様な学習機会を幅広く用意しようというもので

ございまして、ますます多様化する国民の学習ニーズに適切にこたえていくための民間事業者の能力の国民の要望に沿う形で活用というふうにかえまして、公的な事業と民間事業者がそれぞれ長所を生かしながら、それぞれ補完をしながら学習機会の提供を推進していく、そういうことをねらいにしているわけでございます。

本構想においてその対象となります民間事業者というものは、いわゆるリゾート産業のような不動産業とか建設業というふうなものとは異なりまして、先ほど挙げましたカルチャーセンターとかあるいはパティングセンターとかスポーツ、文化の学習機会の提供に当たる事業者でございます。生涯学習の機会の提供に当たるといふことで、そういう国民の学習に寄与することを目的とする業者に限られるのは当然でございます。営利のみ、営利を追求するという形での業者は、これは午前中も申しましたように、構想の作成あるいは承認の段階で排除されるというふうに考えております。

それから、これも既にお答えしたことでございませうけれども、今回の民間事業者の能力の活用の方策は、これは民間事業者に対して補助金等の公費支出を行う、そういうことで援助するということではなくて、民間事業者が成り立つような需要を形成するために、その学習機会を求める人々が集まりやすい状況をつくるということを一方であり、一方では税の特別措置を設けることによって民間事業者が新たな事業を起こしやすいようにする、そういう制度でございまして、リゾート法のような特定地域振興立法とは、目的も違いますし、そのあり方も異なっているということを御理解いただきたいと思っております。

○高崎裕子君 そうならない願いをしておられるという気持ちはわかりますけれども、今の御答弁では全くそうならないという保証は出てこないというふうに思っています。企業である以上、これはもう営利を目的としているわけですから、営利が対象と考えられないということはちょっと納得

得できないと言わざるを得ないと思うんです。結局、国民の学習活動を営利事業の対象として見ているのが本法案だと言わざるを得ない、そう思います。そうすると、教育基本法の精神とこれはもう全く根本が違ってくる。しかも、産業構造審議会が関与してくるということですから、産業構造、産業振興政策との整合性も当然これは求められてくるわけで、そうすると、これはもう教育の条理ではなく、まさに資本の論理が入ってくるというところで、教育基本法によるんだと幾ら言葉で答弁されても、国民は決して納得をしないということを重ねて申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

社会教育法作成に当たって寺中作雄、当時の文部省社会教育課長が、「社会教育法解説」、これは昭和二十四年七月のものでありますが、その中で次のように書いておられます。「社会教育は社会の中にある教育であり、生活の中にある教育であり、家庭、職場、団体等人間の至るところ起居、勤務、衣食等についてまわる教育なのであるから、法制では規制しきれない教育活動の分野であって、下手にこれを法制のわく内に閉じこめることは、自由を生命とする社会教育を却って圧殺する結果となることを恐れるのである」として、「大きく国民の自由をもちたすために、自由を阻む方面に拘束を加えて、自由なる部分の発展と奨励とを策すること、法制化の一の使命である。」「社会教育の自由の獲得のために、社会教育法は生れたのである」、こう述べられているんですね。そこで、この社会教育法の立法趣旨をこのように今も考えてよろしいでしょうか。

また、昭和二十四年の五月七日、本委員会での社会教育局長の説明でも、元来社会教育は、国民相互の間に行われる自主的な自己教育活動でありまして、政府並びに地方官庁は、その活動が自主的、活発的となつて、国民教養水準が高まるよう側面より助長奨励する役割を持つものでありまして、いわば政府や地方官庁は、国民のためのよいサービスの機関となることを期せんとするもので

ある、こゝも述べられていますが。今日もそのように解釈してよろしいでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 社会教育法につきましては、その第一条に「目的」がございまして、そして第三条に「国及び地方公共団体の任務」、それから第四条には「国の地方公共団体に対する援助」というような総則的な規定がございまして。それで、その中で、例えば国、地方公共団体は、この法律等により、「社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営」等の方法によって、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」というような規定が置かれておりまして、国民の自発的な活動について、それを醸成するというような方向が規定されているというふうに私も思っております。

ただいまおっしゃられましたような解説につきましては、そういう解説はあると思っておりますけれども、それはその当時の担当者の方の意見でございまして、それがそのまま現在そっくりの状態が残っているかどうかについては、ちょっと判断ができませんところがございます。

○高崎裕子君 今の答弁は大変重大な答弁だと思っております。そのような解説書に書かれている、それが今も文部省として基本的にこの立法趣旨と理解しているのかどうかという質問で、それは当時のものというふうに言われるのでは、これは大変な答弁だと思っております。いかがですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 今申し上げたように、社会教育法は、国及び地方公共団体の責務を定めている、それから学習者の自発的な意思というものと尊重して国民が学習を自由に行うことを奨励しているという、そういう点についてはそのとおりだというふうに思っております。

○高崎裕子君 また、だからこゝそ必要な拘束や干渉にわたるような規定を設けることは避けたのだというふうにも続けて言っておられるんですけれども、この法案の生涯学習の定義については、

衆議院の文教委員会でも大変問題になりました。この点については、生涯学習は家庭教育、学校教育、社会教育、文化活動など広く包括するものだという統一見解が説明されたわけですが、それとこの法文上にも国民の自発的な意思の尊重ということが述べられています。そうであるなら、社会教育法の立法趣旨にもなっている自発的な活動を行政が側面から援助をするという立場をとらなければならないと思うわけですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 私どもの考えております生涯学習の振興の理念につきましては、これは基本的に、人々が生涯の各時期において自発的な意思に基づいて適時適切に学習を行うことができ、かつその成果が適正に評価されるような社会を目指すことであるというふうに考えているわけでございます。そして、その自発的な意思の尊重につきましては、今仰せになりましたように、第二条に施策における配慮の規定を設けまして、そして、国及び地方公共団体が施策を行うに当たって特に留意しなければならない事項として、自発的な意思の尊重ということを明らかにいたしまして、学習者の視点に立った理念に基づいて生涯学習の振興が行われるべきことを明確にしたわけでございます。そして、その国民の自発的な意思によって行われる生涯学習について、それが可能になるような、そしてその成果が適正に評価されるようなそういう社会を目指すという、私どももそういう理念として考えているところでございまして、そのように理解していただければというふうに思います。

○高崎裕子君 現行の社会教育法、教育基本法の基本的な視点というのは、国は条件整備はするけれども、教育内容に干渉しないということをやっているわけですが、本法案というのは国が本来行っていないことが規定されていると言わざるを得ないと思うんです。都道府県によるこの基本構想の是非についてはともかくとして、なぜ承認というところに文部大臣、通産大臣、この両者の承認が必要なのか。まして教育の分野に通

産大臣ということはどういうことなんでしょう。

○政府委員(横瀬庄次君) この承認制度につきましては、この制度の法的な効果が最終的に税制の特例措置に関係することであるという法的な効果を持つことにより、その全体の構想というものをどこかの形で公認をしなければいけないということから生まれている制度でもございます。

それから、文部大臣と通産大臣が共管しているという理由は、これはこの基本構想につきまして、先ほどから申し上げておりますように、民間事業者の、教育、文化、スポーツその他の生涯学習の機会を提供する総合的な事業というものに対して、文部大臣は教育、文化、スポーツの内容面について所掌しておりますし、それから通産大臣は民間事業者の活用面から所掌しているという観点から主務大臣になる、そういうこととございまして。そのように理解をしていただきたいと思います。

○高崎裕子君 この承認に当たっては、第五条第五項で書かれていますが、関係行政機関の長に協議し、文部大臣は生涯学習審議会、通産大臣は産業構造審議会にそれぞれ聞かなければならないとなつております。なぜこのように多重的に聞かなければならないのかというのがわからないのですが、それぞれ承認に当たって意見が違ったという場合、承認されないということになるんでしょうか。また、意見が違った場合には文部大臣の意見が優先するというふうな何ってよろしいでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) この構想に關しましては、文部、通産両省が共管という立場になるわけでございます。共管と申しましたら、協力しながらそれぞれの判断を行うということとございまして。承認する場合におきましても承認基準を定める場合におきましても、それは別々に行うのではなくて、両者合意の上で共同の行為として行うということとございまして。

○高崎裕子君 意見が違った場合にどうなるのでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) これは、今申し上げましたように両者合意の上で共同の行為として行うということとございまして、合意に向けて誠意協議をするということになるかと思っております。

〔理事田沢智治君退席、委員長着席〕

○高崎裕子君 それでは、次に承認基準に關連してお尋ねしますが、その基準に適合するものとして五項目定めています。この基準というのは法文が極めて簡単で、何を言っているかほとんどわからないという状態なんですけれども、具体的にどのような内容になっているのでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) 承認基準につきましては第六条第一項の各号に掲げてあるわけでございます。

第一号の「生涯学習に係る機会の総合的な提供に關する基本的な事項」、これにつきましては、地域の現状あるいは学習の需要から見まして、当該地区における生涯学習の機会の方針等について、それが適切なものかどうかを判断する、そういう事項になるかと思っております。

それから次の第五号一項に規定する「地区の設定に關する基本的な事項」、これは、地区の概要あるいは面積、交通機関の状況、周辺地域の人口規模等が適切であるかどうかを判断するための事項とございまして。

それから第三号、「総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会の種類及び内容に關する基本的な事項」、これは、幼児から高齢者にわたる適切な学習機会が提供されることになっているかどうか、それから民間事業者の特性を生かした事業について、公的事業との役割分担の中で適切な学習機会を提供することになっているかどうか、そういうようなことを判断する事項ということになるかと思っております。

第四号の「生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に關する基本的な事項」、これにつきましては、民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他、この地区において行われます生涯

学習振興のために必要な業務についての、法人でございしますが、その法人についての業務が適切に行われるかどうかを判断するための事項というところになるかと思ひます。

第五号、「生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項」これは、地域関係者から成る協議会を設けるというようなことを予定しておりまして、そういうことなど地区内の各事業の円滑な実施のための連絡連携協力体制というものが適切に行われるような配慮がなされているかどうか、そういうことを判断するための事項を含めたいというふうに考えているものでござい

以上、概要でございしますが、あくまでも承認基準でございまして大綱的なものでございまして、細かいところまで定めるつもりはございません。

○高崎裕子君 国が示した基準に合致しなければ承認しないということはあるのでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) これは第五条の第四項のところに承認をする場合のことが定められておりますけれども、これによって明らかなように、第三号のところにありますように、その承認基準に「適合するもの」ということになっておりますので、それに適合しない場合というの当然法律的、制度的には考えられるところでござい

○高崎裕子君 承認しない場合もあり得るということになるが、これは大変な内容になってくると思うのですが、第六条の一項の三号では、これは教育内容に関する基本的事項ということになるわけですから、そこが行う教育の内容まで含まれて

いるということになって、結局この基準に基づく承認ということは、社会教育法が最も排除した教育への国家による干渉、介入そのものにつながるという指摘がなされて、そこが最も危惧もされているところなんです。家庭教育、社会教育、学校教育への介入そのものになるということで、地方自治体の自主性をないがしろにする国家統制そのものになるということが大変危惧されているという問題を指摘して、ちょっと時間の関係で最後

の質問に移りたいと思ひます。

この法律では教育委員会を含めて市町村の任務、事業についてほとんど触れられていないのですが、それはなぜでしょうか。市町村はこの法律で何をやるのか。基本構想策定の都道府県の単なる協議の対象にしか位置づけられていないわけ

で、そうすると下請機関にされてしまうのではないかがこの問題点があるわけですね、その点いかがでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) この法案に盛り込まれております施策のうちで、これは再三御説明してきていますところでございますけれども、第三条に規定する生涯学習推進のための都道府県教育委員会の事業体制、それから第五条以下のたゞいまの地域生涯学習振興基本構想、これにつきましては都道府県を主体とする事業でございます。しかし、例えば第三条の方の事業体制につきましては、学習情報の提供でありますとか、あるいは機関、団体の連携促進というふうなものは、市町村の地域を超えたある程度広い広域な地域でなければ事業効果が上がらないというふうに思われますし、それから各種の調査研究あるいは指導者の研修などにつきましては、実施主体に相当の専門的な人材が確保されなければならぬというふうな内容になっておりまして、そういう事業の性格上、都道府県段階の事業とすることが適当であるというふうに考えたわけでございます。

それから地域生涯学習振興基本構想、これも一市町村の域を超える地域というものを通常は考えるわけでございます。日常生活圏を単位にするわけでございますので、そういうことからいって都道府県を主体にするのがよろしいということでございます。まして、どの施策にいたしましても特に市町村の役割を軽視するというところで考えるということでは決してございせんし、また都道府県を主体にするということを始めから考えたわけではなくて、そういう事業の内容から考えて都道府県段階の事業とすることが適切であるという判断をしているわけでございます。それにつきまして、そ

の市町村が非常に重要な役割を果たすことはもう論をまたないところでございまして、市町村との連携とかあるいは均衡を図る趣旨の内容の規定というものは、それぞれについて置いているわけでございます。

それから第十二条には、「市町村は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。」という規定を置きまして、市町村の生涯学習の推進体制についてもその規定をしているところでござい

○高崎裕子君 市町村をないがしろにしているというふうにおっしゃるわけですが、実際には国がもう既に生涯学習ということで旗振りをされている。もうそれで生涯学習でなければ夜も明けないというふうな状態で、実際に私も現場の方のお話を伺ってきたんですけれども、現場では社会教育という言葉がもう使えない、社会教育という言葉を使うと白眼視される、生涯教育と言いなさいというふうな状態にさなっているという大変な状況で、またその状況を危惧されているわけですね。

社会教育が生涯学習ということで、住民にとつては一番身近な市町村の教育委員会から知事部局に移っている。教育と言いつながら、教育委員会主体とならなくなっている。現に北海道では、生涯学習推進本部の構成は、本部長が知事です。そして副本部長には警察本部長、警察が入っているという状態で、教育とは考えられないという体制になっているというところを指摘せざるを得ないと思

うんですね。

そしてまた、北海道に置戸町というところがあるんですが、ここは社会教育に非常に力を入れています。社会教育法が公布されるその前の年の昭和二十三年に、既に公民館条例を制定している。社会教育の計画を策定するに当たっては、町づくりの究極の目標は、町民一人一人が心からこの町に住んでよかったと感ずる、そんな町をつくることとであり、その実現のために町民の英知と力を結

集する。図書館活動、公民館活動、そして町の産業を考える生産教育の中軸に社会教育を据えている。この活動を推進する体制のトップに教育長を据えて成功している。市町村単位で住民が参加する市町村の自主的な教育活動が保障されてこそ、このようなすばらしい活動ができるというふう

に、私は非常にすばらしい活動だと感激して帰つてきたんです。

この法案では、市町村の自主的な教育活動を援助し、発展させるという考え方が見られないわけ

です。社会教育が大きく後退するのではないかと

いう点が本当に危惧されるんですけれども、その

点いかがでしょうか。

○政府委員(横瀬庄次君) この法案は、生涯学習の国と地方公共団体における推進体制等について整備を図ろうとするものでござい

ます。その生涯学習の振興に従ひまして、社会教育というものがこれからはますます発展していかなきゃならないことは先ほどから申し上げているとおりでござい

まして、そういう意味で、社会教育の振興になり

ます。これが社会教育の衰退といひますか、そ

ういうものになっていくとは全く考えもしないこ

とでござい

ます。社会教育の振興についても私は

所管をしてござい

ますが、これからは大いに努力

をしていき

たい、そういう気持ちでござい

ます。

○高崎裕子君 時間ですのできょうの質問はこれ

で終わりますが、社会教育あるいは生涯学習審議

会の関係については次回に質問したいと思ひ

ます。

最後に委員長に御要望したいんですけれども、生涯学習の振興というものは国民一人一人にとって非常に重大な内容を持つ法案だということが一層明らかになったと思うんです。そこで、衆議院の質問時間にこだわらずに十分な審議時間を各党に保障し、会期末ということで質疑を打ち切るというふうなことがないように強く要望をしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○小西博行君 笹野先生の前にやらせていただき

きょう午前中から生涯学習について同僚の議員の皆さん方の御意見を聞き、また私なりに研究もしてみました。何か非常に漠然とした感じで、なかなかイメージがつかめないというのが私の感じであります。

ただ、私自身が、随分前でありましたけれども、広島という地方の中で、各産業界の人が集まって、いろいろ経営工学の分野、特に品質管理であるとか、あるいはコストコントロール、原価管理あるいはコンピュータシステム——ちょうど企業がそういうような学問的なものを導入しなければいけないような非常に厳しい競争の時点がございまして、その時代に、例えば商工会議所主催によりまして財界の人たちの勉強会あるいは県の工業試験場による企業診断、そういうようなのが幾つもありました。

これは生産性本部を中心にしてやる場合もありますし、そういうところへ私自身が講師で参りまして、いろいろ今申し上げたような学問的なものについて、あるいは産業に非常にプラスになる部分について講演をさせていただいたり、あるいは実習をしたりということをやった。あるいは思いがあるわけです。広島県内で大体百五十社ぐらいの企業診断をずっとやってまいりました。そういう意味で、私がやっていたのが実は生涯教育の一環だったのかなと、そういうような感じで実はいたわけでありまして。非常にそれではわかりやすい。

ところが、この法案の中には、午前中も質疑がありましたように、学校教育というのがまたその中に入っている。いわゆる社会教育とかいうこととは別に学校教育というのが入っている。そのために教育基本法というものが明確に入っている。こういうことになりましたから、非常に教育の領域が幅広い。したがって、イメージがなかなかわいてきにくいという感じは恐らくどなたもしているのではないかなと思います。何でそのように幅広い欲深い形にこの法案をつくり上げたのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(横瀬次君) 生涯学習と申しますのは、国民一人一人が生涯にわたって学習活動を行う、そしてその学習活動を行うに際しましては、いろいろな学習の機会を活用して行われることが多いだろうというふうに思います。

そこで、学習機会を与える分野と申しますのが、それが学校教育、社会教育が最も代表的なもの、それに文化活動、その他いろいろな文部省以外のところで所掌しております施策についても、いろんな形で学習の機会を与えるという形にはなってくるわけがございますので、そういうさまざまな機会が考えられるわけで、それを包括的に、人間の一生を通じてその機会がどのように配置されていくか、あるいは地域的に学習の機会同士がどうやって連携していくか、どうやって連携していけば効果が上がっていくか、そういうような観点、いわゆる垂直的な統合と水平的な統合というようなことをユネスコなんかでは言っているわけでございますが、そういう連携といいますが、全体の体系といいますが、体系づけるというような作用を考えていくのが、これが生涯学習の考え方ということでございます。

したがって、範囲的に申し上げれば、学校教育、社会教育、文化活動、その他おそ教育活動に関係のある分野についてはすべてを包含するような、そういう分野であるということでございます。

○小西博行君 そこで、産学協同というのをさっきちょっと申し上げたと思うんですね。これは恐らく広島県だけでなく、全国で産業の分野の方、そして各大学の先生方、そういう人が集まりまして、特にテクノポリス構想があるような県といふのは特別に密接な関係が私はあるんじゃないかと思えますね。そうでなくとも産学官といふので、何かにつけて大学側にぜひ協力してもらいたいというようなことで、私も何回も出るわけでありまして。

広島には国立の広島大学がございまして、ここにも実は経営工学あるいは機械工学という分野が

ありまして、できるだけ優秀な先生に出てもらいたいというようなことを折衝いたしまして、時間制約がありますね。文部省で一週間に何時間、何回というような制約がございまして、それ以上はもう出られない。したがって、相当無理も言ったわけでありまして、むしろ文部省が介入しない方が地域の中でお互いの協力関係というものは私はスムーズにいくというんじゃないかなという感じがしているんですね。そういうことを文部省にいかでしようかと言ったら、それはだめだ、ちゃんとこういう法律で決めているから、それ以上は行ったらだめよと、恐らくそういう格好にはならないかなというのが私の実感です。これは、今言ったのは産業の分野です。

それから、実は江田島に自衛隊の術科学校というのがあります。昔の兵学校の跡に、術科学校といまして、高校卒あるいは大学卒の方を一年間研修します。そこで私は実は二年ほどアルバイトで教官をしたことがあります。これはどういう教官かといいますと、自衛隊の方々というのは割合定年が早いわけでございます。階級によって全部分年齢が違います。十年ぐらい前は佐官クラス、つまり一佐、二佐、三佐、こういうクラスですけれども、定年が五十一歳だったと思います。その五十一歳になる一年前に、言葉は悪いんですが、しゃば教育を一年間、ありとあらゆる専門分野の人が行って教える。つまり、今まで全然知らなかった一般の俗世間について知ってもらおうというので。

だからそのときに、私でしたら経営工学の分野で入っていった教える。あるいは法律関係人もいるし、労働組合の話ももちろんするわけです。経理もやります、営業もやります。これは佐官クラスの場合ですけれども、そういう分野を一年間教育をして、それで就職をしていくわけですね。だから私は、これは産業以外でも恐らく、各官公庁でどのぐらいやっているか知りませんが、そういう分野でも、生涯学習というんですか、教育というんでしょうか、こういうものは必ずやっている

んではないか、各県で調べてみたら、恐らく相当な数があるんじゃないかなと思います。そういう意味で、私が今質問したいのは、そういう産業との関係です。産業との関係というのは、必要に応じて相当やっていこうと思えます。それは企業体ですから、利益を上げなきゃいかぬのだから、管理技術だとかあるいは専門技術がいくれたのは間に合わないわけですから、大学であろうがどこであろうが、中央の大学からでも立派な先生を呼んで、そこで金をかけて研修をやっている、こう思うんですね。ただ、さっき申し上げた学校教育的な分野、こういう分野は少ないんじゃないかな、こう私は思いますので、その分野については一体どうなのかなと。

それからもう一つは、特にこういう生涯教育でやってもいいというのが何点かあるわけですね。例えば、この間大臣にも御質問申し上げたような文化財の問題ですね。一般の市民、県民の皆さんというのは、展覧会があると、それを見る機会があります。しかし、具体的にその修復だとか何かということについてはわからないわけですね。それで、文化財が果たしてどの程度大切なものかというようなことについて、恐らくほとんど知らないで展覧会を見ておられると思うんですね。そういう日本の非常に大切な宝であるこの文化財、広島県であれば広島県の宮島にはこういうものがあるんだ、歴史的にはこうだというように、これについて生涯教育の一環としてやるというのは、私は非常にいいことではないかと思えます。それからもう一点は、国際日本と言ったわけけれども、国際感覚とかあるいはマナーというのは、県民の皆さん一人一人が身につけることがなかなかできていないんじゃないか。世界の情勢は今こうなんだという、そういうような話を皆さんにしてももらえるような場があったらいいなと、このように私は率直に感じているわけなんです。そういう分野は、この法案を見ますと、美術というように書いておられますね。伝統工芸なんかも入るのかもわかりません。それで、指

定の地域なんかを見ますと、愛媛県の砥部焼とい
うのがありますが、その砥部というのが入っ
ていますよね、ここへ。これは英城とか石川、福
井という中に、この愛媛県という中の砥部、松山
市がありますね。恐らくこれは焼き物の関係をや
られるのかなという感じでちょっとおるんですよ
ね。

あとはこれを見ると、スポーツ関係が非常に多
いんですね。だから、そういう意味で、この中
身も何か具体的に、生涯教育というのは地域によ
ってももちろん違いますし、地域の中でこれをぜひ
やりましょうという自主性は大事だと思います。
しかし、大体どういうものかというそのイメージ
がどうもわいてこないもので、恐らく委員の皆さん
方も、一体どういうことなのかと思いつながらこ
の法案の審議をしていると思うんですね。その辺
の形をもう少し明確にしてもらえませんか、イ
メージを。

○政府委員(横瀬庄次君) ただいまの御質問は、
この法案の五条以下の生涯学習振興地域の特定地
域についての具体的なイメージをということだと思
います。

この地域につきましては、都道府県が教育、文
化、スポーツといったような公的な施設が集積し
ているような管内の特定の地区におきまして、そ
の周辺住民の生涯学習のために、例えばカルチ
ャーセンターの講座でございましてとかスポーツ教
室あるいはスポーツイベントの開催、あるいは音
楽会、展覧会、講演会といったような高度で多様
な学習の機会を総合的に提供するという事業を市
町村のみならず民間事業者の参加を得つつ行お
う、行うことを奨励しようという制度でございま
して、そのために民間事業者による事業の振興の
ための基金法人を設けることにしているわけでご
ざいます。

この基金法人は、民間事業者の事業に対する債
務保証などの資金の融通の円滑化のための事業、
業務というのがありますが、そのほかにも例え
ば、この地区についての事業の企画、研究であり

ますとか、あるいは事業のPR、情報誌の発行であ
りますとか、あるいはこの地区の中で働きます従
業員の研修、そういうようなものもこの基金法人
が業務として行うというようにすることになってご
ざいます。それで、都道府県がこういう具体的な構
想を立てまして、文部、通産両大臣に申請した場合
には、この企画あるいは実施面でもって両大臣が
いろいろの援助を行うとともに、この基金法人の
基金に充てるために参加した民間事業者が負担金
を支出した場合には、損金算入の特例を適用いた
しまして税制上の優遇を行う、そういうことで制
度的にこの事業が計画的、継続的に進められるよ
うに対処していく、こういう制度でございます。

もう少しこの具体的な活動について、一つの例
でございましてけれども申し上げるといたします
と、例えば公民館とか図書館とか博物館といった
ような社会教育施設、あるいは体育館、プール、
テニスコートといったような体育施設、あるいは
野外活動センターとか動物園とか、あるいはコン
サートホールというようなものがある地区があつ
たとして、その中で、行政側、市町村、公的な事
業と、それから民間事業者の互いにその長所を生
かしながら多種多様な学習の機会が提供されてい
る。そこに周辺から親子連れとか、あるいは友人
同士の人たちが集まってきて、いろいろな形で、
例えばスポーツ教室で学習したり、あるいはカル
チャーセンターで学んだり、あるいは動物園等の
観察をしたりというように、そういう教育、文
化、スポーツのいろいろな学習活動が行われる。
そういういろいろなニーズに応じて学習できるよ
うな地区というものを今盛んにさせようというの
がこの基本構想、非常に砕いて申し上げて、そう
いうことを期待しているものでございます。

○小西博行君 大臣、イメージがわいてきまし
たか——何か私は余りわいてこない。確かにどこ
かで聞いたことのあるような言葉ではあるんですけ
れども、なるほどいいもんだなというあれがわい
てこないんですね。

この法案の中を見ますと、やっぱり生きがい
を求める学習というのが一つですね。それから、職
業等に生かせるような学習。職業というのにな
りますと、さっき私がいろいろやってきましたよ
うなことが一つに入るんじゃないかと思うんです
ね。

それからもう一つは、生きがいというものが入
っているでしょう。生きがい。この辺をどのよう
に整理するかという感じがして、大臣、何か御
意見ございませんでしょうか。

生きがいのある学習、みずから喜び勇んでやる
ことです。学校教育みたくに一律当てられ
て、試験してという教育じゃないでしょう。だか
ら、みずから興味があったら全然学習にならな
いだろうと思うんです。そういう意味で、みずか
ら生きがいを持つような学習というのは一体どう
いうものがあるんだろうか。教える方によっても随
分違うだろうと思うんですね。何かイメージがち
よつとわかないので、お願いします。

○国務大臣(保利耕輔君) その人その人の考え
方で、あるいは感じ方でも違いますので、一概
に言えないんだらうと思いますけれども、つま
り、美術館に行つて絵を見たいと思う方と、博物
館に行つて古い物を見たいと思う方といういろ
んな方々、人間千差万別であるように思
います。それは単に美術館、博物館だけの問題で
はなく、勉強する内容その他でも個人によって
願望というものは違うだろうと思います。そうし
た多種多様ないろいろな願望を全部かなえるとい
うことはなかなか難しいことではあるうかと思
います。しかし、市町村ないしは県の中にこうい
うものがありますよというものを整理して情報提供
して差し上げるといふようなことは、生涯学習を
振興していく上で非常に重要な部分だと思つた
わけでございます。

先生おっしゃいますように、この抽象的な法文
の中からイメージを引き出すことはなかなか難し
いのでございましてけれども、私としては、例えば
スイミングクラブのようなもので運動をする、あ
るいはゴルフの練習場もあるいはその一つかもし

れない、あるいは英語会話を勉強する場所、そう
いうようなものをイメージしながら、どうして今
までそういうものがなかった地帯につくっていく
ことができるかといううなことを真剣に考え、
とりあえずできるものからやっていくというこ
とで御提案を申し上げたのがこの法案であるとい
うふうに認識をいたしております。

○小西博行君 大臣はカラオケが好きかどうか私
もちょっとわからないんですが、カラオケの現象
というのは、私がつぶさに見ておりますと、カラ
オケでマイクを離さないというの、もともと上
手な人じゃないんですね。例えば芸大の音楽科出
たような人というのは、もう上手なのが当たり前
ですから、みんなが拍手しても当たり前だとい
う概念なんです。ところが、下手だと自分と思っ
ているのがつい歌うと、相手の上手さもあって拍
手をしてくれる。それでいつの間にか一番歌がう
まいという感じになりまして、人間の動機づけと
いうのは何かそういう部分に案外潜んでいるんじ
やないかと思うんですね。

だから、割合知らないうちに世の中を通過して
しまふというのが多いんじゃないか。そう思いま
して、日本の教育というのはいさ意味で果たして
そのような教育になっているのかどうだろうか。
例えば試験というの、いい高等学校へ行かな
いといけない、いい大学に行かなきゃいけないとい
う前提で一生懸命に物を暗記していくということ
です。余り余裕もないです。その中で本当に勉強
というのは楽しいというふうな理解する人が何人
いるんだろうかと思うんですね。

私は大学で十二年ほど教えておりましたが、入
ったときには非常に成績の悪い子が、だんだん興
味を持っていきなり勉強するとかタイミン
グだと思つておられます。だから、そういうものをうま
く地方の中で、生涯教育の中で、焼き物やさんだ、
さつきスイミングクラブとおっしゃったけれど
も、そういうものでも、やはり楽しくやらな
いと、恐らくこれは成功しないだろうというふう

に、あるいは英語会話を勉強する場所、そう
いうようなものをイメージしながら、どうして今
までそういうものがなかった地帯につくっていく
ことができるかといううなことを真剣に考え、
とりあえずできるものからやっていくというこ
とで御提案を申し上げたのがこの法案であるとい
うふうに認識をいたしております。

○小西博行君 大臣はカラオケが好きかどうか私
もちょっとわからないんですが、カラオケの現象
というのは、私がつぶさに見ておりますと、カラ
オケでマイクを離さないというの、もともと上
手な人じゃないんですね。例えば芸大の音楽科出
たような人というのは、もう上手なのが当たり前
ですから、みんなが拍手しても当たり前だとい
う概念なんです。ところが、下手だと自分と思っ
ているのがつい歌うと、相手の上手さもあって拍
手をしてくれる。それでいつの間にか一番歌がう
まいという感じになりまして、人間の動機づけと
いうのは何かそういう部分に案外潜んでいるんじ
やないかと思うんですね。

だから、割合知らないうちに世の中を通過して
しまふというのが多いんじゃないか。そう思いま
して、日本の教育というのはいさ意味で果たして
そのような教育になっているのかどうだろうか。
例えば試験というの、いい高等学校へ行かな
いといけない、いい大学に行かなきゃいけないとい
う前提で一生懸命に物を暗記していくということ
です。余り余裕もないです。その中で本当に勉強
というのは楽しいというふうな理解する人が何人
いるんだろうかと思うんですね。

思います。

私自身も、実はスキндаイビングといって潜るやつですね、海深く潜る。五十メートルぐらい潜ります。これは現在、国家試験がありません。そして、各地方のいろいろなそういうダイビングセンターみたいなものがありまして、そこで資格をもらうわけですね。その団体の資格をもらうんですね。職業ということになりますと、ダイビングは労働省が管理しているわけです。ところが最近になりまして、文部省もぜひともそれをやりたいという動きがあるでしょう。御存じですか。なぜかといったら、スポーツというのが入っているからなんです。運輸省の方も、何かうちもだ、建設省は護岸工事をやっているから、うちじゃないかと。こういうふうになりまして、そういう店をやっている連中は困っているわけですね。

現実はそのような格好にあるいはなりはしないのかなど。だから大変失礼なんだけれども、さっきちょっと申し上げたように、文部省がやらなければうまく成功するんじゃないか。さっき言ったように、教育というのは非常にたががきついですからね。余りおもしろくないような生涯教育になったらいかにぬなという私は心配しているわけなんです。私は、物事に興味を持ってやるというのは、そういうところに実は原点があるような気がして。ですから、その辺を文部省の皆さん方がよく御理解をした上で、地元といろいろな折衝して、いい形にしていただけるんなら、これはもう大賛成なんですけれども、案外つぶしてしまいうような努力を一生懸命やられる人が中にはおられないか。

それから、そういうセンターをつくったら、天の下にまた行きはせぬかと、ちょっとそういう心配があります。その点は大丈夫でしょうかね。

○政府委員(横瀬次君) 学習に対して一つの生きがいを感じる、充足感を覚えるというようなことは最近の傾向としてかなり出ておまして、例えば高齢者の学習需要というの、例えば源氏物語なら源氏物語の一篇を鑑賞するというだけでは

なくて、もっと体系的に全体を研究するというようなことについて没頭をして生きがいを感じるというふうな、そういう学習に対する充足感といいますか、そういうようなものもかなり最近では出ております。いわば本格化志向といえますが、そういう需要に対応するために、都道府県、市町村というものが、かなり講座や学級というものの、本格的な大学の先生たちと連携をとって、そして講師も立派な方々を呼んで体系的な学習のコースを上げていく、そういうような方向は確かに最近出ていると思います。

先ほどの、この事業につきまして実際に行います場合に、批判を受けるようなそういうようなことのないように、それはもう十分に留意をしておきたい、そういうふうな方向に思っております。

○小西博行君 ちよっと早目にやめようと思つて焦っているんですが、放送大学、これにちよっと入ってみたいと思つてます。

放送大学は、もう御存じのとおり、今関東一円でやっております。ちよっと今の宮地理事長さんが大学局長のときだったと思うんです。委員長もあのときに文部省でおられたと思うんです。

放送大学で一番私も心が配ったのは、大学教授がテレビによって講義するわけですが、本当におもしろい講義ができるんだらうかと。普通の講義というのはむだに非常に多いわけですから、結構例を挙げながら楽しくやれるんですが、テレビの画像で全国一円にということになりますと非常に心配になりまして、かたいかたい授業になりはしないかという感じが一つありました。あれも実は生涯教育の一環というのがあります。そして全科履習しますと教養の方で大学卒の単位を取れる、大学卒の認定がある、あるいは単位の互換性がある。まさにこれは学校教育という形で非常に皆さんが期待したと思うんです。

私は、あのときにも、早く衛星を打ち上げて、かえって東京とか関東というのはいっぱい教育の機会があるわけで、そうじゃないところがむしろ大事なんです。そのときに文部省の方もそう

いうようにおっしゃったんです。大学のないところ、交通の事情の非常に悪いところ、そういうところでテレビを見て勉強できるんですよというふうなお話だったんですね。ところが、衛星がうまく上がって、文部省のいわゆる放送権の獲得が、平成九年ぐらいには何とかいけそうだといいことですね。

私は、さっきの学校教育という面をいけば、放送大学が、衛星を打ち上げて全国に流れる、そして各地方には大学がある、そこでスクーリングをやっていくという、この体制をとれば、学校教育というのとは相当徹底できるんじゃないか、特に勉強したい人は、資格を取らない人というのは、ちゃんと選科履習というのがあるわけですから、それでも構わない。だから、この問題がずっと延び延びにおくれてしまっている、そこに生涯教育の一つの大きな問題点があるんじゃないかなという感じがしているんです。これがうまくできておりましたら、各地域にそういうセンターがもう既にあるわけですから、それは大学のどこかの教室を借りてもいいわけでしょう。だから、そういうところにもちゃんとできておるわけですから、その講義以外のもの、例えばさっきの砥部焼なら砥部焼というものを焼く方法についてであれば、そこの方にきていただければ幾らでも講義ができる。実習もできる。こういう格好に、プラスアルファで大変大きな成果を上げるんじゃないかなという感じがするんですね。これはもっと徹底的にやってもえぬでしょう。

放送大学も早くやるやるといながら、ずうっとおくれてしまっている。最近ではビデオで何か所かやるような、広島も何かそれに挙がっているようなんですが、ビデオを中心にして学習をやってみよう、こういうような話もあります。あれもこれもいっぱいあるよりは、何かすかつとした整理されたものの方が私は非常にやりやすいんじゃないか、こう思うんですが、その辺の見通しはどうでしょう。

○政府委員(横瀬次君) ただいまお挙げになりましたビデオ学習センターでございますけれども

も、これは対象地域の拡大ということを本格的にやるまでにはまだ時間がかかるわけでございますので、それまでの間、何もしないということではなくて、その放送地域以外の地域におきまして、豊富にあります放送大学の持つておりますビデオ・オーディオテープを中心とした教材をぜひ活用したい、そして放送地域以外の地域においてもそういう学習の機会を提供したいということ、今お話しになりましたように、昨年度広島大学の御協力を得ましてそういうビデオ・オーディオテープの視聴を主体とした放送大学の教育についての試行実験をいたしましたわけでございます。

その結果は、応募者が定員の二倍以上になるといふふうに、非常に放送大学に対するそういう期待が大きいということもわがわがしたものでございまして、その実験結果を受けて、本年度北海道、広島、福岡、沖縄の四地区に、それぞれの国立大学の協力を得ましてビデオ学習センターというものを設けまして、その中で、ビデオ教材、二百八十八課目ございまして、を活用いたしまして、そのセンターの中で視聴する学生に単位を与える。選科履修あるいは科目履修ということに限りはしますけれども、受け入れまして履修をさせまして、そして単位の認定試験も実施をして、合格者には単位を認定する、そういう制度を十月から発足させる予定にしております。

ということで、こういうビデオ学習センター、それぞれの国立大学というが、大学の協力を得ながら設置をしていかないといけないわけですが、そういうものをできるだけ拡充をいたしまして、それで、先ほど申しました放送網の整備あるいは学習センターの整備というものが全国に拡大していく際には必要になってくるわけでございますので、その学習センターの基礎にしていこうというふうなことを考えていきたいというふうに思っております。

○小西博行君 広島の場合は、何か応募が二倍以上というふうなことでございまして、関東一円のやつは大体応募といったって今八割ぐらいいしか

埋まらない。ちょっと人気が悪いんですね。これは時間がないから言ってしまうけれども、何で人気が悪いのか。当初は非常によかったのではありません。考えてみたら、あれは教養なんですよ、先生にはないんです。一般教養の資格なんですね。それでしよう。例えば会計士になろうと思つたら、その単位は別ですね。国家試験を受けるので、なろうと思つたら別にやるわけですね。

当時はこういうことがあったんですね。例えば税理士の資格を取りたいとか、そういう人たちがいるのは二年間の専門学校があるわけですね。それと一緒に、反対される迷惑をかけるというところで、余り影響を与えないような教養という目的だけに絞ったんですね。それが私はやっぱり聴講生あるいは学生という数が減ってきているんじゃないかなと、そんな感じもちょっといたしまして、これから先放送大学も一般の皆さんのニーズをやっぱ早くキャッチしてやらなきゃいけないだろうと思ひますよ。ただずっとそればかりをやっているんだから、そのままですというこ

とじゃなしで、時代のニーズに合ったやり方をしたいかなきゃいけない。

どちらかといつたら文部省は非常にテンポが遅いんですね。時代の感覚の中で一番遅いんじゃないでしょうか。それはいろんな仕事の役目柄しようにない部分がありますけれども、テンポが非常に遅いんです。もう放送大学つくるときあの勢いというのは、宮地さんももちろんそうですが、きょう審議官の井上さんも来ておられますが、非常に熱心で、何としてもこれやらなければというようなことで、大臣、すごかったんですよ。毎日日参して、何とかやりますと言つて。で、き上がったら、もう宮地さんその理事長になつて行きまして、それでどうなっているんやと言つたら、まあやっていますということでしょう。

私はそうじゃなくて、もう忘れてしまつたんじゃないかと思うんですね。こういう法案を出すのは結構だけれども、もう現実にたくさん金を出して

て今ある意味では実験をやっているわけですね。だから、それは早く全国へ流して、本来の目的を達成できるようにしてもらいたいんです。そのことだけ申し上げて終わりたいと思います。

○笹野貞子君 小西委員、順番を狂わせまして先によつていただきました。大変ありがとうございます。

大臣が私がどこかでサボつていたんだというふうに思われるとちょっと困りますので、一言だけおくれたことを弁解いたしますと、選挙制度審議会に各政党が意見を述べに行くという、そういうことで、ちょうどきょう私の番が回つて参りました。行つてまいりました。本来ならば時間ももっと早かつたんですけども、どうやら私たちの会派の言葉遣い、意見の言い方が大変ほかの政党と違つてわかりやすくおもしろかつたということで、質問が非常にどんどん来まして、時間がおくれましてしまいました。

私が今なぜこんな余計なことを言ふかといふと、言葉遣いがわかりやすく大変おもしろかつたという評価をいただいたことをきょうは述べさせていたきたいというふうに思つたからです。

というのは、私もこの生涯学習というのは大変重大です。考えてみますと私も随分婦人の学習のためにいろんなところを回つて歩きましたし、また、今いらつしやいませんけれども森山委員がその仕事についているときには、一緒に婦人学習でもつてお仕事をしたこともあります。そういう意味で、大変この生涯学習というものに興味を持ち、これはいい法律だというふうに思つておりました。そしてでき上がった法律を見たんですけれども……。

一つ私はこれから大臣にお伺いいたしますけれども、大臣は皆さんから若いというふうに言われて、文部省はこれから一生懸命やるだろうということで大変人気があります。私も若い大臣だからこれから日本の教育の将来を担うためには、すばらしいことをやつてもうらうらうというふうに思つております。しかも大臣はフランスに長いこと

いらつしやっている。というのは、フランスというのは非常に美しい言葉を持ち、わかりやすい表現——このわかりやすく美しい言葉というのは、フランスではその人の人格の一端に入れられるというのを聞いております。

ところが、この法律を見ますと、私はこれを理解するのに非常に困難でして、文部省からわざわざ来ていただきましたで一々聞いて、あんなるほどそういう意味ですか、あ、そういう意味ですかというところで、やつと理解いたしました。こんな審議時間が短いときに、こんなわかりにくい文章で、何を言っているかさっぱりわからないのです。

そこで大臣、文部省がつくつたこの法律のこの文章は、大臣としてはこれで御満足で、わかりやすく、きれいで、文部省としては世界に恥じない文章だといふふうにお考えですか。

○国務大臣(保利耕輔君) 法律の文章というのは時として非常に難解、わかりにくいものがございます。私も実は生涯学習の振興のための法案を読んでみまして、一回読んですばつとのおみ込めるかと言われれば、私もなかなかそうはいかなかつたんですが、しかし、これは何回も何回も赤線を引きながら読んでみまして、なるほど味わい深い文章だと思ひました。

そしてまた、この文章につきましては、内閣法制局におきまして一生懸命審議をしていただいて、これでいいであらうというところで練りに練つて出させていただいたわけでございます。

私も、これは例えば前の経験で申し上げますと、日本語を英語に直すときに、何が主語であつて何を述語に持つていくかということを常に考えさせられるわけですが、ちなみにこの文章を、第一条で主語は何で述語が何であるかなんというのを検討してみました。先生からも御指摘をいただきました。

読んでみますという、これは私の解釈でございますが、この第一条の主語は「この法律は、」であると思ひます。そして、述語は何かという、

「生涯学習の振興に寄与することを目的とする。」これが述語であるように思ひます。したがいまして、これをつなげて読みますと、この法律は、生涯学習の振興に寄与することを目的とするというふうに読めてくるわけでございます。中にいろいろとあんこみたいなものが入つておまして、あんこと言つてはちょっと済みませんが、そのあんこの内容というのを分析してみますという、なかなか味のある文章だと、こういうふうに読んだわけでございます。

しかし、法律というものは本来なかなかわかりにくいこともありますし、私もEC本部が書きました英文のいろいろな文章を見てみますという、幾ら読んでもさっぱりわからないというのがやつぱりございました。これは世界的な傾向というものが言えるかもしれませぬけれども、今後やはり法律をつくる場合には、おみ込みやすい文章にしていかなければならないことは感じております。

○笹野貞子君 大臣がわかつていただけたと話がスムーズにいくんですけれども、やつぱり文部省というのは、日本の文化、芸術、教育の最先端を示すわけですから、文部省がつくつた法律はやつぱり美しく、わかりやすく、大変すばらしい文章だといふふうにならなければ、みんなが読んでもわからないような文章をつくるのが文部省だといふ、そこら辺からやつぱり文部省の認識が私は非常に問われていくというふうに思ひます。

特に生涯学習というのは、学生じゃなくて一般の社会の方、そしてこれから勉強したいという方、一般の人を対象にする法律ですから、読んだらすぐだれでもわかるという、そういう文章に意欲的に取り組むという、そういう文部省こそが日本の新しい教育を担つていけるというふうに思ひますが、いかがでしょうか、大臣。

○国務大臣(保利耕輔君) 日本は法治国家でございますし、おのずと法律の文章というのはそれなりに制約があるかと思ひます。しかし、先生御指摘のようなわかりやすい文章にできるだけして

いくということ、我々が心がけなければならぬことだということは私も同感でございます。

○笹野貞子君 よく、金閣寺はだれがつくりましたかという、大工さんなどという言葉がありまされども、この法律はだれがつくったのですかという、法制局というふうに答えまされども、今度から文部省はそういう感覚をやめて、この法律を文部省が主としてつくるときには、わざわざ説明を聞かなくても一度でわかるような、そういう法律をぜひともつくっていただきたいことをここで改めてお願いをいたしまして、もしわがかりづら法律にするのでしたら、一年ぐら前に原稿をいただければ私たちがじっくりと見まされども、たったこんな短い審議の中で、こんなわがかりづら法律というのは私は非常に遺憾に感じております。この次には、どうぞ文部省がこの悪い、よろしむべしという今までの法律の悪い習慣を率先してやめていただきたいというふうに思います。

それでは次に移らしていただきます。私は途中で抜けてしましまして他の委員さんの御質問を聞きまされまので、重複する箇所がありましたら大変申しわけございませんが、御勘弁いただきというふうに思います。

さて、この生涯学習の法律を読ませていただく、本に何が何だかさっぱりわからなくて、何を言いたくて、どこを準備範囲にして何をしたいのか本当にわかりづらいんですが、私が生涯学習とは何だろうということ、河合雄雄さんという、大変この方は教育に熱心な方で、その方が生涯学習とは何かということを書いたものがありますので、それを参考に読みますと、本当にすばらしいなというふうに思いました。その中で、あるのですけれども、きょう私はこの箇所だけピックアップしましてお尋ねをしようと思つたのですが、生涯学習というと、これはだれしも人生ずっと新しい知識、新しい技術を導入して、生きがいのある人生を送るんだ、先ほどからだなたかもそうおっしゃっていらっしゃいました。

そして、いつまでも進歩し、元気で自分の能力を磨いていくのだというふうに言うわけですが、しかし、人間の一生というのは、先ほど針生先生がちょっと死に触れられて、その後聞きまされども、本当に申しわけないのですけれども、人間というのは必ず能力が落ち、体力が落ち、そして最後は老人となって死ぬわけですね、本当に、

ですから、生涯学習というのは、いかにすばらしい生き方をすること、そういう半面と同時に、だんだん学習をして積み重ねていくことによって、いかに生きるかというプロセスを経て、最後にはいかにすばらしい死に方をすること、死の学習というものをこの生涯学習の中に入れなければ、老人はだんだん体力が衰え、能力が衰え、目も見えなくなるということになって、生涯学習が能力開発、すばらしい技術ということだけでやっていくならば、今の小学生や中学生の落ちこぼれという表現があるとするならば、老人の落ちこぼれという言葉が出てきてしまう時代になってくるということを書いています。これは私はすばらしいことだと思ふんです。

さて、この生涯学習の法律をつくるときに、いかに生きるかということ、わかりました、るる書いていました。しかし、いかにすばらしい死を迎える学習をするかというのは、その中に入れてお考えになっておりましたか。

○政府委員(横瀬庄次君) 生涯学習、生ある限り学習をするということでございますが、その生の最後のところというの、一つの生のあるうちの非常に大きな関心事であるわけでございます。ですから、生涯学習という学習する範囲といいますが、対象というものが、今おっしゃいました死というところ、またいかに死ぬかという内容についても含んでいるものであろうと思ひます。

○笹野貞子君 含んでいるとするならば、民間活用するときに、こういう講座はどこにあるのか、もし具体的にありましたら教えてください。

○政府委員(横瀬庄次君) いろいろな講座が社会教育あるいはその他の活動を通じて全国でた

くさん行われておるわけですが、具体的にどういうところでのどのようなことが行われておるかは私、ちょっとつまびらかにはしませんが、具体的に挙げるということではちょっとできかねるものでございます。

○笹野貞子君 具体的に挙げられないということ、調べなかったというふうな受け取ってよろしいんですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 全体としての調査という、実際に全国で細かくどういう講座が行われておるかという調査は、今のところ行われておりませんので、そういうことについての把握はできてないということでございます。

○笹野貞子君 不思議に思ふんですけれども、やっぱりこれだけ重大な生涯学習というものに国民全体が興味を持ち、みんなこの法律のすばらしいでき上りを待っているときに、そういう実態調査もせずに、とにかくくっちゃえ、後は何かやっちゃえと、こういう乱暴な発想から出ておるんですか。

○政府委員(横瀬庄次君) 細かい講座のそれぞれのコースの内容までは把握はできてないということでございます。大体どういうような概要になつて行われておるかということについては、いろいろな各種の調査がございますので、例えば生涯学習に関する世論調査なんかもそうでございますし、それから生涯学習に関する機会の調査というものもなされておりますので、そういう概要については承知をしておりますけれども、ただいまのお話のいかに死ぬかというようなことについては、ちょっと特殊な問題でもございまして、そこまでの詳細な内容は承知してない、こういうことでございまして。

○笹野貞子君 特殊とおっしゃると、私はまた首をかしげたくなるのです。スミミングとかテニスなんというのは、これはある一部の特殊な人です。でも、死というのはみんな死ぬんですから、特殊じゃないでしょう。特殊ですか。

○政府委員(横瀬庄次君) もちろん死というものは普遍的なものであると思ひますけれども、それ

について学習をするという考え方は、それはまだこの社会では特殊といひますか、それほど例があるものではないのじゃないでしょうか。

○笹野貞子君 それでは、この生涯学習という法律は、それを中に入れてなかったというふうにとつていいんですか。

○政府委員(横瀬庄次君) この生涯学習の基盤整備というものを考える場合に、具体的にどういう実態にあるかということまで承知をして、そしてその上で考えるという性質のものじゃないというように思ひますので、おおよそ生涯学習というものを一応観念的にとらえて、そしてそれから考えていくわけでございます。最初に申し上げましたように、おおよそその学習の対象にいかん死ぬかというようなことが入っている、含まれるということはあるかと思ひますけれども、ですからそういう意味で、生涯学習の推進を考えるときに、その対象になってきたかどうかとおっしゃられれば、それは入っていたかどうかと言つていいと思ひますけれども、具体的にどういう実態にあるかは承知をしていない、こういうことでございまして。

○笹野貞子君 わかりやすい日本語で言っていたと本当にありがたいですけれども、正直に言つて何を言っているのか本当にわからないんです。入ったというのか入ってないのか、調べる必要がなかったのか調べたのか。やはり大変重大なことです。大臣のように正直にやはり答えていただかなければいけないと思ひます。

もしこの問題が入ってなかったとするならば、これは重大な私はこの調査のミスだというふうに思ひます。どこの民間企業でも、どう生きるかという、元気でお金を得てやるところの講座は非常に多いと思ひますけれども、そうじゃない講座というのは民間がやるはずがありません。ですから、そういう意味では、私は大変この法律というのは危険な部分がいっぱいあるなということを感じております。であるならば、民間がやらなければ今度は文部省の出番なんです。です

から、これからは無責任な御回答じゃなくて、文部省としていかにこの問題に取り組むかということとをしっかりと御回答願いたいと思います。そのために私は難しいことを言いません。やろうと思ったらすぐできる問題をこれから幾つかお聞きいたしますので、お答えいただきたいというふうに思います。

さて、いかに人間は美しい死を迎え、安心する死を迎えるかというためには、何といつても医療と看護という問題になります。ですから、そういう点ではこの生涯学習というのは、まあ医療の方は大変日本は進んで、そして量的にも質的にもすばらしいというふうに評価はいたしますが、問題は、私がこの間から一生懸命にわめき散らしてあります看護教育の問題にやっぱり立ち入らざるを得ません。いかに安心してすばらしい死を迎えるかというのは、まさに看護教育の出番になるわけです。ですからこの法律をつくるに当たって、先ほど社会人入学の話が出てまいりましたけれども、これから高齢化社会ですから、住民のニーズという言葉がありましたけれども、今住民のニーズが高いんです。看護教育、看護学に対して高いわけですから、どのような配慮、どのような措置をとっておりますか。

○政府委員(坂元弘直君) これも何回も先生にお答えして満足いただいていない感じでございますが、私もどしどしは、まず看護婦の需給見通しにつきましましては、厚生省で昨年五月に看護婦の需給見通しについて発表がございました。

厚生省発表のその需給見通しの中の文章によりますと、看護婦の需要の増大、いいかえれば看護婦の不足というのは、病床数の増、複数夜勤体制の普及、労働時間の短縮、老人保健施設の整備等種々の要因によって生じたものであるというふうに述べております。そのことについては私もそのとおりだというふうに理解をいたしております。

厚生省の看護職員需給見通しによりますと、昭和六十三年度には看護職員は全国で約六万五千人

不足しているが、今後、一たん退職した方に再び復職していただくというふうないろいろな施策等を講じて、そして新卒就業者については毎年少なくとも四百人程度養成力を増強するというふうな見通しを立てているわけでございます。

私もどしどしは、このような厚生省の需給見通しを踏まえて、厚生省とも十分連絡をとりつつ、昭和六十年度、鋭意私も所管します短大等の増設に国公立を含めて努めてまいりまして、毎年大体大学、短大の看護学あるいは看護婦養成の規模としましては四百人、これはもちろん厚生省指定の看護婦養成施設を含めた数字でございますが、全体として四百人のうち文部省が所管するところは大体毎年平均しますと三百三十人ぐらい増員してきて今日まで努力してきているわけでございます。この前も御説明申し上げましたが、現在専修学校のままで大学の附属の看護婦養成学校として看護婦養成を行っているところがまだ二つ、岐阜大学と広島大学の二つでございます。これらの二つの大学につきましましては、逐次短期大学等に切りかえる努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、既に短期大学に専修学校から切りかえた大学の中にも、その短期大学をさらに発展的に解消と申しますか、スクラップするといえますか、それを改組いたしました、学部レベルの看護学の教育を行う、そういうことを検討している大学もございます。私も、今後これらの大学の検討結果をも十分まちまして、適切に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○笹野貞子君 局長に御説明いただいたんですけれども、ちょっと私内心怒っているんです。なぜかといいますと、その今のお答えは、この法律が出る前に私がお聞きをして同じような答えをいただきました。もう時期的に、私が聞いていたときと、この法律が出た今とは違いますね。ですから、私は質問で、この法律が出て生涯学習としてどのような見通しを持っているのかということを知りたいというわけですから、かみ合いません

ね。

それは以前、この法律が出ようと思まいとそういうことをやるというふうにおっしゃったわけですから、この生涯学習をやったときに、私は今看護婦さんの生涯学習をしたいというそういう希望に対してどうするかということを知りたいというわけですから、同じことを時間をもったいないですから、言わないでください。

○政府委員(坂元弘直君) 看護婦さんの生涯教育につきましましては、私も従来から努めているところでございます。特に、例えば医師を含めまして生涯教育の問題でございますが、医師、歯科医師を職務としている人が改めて大学に入ってくる、あるいは大学院に入ってくるというのは極めてまれじゃなからうかと思いますが、私もどしどしは、医師、歯科医師を、既に開業している、あるいは病院に勤務しておる勤務医を含めまして研修する意味で、平成元年度から地域の医師、歯科医師を国立大学附属病院に受け入れまして、指導教官の指導のもとに、病棟回診、症例検討会へ参加していただくなどの研修を行っているところでございます。

本年度、平成二年度も続けてその事業を行っておりますが、六月一日現在で、私の記憶ですと、四百十九人を国立大学の附属病院等に研修生として受け入れていただいております。

それから看護婦等医療技術関係の職種に従事している者には、さらに高度な知識、技術を身につける等の趣旨から、文部省といたしまして、あるいは各国立大学で個別的にそれぞれいろいろな研修を行っているところがございますし、それから一般的には厚生省でかなり看護婦さんの再教育といえますが、研修事業は展開しているところがございます。

○笹野貞子君 そんな説明では私はなかなか納得をいたしません。今需給見通しの話が出ましたけれども、平成二年度の需給見通しを見ますと、五万五千八百人新卒をして、やめる人が四万三千六百八人おります。ですから非常に看護婦さんがやめ

るという、このやめる理由。

厚生省はいらっしゃいますでしようか。このやめる理由の分析をちょっと教えていただけたらですか。

○説明員(矢野正子君) やめる理由につきましましては、女性の職業である関係もありまして、結婚、育児、それから家庭内に介護する人が出たりというふうな事情、それからまた一部は、夜勤という仕事がありますので、その条件が合わないとか、そういうことで離職するというのが主なものでございます。

○笹野貞子君 厚生省は非常に認識不足だということがこれでわかりました。私は日本看護協会に行きまして、この数字の分析をお願いしましたところ、この分析の中に、進学をするためにやめるというのが約四・八%いるそうです。看護婦さんのもっと高度な教育を身につけたい、あるいはもっと進みたいという場合にはやめざるを得ない。だからやめて受験をし、そして落ちるとまた挑戦する、こういうことがこのやめる理由の中に相当入っているんだということを聞きました。厚生省はその理由が御存じですか。

○説明員(矢野正子君) 今お話がありました進学につきましまして私が申し上げましたのは、進学というのはいくつと度外視して申し上げましたけれども、進学の数につきましましては、これは保健婦、助産婦、それからもう一つ看護婦につきましましては二年課程という課程がございますので、そちらの数が大体数にいたしまして二万ほどございますので、そういうので、やめるといいますか、看護婦、看護婦になったからすぐ入るとか、そういうことを含めました数でございますけれども、そういう側面からも分析すればそのような数になるかと思えます。

○笹野貞子君 いずれにしても大変な数が進学するためにやめるという現実、これはきつちり押さえておかなければ話が前へ進みません。そこで、今の看護教育の中では大変な学校制度に

隘路があるんですね。例えば看護婦を卒業した人が正規の大学に入ろうと思っても入れません。ですから、今度は短大の二年コースを受けなきゃいけません。短大の二年コースを受けて、それで大学に入ろうと思ってもまた入れません。こういう矛盾をはらんだ看護教育がある一方、生涯学習として看護教育をしたいという場合には、この生涯学習の中でそれをどのように対処しますか。これは文部省にお聞きします。

○政府委員(坂元弘直君) むしろそれは生涯教育というところよりも、学校制度の問題そのものじゃないかと思えます。例えば中学校を卒業して二年課程の養成所に入って、そして卒業して看護婦の資格を得たという人がいたとしますが、その人に大学あるいは短期大学の入学資格を与えられるかどうかという具体的な問題で考えてみますと、現在の大学の入学資格というのは、高等学校卒業またはこれと同等以上の学力があると認められる者に与えられることになっております。したがって、修業年限二年課程のこれらの養成学校の修了者には大学入学資格が認められてないという、そういう仕組みになっております。現実にはこれらの養成学校に通いながら高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設で教育を受けている場合に、一定の条件のもとに当該教育施設における学習を、その高等学校における教科の一部の履修とみなすことができるという技能連携制度がございます。

そういうことで、養成学校に通いながら定時制課程に学んでいる、そして技能連携で二分の一まで卒業に必要な単位を養成学校の単位を認定して、高等学校の単位として取得できるような仕組みがございます。現在、看護婦養成施設でこの技能連携制度によって技能教育施設として指定されているものが全国で百ございます。こういうような仕組みの中で高等学校の卒業資格を得ているという道があるのではないかとこのように考えているとございます。

○笹野貞子君 今の細かいことは、時間がありませんから、後からまた私はこれはずっと続けてやりますから、どうぞ御安心して——これで質問は終わりますから、また聞きます。

時間がありませんから、そういう細かいことは別にいたしまして、この法律を見ると、したいとしたい人がどこでもと、こういうことなんですね。そうすると、勉強したいと思ったときには、したいという基盤整備をしなきゃいけないということなわけですから、つまり、それは制度とかその中に当てはめるならば、今のこの隘路になっている妙な学校のそういうのを、まず一番先に体制を整えるというところの方が急務ではありませんか。大臣、いかがでしょう。

○政府委員(坂元弘直君) これは看護教育に限らず一般的に、例えばの話ですが、中学を卒業して二年課程の調理師学校に通っていったと、二年修了したけれども、やはりもう一度さらに大学でも行って勉強しなければ一流のコックになれないのかなというように、大学に行きたいという希望がある人も、今の学校制度の中ではそれが無理であるという仕組みになっているわけでございます。

これは看護婦さんの生涯教育のためにどうかという問題よりも、学校制度そのものをさらにどういう形で柔軟化するのかわからないような問題でございまして、生涯教育のために常に教育の場を与えるという点でも、学校教育にはおのずから入学資格等があるわけでございますので、その点はやっぱり限界があるんじゃないかと思っております。

○笹野貞子君 そうすると、この法律を見ますと、本当にもうバラ色ですね。したいときしたいところであれどもという。これは看護教育にとつてはうそだったわけですか。

○政府委員(坂元弘直君) だれでもがその希望するときに勉強ができる、そういう仕組みをつくるというのは、もちろん学校教育という体系の中

で、その場合にはおのずからさっき私が申し上げましたような一定の入学資格等の条件はあるわけですが、それで、その場合に社会人入学やなんかを広げていく努力をするということも私も従来から努めているところですが、同時に、単に学校教育だけではなくて、社会教育の分野でもいろいろとそういう人が実質的な勉強ができるような、そういう仕組みなり施設なりを用意していくということではないかと思っております。

○笹野貞子君 では、看護教育にどういう用意がありますか。

○政府委員(坂元弘直君) 先ほど申し上げましたような、例えば技能連携ということ提携をして、養成学校に通いながら高等学校の資格を取得するとかという道、養成学校に入っていて、二年間の間の教育の成果が高等学校と同じように評価される、そういう仕組みは今用意されているわけでございます。

○笹野貞子君 今用意されているというのは、いつまでに用意が完了するんですか。

○政府委員(坂元弘直君) 私が申し上げました今用意されておるといふのは、今既にそういう制度がありますというのを申し上げたわけです。

○笹野貞子君 私が今言いたいのは、つまり看護教育をもう一度やり直そうという、入れない学制的仕組みが現実にあるということが一つ。それから看護婦さんを長くやつても、やったその経歴の恩恵が何もないというその教育のあり方が一つなんです。これはまたいずれ時間があるときにやり直すけれども、つまり、この矛盾をなくしない限り、看護婦さんがいかに生涯学習としてもつと質の高い高度なものをと言っても、現実にはできない。そうするならば、いかに豊かな死を迎えようと言つても、一体だれがどこでその講座を開き、だれがどのようにして生涯学習のニーズにこたえるかという問題になります。ですから、私は今看護教育のことをやっておりますけれども、この法律と全く無関係ではないと思っております。これはもう大変な急務です。

そこでお尋ねをいたしますけれども、先ほどから十四省庁にわたる各省庁がこの生涯学習に、この法律に関係があると言っておりますが、私がこの間から看護教育については非常に矛盾があるんだと、もう口を酸っぱくして言っているわけですが、それでも直らない、直そうとしないのに、どうして十四省庁もの省庁の間で、文部大臣、みんな協力しますか。

○国務大臣(保利耕輔君) 現実には、縦割り行政というのは、まことに残念ながら現在日本の仕組みの中では生きておると思えます。また、それは本来は望ましいことではございませんけれども、しかし責務分担ということをきちんとやる官庁です。から、どうしてもそういう性質を帯びてくるようになるんだらうと思えます。しかしながら、やはり政治というのは国民のためにあるんだということを考えるならば、そこら辺の連携をきちんとしたものにしていくのが我々政治家の仕事である、こういうふうに思っております。

この法案におきましても、十四の省庁が関係していたしておりますが、この法律をつくり上げていただきました。生涯学習に関する審議会等を設けていただく場合には、そういう各方面の専門家にお集まりをいただいて、学校制度が持ついろいろな矛盾点、そういったことについても十分御議論をいただく、こういうふうに私も考えております。

○笹野貞子君 文部省に生涯学習審議会ですか、というのが設置されるわけですが、私も、私はやっぱりこういう審議会というのは、余り好きじゃないんですね。この法律を文部省が出したら、やっぱり文部大臣が責任を持って各省庁と話し合うべきで、その審議会にゆだねるというのは、文部大臣の力がないからと違いますか。

○国務大臣(保利耕輔君) ある意味ではそうかもしれせん。しかし、やはりその道にたけた専門家の御意見をいろいろ伺っていくということ、また意味のないことではないと思えます。そ

その上、修学旅行、遠足、キャンプ等の付き添いはもとより、今日の教育の現状及び子供の要求もあり、部活動、クラブ活動、生活指導等を担当せざるを得ない実態がふえています。

次に、学校事務職員の置かれていない学校は主として小規模校であります。学校事務すなわち学校運営に必要な業務の種類は学校規模と関係なく同様であります。したがって、小規模校においては、少数の教員が多くの校務を分掌せざるを得ない上に学校事務を分担しているものであります。そのため、教育活動や学校事務の処理に支障を生ずるなど学校教育の正常な運営が阻害されているのが実情であります。

なお、各都道府県が標準定数法の定める定員を上回って学校事務職員を配置していることにも、その必要性があらわれております。

以上述べました理由から、養護教諭及び学校事務職員の全校配置を速やかに実現しなければならぬものと考え、本改正案を提出した次第であります。

なお、政府が昭和六十年度以降予算編成に当たって、学校事務職員等の給与費を国庫負担の対象から除外しようとしたことは極めて遺憾であります。義務教育費国庫負担制度は義務教育の無償の原則に基づく国と地方を通ずる行財政制度の基本であり、国は常にその拡充に努力し、国民の期待にこたえる責務があります。今後ともこの制度の後退は絶対に許されないものであることを強く主張しておきたいと思ひます。

最後に、養護教諭の必置制を実現するためには、養成機関の内容の充実、養護教諭の地位、処遇の改善等が極めて重要であることを付言しておきたいと存じます。

次に、改正案の内容について申し上げます。

第一は、高等学校及び高等部のみを置く盲・聾・養護学校に置かなければならない職員として養護教諭を加えることとしております。

第二に、小・中・高等学校及び高等部のみを置く盲・聾・養護学校に養護教諭を置かないことが

できる期間を平成四年三月三十一日までの間としております。

第三に、平成四年四月一日以降、養護教諭にかえて養護助教諭を置くことはできないこととしております。

第四に、義務教育諸学校に学校事務職員を置かないことができる期間を平成四年三月三十一日までの間としております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(柳川覺治君) 次に、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案を議題とし、発議者小林正君から趣旨説明を聴取いたします。小林君。

○小林正君 ただいま議題となりました学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

本法は、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎における寮母の教育上の役割の重要性にかんがみ、その専門性を確立し、もって障害児教育の一層の充実を図ろうとするものであります。

平成元年度において、全国の盲・聾・養護学校九百三十八校中三百十四校に寄宿舎が設置され、一万二千七百九十五名の子供たちがそこで生活しております。そして、四千七百三十七名の寮母がこれらの子供たちの生活指導を初めとした教育に当たっているものであります。

障害児教育においては、教科等に関する指導のほか、基礎的な生活習慣と社会的自立の基礎を育成するための生活指導が極めて重要であります。また、これが教科指導を支える基礎でもあります。この生活指導が成果を上げるためには、在校時における教職員の指導だけでは不十分であり、寄宿舎または家庭において、これらの教職員と十分な連携と協力のもとに一貫した教育が行わ

れる必要があります。特に、寄宿舎においては、子供たちの生活全面にわたる指導に当たる寮母が、子供の特徴はもちろんで、その背景となる家庭環境等についても把握するとともに、教職員から子供の成長発達過程や具体的な指導の方針について密接な連絡を受けて、子供の指導に当たることが必要であります。また、寮母が寄宿舎における生活指導の中で感じた問題、意見等が積極的に教職員に提供され、学校生活に生かされることが重要であります。このように、教職員と寮母が協力して子供の教育に当たって初めて子供の全面的な成長発達が期待されるのであります。なお、こうした経験、知識が教職員や寮母から障害児の父母に提供され、家庭における指導に役立てられることもまた極めて重要であります。

このように、寮母は、単に子供の生活の世話に従事するものではなく、子供の成長発達に直接かかわる極めて重要な役割を果たしているため、教育専門職として位置づけられるべきものであります。また、寮母がこうした職務を十分に果たすためには、障害児教育及び教職に関する専門的知識と識見を持つてることが必要であることは当然であります。

しかしながら、現状は障害児教育における寄宿舎及び寮母の重要性が十分に認識されるに至っておりません。すなわち、現行の学校教育法においても、寮母の職務について「寄宿舎における児童、生徒又は幼児の養育に従事すること」とされており、寄宿舎における寮母の教育上の役割を十分に反映した定めとはなっておりません。また、寮母の名称も必ずしも適切でないばかりでなく、近年における男性の寮母がふえつつある現状から見ても実態に合わなくなっております。さらに、その重要な教育上の役割にもかかわらず、寮母については教育職員免許法に基づく免許制度がなく、教育上の職務にふさわしい専門性が確立されるに至っておりません。

このような現状を改善するためには、寮母の制度を教育専門職にふさわしい寄宿舎教諭の制度に

改めるとともに、その資質の保持と向上を図るために教育職員免許法による免許制度を新たに設けることが必要であると考えらるものであります。

次に、本法案の内容について申し上げます。

第一に、寄宿舎を設ける盲・聾・養護学校に置く寮母の制度を寄宿舎教諭の制度に改めるとともに、その職務について寄宿舎における児童、生徒または幼児の教育をつかさどることとしております。

なお、寄宿舎教諭がつかさどる教育には、これに必要な世話を含むこととしております。

第二に、特別の事情があるときは、寄宿舎教諭にかえて寄宿舎助教諭を置くことができることとしております。

第三に、普通免許状に寄宿舎教諭の免許状を、臨時免許状に寄宿舎助教諭の免許状を新設することとしております。

寄宿舎教諭の普通免許状は、専修免許状、一種免許状及び二種免許状の三種類とし、それぞれ大学院修士課程修了程度、大学卒業程度及び短期大学卒業程度を基礎資格とし、特殊教育及び教職に関する専門教育科目につき所定の単位を修得した者に授与することとしております。また、盲学校、聾学校または養護学校の教諭の普通免許状を有する者にも授与することとしております。

なお、教育職員検定によって寄宿舎教諭免許状を授与する場合についても、所要の規定を設けております。

第四に、この法律は公布の日から施行することとしておりますが、現に寮母である者は、寄宿舎助教諭となり、十五年の間、引き続きその職務を行うことができることとするともに、当分の間、特別の事情がない場合においても、この寄宿舎助教諭をもって寄宿舎教諭にかえることができるとしてしております。

また、これらの寄宿舎助教諭に対して、教育職員検定により寄宿舎教諭の普通免許状を授与する場合における特例措置についても定めております。

その他関係法律に所要の規定の整備を行つてお
ります。

以上が本法律案の提案の理由と内容の概要であ
ります。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださ
いますようお願いいたします。

○委員長(柳川覺治君) 次に、女子教職員の出産

に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部
を改正する法律案を議題とし、発議者森嶋子君か
ら趣旨説明を聴取いたします。森君。

○森嶋子君 ただいま議題となりました女子教職
員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法
律の一部を改正する法律案について、その提案理
由及び内容の概要を御説明申し上げます。

学校教育がその目的を達成するためには、児童
生徒の教科・生活指導のほか、財務・会計、学
習・生活環境の整備、子供の健康・安全と福祉な
どにかかわる活動が一体として機能しなければな
りません。そのため学校には、いろいろな職種の
教職員が配置され、その協同による有機的な運営
が期待されているのであります。

しかし、児童生徒の教育に直接従事する教育職
員以外の職員の重要性・必要性については、必ず
しも十分に認識されるに至っていないのが現状で
あります。特に学校教育法上、必要ときに置く
ことができる職員として規定されている技術職員
はもとより、その職名及び職務内容が明定される
に至っていないその他の職員、すなわち学校給食
調理員、用務員、警備員、学校図書館司書、養護
職員等の職務内容の確立と地位・待遇の保障が極
めて不十分と言わなければなりません。申すまで
もなくこれらの職員は、日々子供たちと親しく接
しながら、教材の維持・管理、学校給食の実施、
環境の整備・保全、学校図書館の運営、学校保健
の活動など、学校における児童生徒の学習・生活
に密接にかかわる重要な職務に従事しておりま
す。したがって、子供たちに与える教育的影響も
大きなものがあります。ちなみに、これらの職員

は、平成元年度において国公私立の小中高等学
校、盲・聾・養護学校、幼稚園等に約十三万四千
人配置されており、そのうち約八万五千人が女子
職員であります。

しかるに、昭和三十年に本法が制定されて以
来、昭和三十三年には実習助手を、昭和五十三年
には学校事務職員及び学校栄養職員をそれぞれ法
の適用対象に加える改正が行われ、今日では前述
の職員のみが産休代替教職員制度の適用対象外に
置かれていたのであります。

この結果、これら職種の職員は、多くの場合、
各学校に一名程度しか配置されていない実態か
ら、産前産後の休暇を十分にとることができず、
無理な勤務を行わざるを得ない状況に追い込まれ
ていたのであります。また、これら職員が産休で
休みますと、他の教職員へのしわ寄せ、学校給食
内容の低下、教育環境の整備・保全がおろそか
になるなど、学校運営上さまざまな障害を生じて
いるところであります。さらに、同一職場におけ
るこのような不均衡・不平等な取り扱いが学校の
一体的運営を阻害するばかりでなく、人材の確
保、積極的な職務態度の維持等の障害ともなりか
ねないところであります。

したがって、このような不合理な実情を改め、
かつ、母体及び乳児の保護と正常な学校運営を確
保するため、これらの職員を本法の適用の対象に
加える改正案を提出した次第であります。

次に改正案の内容としましては、女子教職員の
出産に際しての補助教職員の臨時任用制度の適
用範囲を拡大するため、小・中・高等学校、盲・
聾・養護学校、幼稚園等に常時勤務する女子教職
員のうち、政令で定める職員を加え、これらの学
校等で働くすべての女子教職員を適用の対象とす
ることを目指そうとするものであります。

なお、この法律の実施につきましては、その準
備期間の必要性を考慮して、公布の日から起算し
て三月を経過した日から施行することにしており
ます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及

びその内容の概要であります。

何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださ
いますようお願いいたします。

○委員長(柳川覺治君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時十七分散会

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立西が丘競技場一般利用施設廃止計画反
対に関する請願(第二五三七号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一五
四三三)(第一五四五五号)

一、公立学校女子事務職員に対する育児休業制
度の適用に関する請願(第二五四九号)(第一
五五〇号)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一五
五二二)

一、公立学校女子事務職員に対する育児休業制
度の適用に関する請願(第一五七一)(第一
五七三三)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一五
七九七)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等
の整備に関する法律の制定反対に関する請願
(第一六〇五五)

一、学校教育法等の一部を改正する法律案の早
期実現に関する請願(第一六一二二)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一六
一四四)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等
の整備に関する法律の制定反対に関する請願
(第一六一七七)

一、公立学校女子事務職員に対する育児休業制
度の適用に関する請願(第一六三三)

一、私学助成の大幅増額に関する請願(第一六
三五五)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等

の整備に関する法律の制定反対に関する請願
(第一六三八号)

一、学校教育法等の一部を改正する法律案の早
期実現に関する請願(第一六八四四)(第一六
八五五)(第一六八六六)(第一六八七七)(第
一六八八八)(第一六八九九)(第一六九〇〇)

一、学校図書館教育の充実・発展に関する請願
(第一六九一一)(第一六九二二)(第一六九三
三)(第一六九四四)

第一五三七号 平成二年六月一日受理
国立西が丘競技場一般利用施設廃止計画反対に
関する請願

請願者 東京都北区上十条五ノ一一ノ二
岡里順子

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一五一二号と同じである。

第一五四三三 平成二年六月一日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(四十通)

請願者 福岡市南区野多目九〇三ノ五 池
田とみ子外三百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一五四五五 平成二年六月二日受理
私学助成の大幅増額に関する請願(四十通)

請願者 熊本市田崎二ノ三ノ八一ノ五〇二
宮城正一外三百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一五四九号 平成二年六月二日受理
公立学校女子事務職員に対する育児休業制度の適
用に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境四ノ一三ノ二八
殿山清

紹介議員 木宮 和彦君

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一五五〇号 平成二年六月二日受理

公立学校女子事務職員に対する育児休業制度の適用に関する請願

請願者 東京都足立区新田二ノ一〇ノ二六 有井初枝

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一五五二号 平成二年六月四日受理

私立助成の大幅増額に関する請願(四十通)

請願者 熊本市若葉四ノ一六ノ一八 栄田 康一外三百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一五七一号 平成二年六月四日受理

公立学校女子事務職員に対する育児休業制度の適用に関する請願

請願者 茨城県岩井市大字上出島一、二〇

〇ノ一 飯村義美

紹介議員 狩野 明男君

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一五七三三号 平成二年六月四日受理

公立学校女子事務職員に対する育児休業制度の適用に関する請願

請願者 大阪市浪速区戎本町二ノ七ノ四四 橋本好弘

紹介議員 大浜 方栄君

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一五七九号 平成二年六月五日受理

私立助成の大幅増額に関する請願(四十通)

請願者 熊本市健軍町三、八二五ノ四 前 村国弘外三百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一六〇五号 平成二年六月五日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(五通)

請願者 東京都杉並区天沼三ノ六ノ一三第三 三春美莊 吉岡民子外四名

紹介議員 紀平 悌子君

今、生涯学習への要求は国民の間に広がり、その内容も多様なものとなっている。この生涯学習の機会を国民に保障する国・自治体の責務はますます重くなっている。ここで求められている国・自治体の責務とは、国民だれでもが等しくいつでも、どこでも学べるような環境を醸成し、生涯学習の自由を保障することにある。すなわちそれは、教育基本法・社会教育法に基づいて施策を充実することにある。しかし、この度政府から提出されている「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案」は、都道府県のつくづく基本構想に文部省・通商産業省が認可権を持つことによつて、生涯学習に関する行政の中央集権化を強め、民間活力の活用を重点を置くことによつて教育・学習を利潤追求の道具とすることを法的に認め、経済力の強弱で学習の機会を差別することになるなど、教育基本法・社会教育法の精神に反するものと言わざるを得ない。しかも、「生涯学習」についての定義や国民の権利についての規定も無く、教育についての法律としての体裁さえも整えていない。このような法律が制定されることは、生涯学習の振興にとつてかえつて障害となるものである。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」の制定に反対すること。

第一六一一号 平成二年六月六日受理

学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大野町宮島口上一ノ

七ノ八 野田崇

紹介議員 浜本 万三君

現在、全国の国・公・私立高等学校及び障害児学校に一万六千人を超える実習助手が配置されている。実習助手は自らの専門的力を高めるための研修を積み、今日、実習教科免許取得者は四割を超えている。実習助手は実験・実習の準備等はもちろんのこと、教諭とも分担し実験・実習教育に直接携わっており、内容によっては実習助手がいなければ実験・実習そのものが成り立たない状況さえある。さらに、生徒の問題行動や低学力など教育荒廃克服の取組や部活動指導、校務分掌の分担など学校教育全般にわたって重要な役割を果たしている。にもかかわらず、現行の「学校教育法」は「実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける」とあたかも単純な補助的職務のみに当たらなければならないとしており、職務の実態及びその重要性と合致せず、ここから矛盾が生じている。現行制度の下では、実習助手の教育に対する積極的な取組が十分保障されないばかりか、逆に制限した排除しようとする実態さえ報告されている。このような事態は教育的に大きな損失と言わなければならない。今日、実験・実習教育の重要性はますます高まっている。そのためににも実験・実習教育に携わる教職員の身分確立は不可欠であり、特に実習助手については職務の実態とその重要性から見たとき、現行制度は不適当と言わざるを得ない。そのため、第九十四回国会に初めて提出されて以降、今日まで通算で五度審議が行われ、おおよそ全体の合意が得られている「学校教育法等の一部を改正する法律案」(衆議院、中西順介君外一名提出)の成立が強く求められている。ついでに、実習助手の教育的・社会的地位の抜本的な改善を図るため、次の事項を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律案」を早急に審議し、成立させられたい。

一、「学校教育法」にある「実習助手」を削除する(教諭に一元化する)こと。

二、「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員

定数の標準等に関する法律」にある「実習助手の教」の規定を削除し、「教諭等の教」の規定に「実験・実習担当教諭等の教」を加えること。

三、「教育職員免許法」の一部を改正し、障害児学校の「特殊教科」及び理科実験にかかわる「理科実習」免許状授与等に関する規定を設けること。

第一六一四号 平成二年六月六日受理

私立助成の大幅増額に関する請願(四十通)

請願者 熊本市長嶺町一、四四五ノ二 永 田竜八外三百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一六一七号 平成二年六月六日受理

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律の制定反対に関する請願(五通)

請願者 東京都練馬区高松二ノ二四ノ一〇 角田洋子外四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六二三号 平成二年六月六日受理

公立学校女子事務職員に対する育児休業制度の適用に関する請願

請願者 神奈川県平塚市片岡九一ノ一 小島実

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第一五二二号と同じである。

第一六三五号 平成二年六月七日受理

私立助成の大幅増額に関する請願(四十通)

請願者 熊本県八代市島田町九二ノ一 岡村義弘外三百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

第一六三八号 平成二年六月七日受理
生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備
に関する法律の制定反対に関する請願(五通)

請願者 東京都練馬区貫井五ノ八ノ七 福
島園子外四名

紹介議員 紀平 倭子君

この請願の趣旨は、第一六〇五号と同じである。

第一六八四号 平成二年六月七日受理

学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現
に関する請願

請願者 熊本市上熊本三ノ一五ノ三ノ二〇
三 西村成博

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

第一六八五号 平成二年六月七日受理

学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現
に関する請願

請願者 鹿児島市吉野町三、一五二ノ七三
村山光則

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

第一六八六号 平成二年六月七日受理

学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現
に関する請願

請願者 横浜市港北区大綱町一三三 村田
育代

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

第一六八七号 平成二年六月七日受理

学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現
に関する請願

請願者 鳥取県岩美郡岩美町大谷七五一
松本和徳

紹介議員 吉田 達男君

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

第一六八八号 平成二年六月七日受理

学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現
に関する請願

請願者 神奈川県小田原市鴨宮一九 内藤
丈士

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

第一六八九号 平成二年六月七日受理

学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現
に関する請願

請願者 神奈川県綾瀬市寺尾台三ノ二ノ
一〇 相原和子

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

第一六九〇号 平成二年六月七日受理

学校教育法等の一部を改正する法律案の早期実現
に関する請願

請願者 高知市新屋敷二ノ三ノ五 地引大
三

紹介議員 西岡瑠璃子君

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

第一六九一号 平成二年六月七日受理

学校図書館教育の充実・発展に関する請願

請願者 高知市介良乙三、〇八〇ノ一四
藤本高弘

紹介議員 西岡瑠璃子君

学校図書館は、学校の教育課程の展開に寄与し、
児童・青年の健全な教養を育成することを目的と
して、学校教育に欠くことのできない基礎的な設
備として設置されたものである。学校図書館を充
実し、その教育的活動を発展させることは、児童・
青年の基礎学力の向上、人格の健全な形成のた
めに極めて重要である。ところが、受験競争の激

化は、学校教育の中における学校図書館の存在そ
のものを希薄にし、加えて専任の教員が配置され
なかったことから、児童・青年たちの図書館利用
は一層困難になっている。その結果、高校さら
には大学に行っても図書館の利用が上手にできず、
自学自習はもとより情報の収集・検索・分析・統
合・発展などの処理能力が、十分に身につけてい
ないと言われている。情報化社会に生きるために
不可欠なこれらの力を身につけることが取り分け
必要であり、現在そうした教育が児童・青年の自
学自習の能力を高めるとともに、学校教育に強く
要望されていることは言うまでもない。また、児
童・青年の活字離れの傾向が強まり、そのことが
情報面に悪影響を与えているとか、個性の発達を
阻害しているなどの指摘もあり、こうした現状を
打開するためにも読書教育の重要性はますます増
している。今こそ学校図書館教育の充実を急がな
ければならない。そのために必要なのは、施設設
備の充実はもちろんのことであるが、何よりも専
任の学校図書館員の配置が必要である。ところが
が、現行の学校図書館法では、司書教諭は「充て
教諭」となっており、そのため定数法上の規定は
無い。高校では、昭和四十二年の文部省通達によ
って学校図書館員が配置されている状況もある
が、小・中学校では、昭和四十四年の文部省通達
にもかかわらず配置は極めて少なく、配置されて
いる職員の身分は、教育職二級の教諭から、実習
助手、行政職員、現業職員、臨時職員、嘱託職
員、パート職員、私費職員等々、実に多様な状況
であり、不安定な身分のまま配置されていること
が多くある。こうした状況を改善し、学校図書
館教育を充実・発展させるためには、「専任司書教
諭」の制度化と現職者のそれへの移行がどうして
も必要である。ついで、学校図書館教育の充実・
発展を望む父母や、学校現場で働く教職員の意を
受けて、次の事項について実現を図らねばなら
ない。

一、小学校・中学校・高等学校及び障害児教育諸
学校の学校図書館を充実させるため、その設備
と図書に関する基準を改善するとともに、大幅

な国庫助成を行うこと。

二、学校図書館の充実・発展のために学校教育
法・定数法・学校図書館法等を改正し、「専任
司書教諭」制度を確立して、小学校・中学校・
高等学校・障害児学校に専任の司書教諭を配置
すること。

第一六九二号 平成二年六月七日受理

学校図書館教育の充実・発展に関する請願

請願者 神奈川県大和市林間一ノ一七ノ一
七 井上晴子

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

第一六九三号 平成二年六月七日受理

学校図書館教育の充実・発展に関する請願

請願者 川崎市多摩区登戸一、七二二ノ二
池上貴子

紹介議員 小林 正君

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

第一六九四号 平成二年六月七日受理

学校図書館教育の充実・発展に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡姶良町西餅田一、
八八〇ノ五五 小蓬原千津留

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一六一一号と同じである。

六月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、学校教育法の一部を改正する法律案(山本
正和君外一名発議)

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改
正する法律案(小林正君外一名発議)

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の
確保に関する法律の一部を改正する法律案
(森嶋子君外一名発議)

一、生涯学習の振興のための施策の推進体制等

の整備に関する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の二部を次のように改正する。

第二十八条第一項ただし書中「又は事務職員」を削り、同条第二項中「必要な職員」を「養護助教諭」に改め、同条第十二項中、養護教諭に代えて養護助教諭を削る。

第五十条第一項中「教諭」の下に「養護教諭」を加え、同条第二項中「養護教諭」を削る。

第百三条中「当分の間」を「高等学校並びに高等部のみを置く盲学校、聾学校及び養護学校には、第五十条の規定（第七十六条において準用する場合を含む。）にかかわらず、平成四年三月三十一日までの間」に改める。

第百四条を次のように改める。

第四百条 小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部には、第二十八条の規定（第四十条及び第七十六条において準用する場合を含む。）にかかわらず、平成四年三月三十一日までの間、事務職員は、これを置かないことができる。

附
刊

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条第二項及び第十二項の改正規定は、平成四年四月一日から施行する。

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の三第一項中「寮母」を「寄宿舎教諭」に改め、同条第二項を次のように改める。

寄宿舎教諭は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の教育（これに必要な世話を含む。）をつかさどる。

第七十三條の三に次の二項を加える。

寄宿舎助教諭は、寄宿舎教諭の職務を助ける。

特別の事情のあるときは、第二項の規定にかかわらず、寄宿舎教諭に代えて寄宿舎助教諭を置くことができる。

(教育職員免許法の一部改正)

第二条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「養護助教諭」の下に「寄宿
教諭、寄宿舎助教諭」を加える。

第三条第三項中「及び養護助教諭」を「養護助教諭、寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

第四條第二項中「及び養護教諭」を「並びに養護教諭及び寄宿舎教諭」に改め、同條第四項中「及び養護助教諭」を「並びに養護助教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

第五條第一項中「若しくは第二」を「別表第

二若しくは別表第二の二に改める。

第六條第二項中「第五、第六又は第七」を「別表第五、別表第六、別表第七又は別表第八」に改める。

別表第一備考第一号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同表備考第二号中「別表第二」の下

に「及び別表第二の二」を加え、同表備考第三号中「ものとする」の下に「(別表第二の二の場合に

においても同様とする。」を加え、同表備考第四号中「別表第二の下に」及び別表第二の二を四

え、同表備考第五号中「第十六条の三第一項」を

「第十六条の三第三項」に改め、「別表第二」の下に「及び別表第二の二」を加え、同表備考第七号

中「ものとする」の下に「(別表第二の二の場合に
おいても同様とする。)」を加える。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第五条関係)

[illegible]

別表第三備考第一号中「及び別表第七」を「から別表第八まで」に改め、同表備考第三号中「並びに別表第六及び別表第七」を「及び別表第六から別表第八まで」に改め、同表備考第四号中「及び別表第七」を「から別表第八まで」に改め、同表備考第五号中「別表第六」の下に「及び別表第八」を加へ、同表備考第六号中「及び別表第七」を「から別表第八まで」に改める。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第六條關係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格 受けようとする免許状の種類	有することを必要とする免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取 得した後、盲学校、聾学校又 は養護学校の教員（二種免許 状の授与を受けようとする場 合にあつては、小学校、中学 校、高等学校及び幼稚園の教 員を含む）として良好な成績 で勤務した旨の実務証明責任 者の証明を有すること必要と する最低在職年数	第二欄に定める各免 許状を取得した後、修得す ることを必要とする 最低単位数
専修免許状	寄宿舎教諭の一種免許状	三	一五
一種免許状	寄宿舎教諭の二種免許状	三	一四

論 教 舎 宿 寄	
二種免許状	
イ 小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭又は養護教諭の普通免許状	三
ロ 寄宿舎助教諭の臨時免許状	六
ハ 九年以上盲学校、聾学校又は養護学校において寮母又は寄宿舎助教諭として良好な成績で勤務した旨の事実証明責任者の証明を有すること	一八
ニ 高等學校を卒業すること又は文部大臣がこれと同等と認める資格を有すること	六

備考 この表の規定により一種免許状を受けようとする者が、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二種免許状を有するときは、一種免許状の項第四欄中「一四」とあるのは「六」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置)
この法律の施行の際現に盲学校、聾学校又は養護学校の寮母である者は、第二条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に寄宿舎助教諭となり、同日から起算して十五年を経過する日までの間は、引き続きその職務を行うことができる。
- 3 当分の間は、第一条の規定による改正後の学校教育法第七十三条の三第四項の規定にかかわらず、特別の事情がないときにおいても、前項の寄宿舎助教諭をもって、寄宿舎教諭に代えることができる。
- 4 第二項の規定により寄宿舎助教諭である者に対して教育職員検定により寄宿舎教諭の普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

論 教 舎 宿 寄	
二種免許状	
イ 小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭又は養護教諭の普通免許状	三
ロ 寄宿舎助教諭の臨時免許状	六
ハ 九年以上盲学校、聾学校又は養護学校において寮母又は寄宿舎助教諭として良好な成績で勤務した旨の事実証明責任者の証明を有すること	一八
ニ 高等學校を卒業すること又は文部大臣がこれと同等と認める資格を有すること	六

論 教 舎 宿 寄	
二種免許状	
イ 小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭又は養護教諭の普通免許状	三
ロ 寄宿舎助教諭の臨時免許状	六
ハ 九年以上盲学校、聾学校又は養護学校において寮母又は寄宿舎助教諭として良好な成績で勤務した旨の事実証明責任者の証明を有すること	一八
ニ 高等學校を卒業すること又は文部大臣がこれと同等と認める資格を有すること	六

- 5 前項の表二種免許状への項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、寄宿舎教諭の二種免許状を授与する場合については、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。この二種免許状を授与された者に寄宿舎教諭の一種免許状を授与する場合及び更にその者に寄宿舎教諭の専修免許状を授与する場合についても同様とする。
- 6 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者は、当分の間、新法第三条第一項の規定にかかわらず、寄宿舎教諭とすることができる。
- 7 新法別表第八の規定により寄宿舎教諭の一種免許状を受けようとする者が、盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の二種免許状を有する者であつて、教育職員免許法（昭和二十九年法律第五十八号）による改正前の教育職員免許法別表第一又は別表第七の規定によりそれぞれの学校の教諭の二級普通免許状の授与を受けているものであるときは、新法別表第八備考の規定にかかわらず、同表の一種免許状の項第四欄中「一四」とあるのは「四」と読み替えるものとする。
- 8 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「養護教諭」の下に、「寄宿舎教諭を

備考

- 一 新法別表第一備考第一号及び第二号並びに新法別表第三備考第四号の規定は、この表の場合について準用する。
- 二 第二欄の「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関（養護教諭養成機関を含む。）及び旧国立養護教諭養成所設置法（昭和四十年法律第十六号）による国立養護教諭養成所を含むものとする。
- 三 第二欄及び第三欄の寮母又は寄宿舎助教諭についての第二欄及び第三欄の実務証明責任者は、国立又は公立の学校の寮母又は寄宿舎助教諭にあつては所轄庁と、私立学校の寮母又は寄宿舎助教諭にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長とする。
- 四 前号に規定する学校法人の理事長には、当分の間、学校法人以外の者の設置する私立の盲学校、聾学校及び養護学校の設置者（法人にあつては、その法人を代表する権限を有する者）を含むものとする。
- 五 この表の規定により二種免許状の授与を受けようとする者について、第三欄に定める最低在職年数（ハの項にあつては、九年）を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から四単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。

加え、「寮母」を「寄宿舎助教諭」に改める。

9 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭、寄宿舎助教諭」を加える。

10 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「寮母」を削る。

11 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「寮母」を削る。

第十三条中「寮母」を「寄宿舎助教諭及び寄宿舎助教諭」に、「肢体不自由者」を「肢体不自由者」に改める。

12 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「寮母」を削る。

第二十条を削り、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(寄宿舎助教諭及び寄宿舎助教諭の数)
第十九条 寄宿舎助教諭及び寄宿舎助教諭(以下「寄宿舎助教諭等」という。)の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数(高等部の生徒のみを寄宿させる寄宿舎のみを置く特殊教育諸学校について当該合計数が十に達しない場合にあつては、十を合算した数とする)。

一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒(肢体不自由者である生徒を除く。)の数の五分の一を乗じて得た数

二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数の三分の一を乗じて得た数

等部の生徒の数の三分の一を乗じて得た数
第二十二條の二中「養護助教諭等」の下に、「寄宿舎助教諭等」を加え、「寮母」を削る。

13 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「寮母」を削る。

14 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「養護助教諭」の下に、「寄宿舎助教諭」を加え、「寮母」を削る。

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び事務職員」を「事務職員その他政令で定める職員」に改める。

第三条第三項中「学校栄養職員」の下に「その他政令で定める職員」を加える。

附則
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

この法律の施行に要する経費
この法律の施行に要する経費は、平年度約千四百万円の見込みである。

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律案
生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会が求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に關しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、生涯学習に係る重要事項等を調査審議する審議会を設置する等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)
第二条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)
第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に關し、調査研究を行うこと。

三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。

四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。

五 地域における学校教育、社会教育及び文化に關する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に關し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に關し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に關する基準)
第四条 文部大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制の整備に關し望ましい基準を定めるものとする。

2 文部大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、生涯学習審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)
第五条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。)及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成し、文部大臣及び通商産業大臣の承認を申請することができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項に規定する多様な機会(以下「生涯学習の機会」という。)の提供に關する事項について定めるものとする。

二 生涯学習の機会を提供する主体となるものについて定めるものとする。

三 生涯学習の機会を提供する場所について定めるものとする。

四 生涯学習の機会を提供する時間について定めるものとする。

五 生涯学習の機会を提供する費用について定めるものとする。

習に係る機会」という。)の総合的な提供の方針に関する事項

二 前項に規定する地区の区域に関する事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項

四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であつて政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

三 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

四 文部大臣及び通商産業大臣は、第一項の承認の申請に係る基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であつて政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

三 その他文部大臣及び通商産業大臣が承認に当たつての基準として次条の規定により定める事項(以下「承認基準」という。)に適合するものであること。

五 文部大臣及び通商産業大臣は、基本構想につき前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部大臣にあっては生涯学習審議会の意見を、通商産業大臣にあっては前条第五項の政令で定める審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

六 都道府県は、基本構想が第四項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(承認基準)

第六条 承認基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項

二 前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項

四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項

五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

六 文部大臣及び通商産業大臣は、承認基準を定めるに当たつては、あらかじめ、自治大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部大臣にあっては生涯学習審議会の意見を、通商産業大臣にあっては前条第五項の政令で定める審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

七 文部大臣及び通商産業大臣は、承認基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

商産業大臣にあっては政令で定める審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

六 都道府県は、基本構想が第四項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(承認基準)

第六条 承認基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項

二 前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容に関する基本的な事項

四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項

五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

六 文部大臣及び通商産業大臣は、承認基準を定めるに当たつては、あらかじめ、自治大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部大臣にあっては生涯学習審議会の意見を、通商産業大臣にあっては前条第五項の政令で定める審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

七 文部大臣及び通商産業大臣は、承認基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

八 前二項の規定は、承認基準の変更について準用する。

(基本構想の変更)

第七條 都道府県は、第五條第四項の規定による承認を受けた基本構想の変更(文部省令、通商産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文部大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。

第五條第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(基本構想の実施等)

第八條 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を第五條第四項の規定による承認を受けた基本構想(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認基本構想」という。)に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

二 文部大臣は、承認基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。

三 通商産業大臣は、承認基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。

四 前二項に定めるもののほか、文部大臣及び通商産業大臣は、承認基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

五 前三項に定めるもののほか、文部大臣、通商産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、承認基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(負担金についての損金算入の特例)

第九條 第五條第二項第四号に規定する者(その者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人である場合に限る。)が行う同号に規定する業務であつて承認基本構想に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとす

る。

(生涯学習審議会)

第十條 文部省に、生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を置く。

二 審議会は、この法律及び社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 学校教育、社会教育及び文化の振興に関し、生涯学習に資するための施策に関する重要事項

二 社会教育一般に関する事項及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関する事項

三 審議会は、前項第一号に掲げる事項に関し必要と認める事項を文部大臣又は関係行政機関の長に建議し、及び同項第二号に掲げる事項に関し必要と認める事項を文部大臣に建議することができる。

四 審議会の委員は、人格識見共に優れた者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十七日以内の委員で組織する。

五 審議会は、その所掌事務(社会教育法の規定によりその権限に属せられた事項に係るもの及び第二項第二号に掲げる事項に係るものを除く。)を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

六 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県生涯学習審議会)

第十一條 都道府県に、都道府県生涯学習審議会(以下「都道府県審議会」という。)を置くことができる。

二 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総

合的な推進に関する重要事項を調査審議する。
3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(市町村の連携協力体制)

第十二条 市町村(特別区を含む。)は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成二年七月一日から施行する。

(社会教育法の一部改正)

2 社会教育法の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「審議会等」を「生涯学習審議会等」に改め、同条中「政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

第五十一条第三項中「第十三条の政令で定める審議会」を「生涯学習審議会」に改める。

(文部省設置法の一部改正)

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中第百一号を第百二号とし、第百号の次に次の一号を加える。

百一 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第号)の施行に関すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。